

第2次穴栗市総合計画

前期基本計画

(原案)

平成27(2015)年11月

穴 栗 市

【目 次】

■前期基本計画の体系	3
第1章 住み続けたい、住んでみたいまち	4
1. 魅力と活力あふれる 地域産業を育むまちづくり	5
基本施策1 農業の振興	6
基本施策2 林業の振興	8
基本施策3 商工業の振興	10
基本施策4 観光の振興	14
2. 快適に暮らせるまちづくり	17
基本施策5 生活景観の保全	18
基本施策6 住環境整備、土地利用の推進	20
基本施策7 道路網の整備	22
基本施策8 上下水道の整備	24
基本施策9 公共交通の充実	26
3. 環境にやさしいまちづくり	29
基本施策10 自然環境の保全	30
基本施策11 資源循環型社会の構築	32
基本施策12 再生可能エネルギーの活用	34
4. 安全で安心なまちづくり	37
基本施策13 防災体制の充実	38
基本施策14 消防・救急体制の充実	40
基本施策15 防犯・交通安全の推進	42
第2章 安心して子どもを産み育てられ、いつまでも元気に過ごせるまち	44
5. 子どもが健やかに育つまちづくり	45
基本施策16 子育て支援の推進	46
基本施策17 就学前教育の充実	48
基本施策18 学校教育の充実	50
基本施策19 青少年健全育成の推進	54
6. 保健・医療・福祉が連携した 安心のまちづくり	57
基本施策20 健康づくりの推進	58
基本施策21 医療体制の充実	60
基本施策22 高齢者福祉の充実	62
基本施策23 障がい福祉の充実	64
基本施策24 地域福祉の充実	66
7. 心豊かにいきいきと学べる まちづくり	69
基本施策25 生涯学習の推進	70
基本施策26 文化・芸術活動の推進	72
基本施策27 スポーツ活動の推進	74
基本施策28 人権教育・啓発の推進	76
基本施策29 男女共同参画の推進	78
■（参考資料1）「関連する個別計画」の概要	81
■（参考資料2）まちづくり指標一覧	88

Ⅲ 前期基本計画

基本計画の見方

基本計画は、基本構想に掲げる7つの基本方針に含まれる29の基本施策について、「めざすまちの姿」、「現状と課題」、「施策の方向性」、「個別施策と主な取組み」、「まちづくり指標」、「関連する個別計画」で構成し、それぞれ以下の内容を示しています。

【めざすまちの姿】

市民や地域、行政が共にめざすまちの姿を示しています。

【現状と課題】

宍粟市における現状と、今後取り組んでいく必要のある課題を整理しています。

【施策の方向性】

「現状と課題」を踏まえ、「めざすまちの姿」の実現に向け、今後、優先的に取り組む施策の基本的方向を示しています。

基本施策1 農業の振興

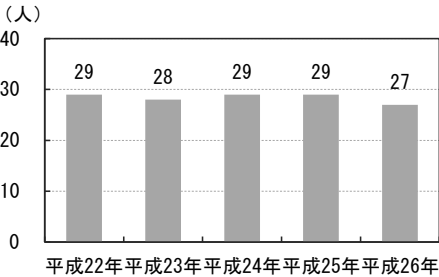
【めざすまちの姿】

農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農畜産物の生産と特産化、地産地消の推進により、安定的な農業経営が行われるまちをめざします。

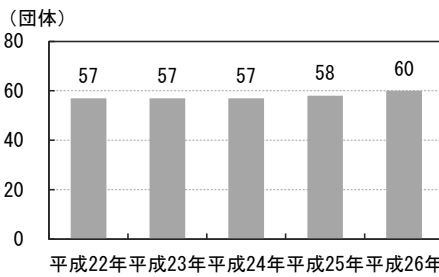
現状と課題

- ◇農業従事者の高齢化や担い手不足により、個々の農家による農業経営、農地の保全が困難となる中、耕作放棄地が増加傾向にあり、集落営農組織や認定農業者など地域農業の担い手の育成や営農体制の整備に早急に取り組む必要があります。
- ◇農地の利用集積や、土地改良施設の改修・改良などの生産基盤整備を進め、生産性や効率性の向上を図る必要があります。
- ◇農業近代化資金等の各種資金援助や農業用機械購入、園芸施設設置への補助などを行っていますが、安定した農業経営の確立に向け、引き続き地域の中心的な担い手への支援が必要です。
- ◇有害鳥獣の捕獲と防護柵の設置を推進することにより、農林業被害は減少傾向にありますが、狩猟者の高齢化により捕獲を行う従事者の確保が課題となっています。
- ◇道の駅やJA農産物直営施設などにおいて市内産農作物の販売を行っていますが、さらなる販路の拡大、地産地消に向けた取組みが必要です。
- ◇関係機関と連携し、農畜産物の特産化に向けた開発などの取組みを行っていますが、特産品の確立には至っておらず、具体化に向けたさらなる取組みが必要です。

●認定農業者数（累計）



●集落営農組織数（累計）



資料：農業振興課

施策の方向性

- ① 認定農業者や集落営農組織の育成及び新規就農者の確保により、地域農業の担い手育成に努め、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農業経営改善関係資金による資金援助や農業用機械等の導入に対する補助制度の活用、関係機関と連携した営農指導など、意欲ある農業者を積極的に支援し、将来にわたって持続可能な農業経営の実現に向けて取り組みます。

※認定農業者制度…農業経営基盤強化促進法に基づき、市が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標をめざして農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

【まちづくり指標】

施策の着実な推進と、その取組みの成果（達成度）を計る「ものさし」として、数値化が可能な統計データ等を中心に目標値を設定しています。目標値は、前期基本計画の目標年次である平成32年度と、基本構想の目標年次である平成37年度を示しています。
（現況値は、原則平成26年度を基準としますが、数値の公表時期によっては、平成25年度数値を現況値としている指標もあり、この場合は、数値の横に（H25）と表示しています。）

- ② ほ場整備事業による農地の利用集積を推進するとともに、農業用水路や農業用道路などの農業用施設の改修・改良を行い、農業生産基盤の整備を図ります。また、地域や猟友会との連携により、継続的な有害鳥獣捕獲事業を展開するとともに、防護柵の効果的な設置を推進し、農林業被害を防除します。
- ③ 生産者と消費者の信頼関係を構築し、新鮮で良質な市内産農畜産物を市民に安心して提供するとともに、地域産業の活性化を図るため、直売所等の運営支援や学校給食への活用など、地産地消を推進します。また、食の新たな魅力づくりなど、特産化、農業の6次産業化への展開も視野に入れた、活力ある農業の振興を図ります。

個別施策と主な取組み

① 担い手の確保・育成

市民等の役割	行政の役割
◆地域での、担い手の確保と育成に努めます。	◆農業担い手の確保と育成を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら担い手不足の課題解決に向けた取組みを検討します。 ◆認定農業者制度の普及啓発を図るとともに、集落営農組織の育成を支援します。 ◆継続した営農指導が行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。

② 農業生産基盤の整備

市民等の役割	行政の役割
◆耕作放棄地の発生を未然に防ぐとともに、農地の有効活用により適正な維持・管理に努めます。 ◆効果的な防護柵の設置及び維持管理に努めます。 ◆地域では、捕獲従事者と連携を密にし、より効率的、効果的な捕獲に努めます。 ◆捕獲従事者は、後継者の発掘育成に努めます。	◆耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を支援し、農業基盤の整備、農地の保全を図ります。 ◆防護柵の設置及び維持管理を支援します。 ◆猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保、育成を支援します。

③ 生産の振興と流通の促進

市民等の役割	行政の役割
◆市内で生産された農畜産物の消費に努めます。 ◆農業従事者及び事業者は、農畜産物の流通拡大に努めるとともに、産地ブランド化、農業の6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。	◆市民の地産地消への理解を深める取組みを進めるとともに、産地からの流通経路の確保及び販路拡大に向けた取組みを推進します。 ◆農林商工観等の連携による、地域特性を活かした農畜産物の特産化、農業の6次産業化に向け、各生産者・加工者・販売者が一体となる、本市の実情にあった仕組みづくりを県との連携により推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H32）	目標値（H37）
認定農業者数【累計】	人	27	33	38
集落営農組織【累計】	組織	60	66	71
農林業被害額	千円	16,828	8,000	8,000
食料自給率（カロリーベース）	%	43.0	44.0	45.0

■関連する個別計画

・兵庫県鳥獣保護計画

【個別施策】

「施策の方向性」に基づき、具体的に展開していく個別の施策を示しています。

【主な取組み（役割分担）】

個別施策を実施していくために、市民等（市民・地域・事業者など）と行政が、それぞれに取り組むべき役割を示しています。

【関連する個別計画】

「基本施策」に関連して策定・推進している個別の計画です。（巻末に参考資料として概要説明一覧があります。）

■前期基本計画の体系

第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

1. 魅力と活力あふれる 地域産業を育むまちづくり

- 基本施策1 農業の振興
- 基本施策2 林業の振興
- 基本施策3 商工業の振興
- 基本施策4 観光の振興

2. 快適に暮らせるまちづくり

- 基本施策5 生活景観の保全
- 基本施策6 住環境整備、土地利用の推進
- 基本施策7 道路網の整備
- 基本施策8 上下水道の整備
- 基本施策9 公共交通の充実

3. 環境にやさしいまちづくり

- 基本施策10 自然環境の保全
- 基本施策11 資源循環型社会の構築
- 基本施策12 再生可能エネルギーの活用

4. 安全で安心なまちづくり

- 基本施策13 防災体制の充実
- 基本施策14 消防・救急体制の充実
- 基本施策15 防犯・交通安全の推進

第2章 安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

5. 子どもが健やかに育つまちづくり

- 基本施策16 子育て支援の推進
- 基本施策17 就学前教育の充実
- 基本施策18 学校教育の充実
- 基本施策19 青少年健全育成の推進

6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり

- 基本施策20 健康づくりの推進
- 基本施策21 医療体制の充実
- 基本施策22 高齢者福祉の充実
- 基本施策23 障がい福祉の充実
- 基本施策24 地域福祉の充実

7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

- 基本施策25 生涯学習の推進
- 基本施策26 文化・芸術活動の推進
- 基本施策27 スポーツ活動の推進
- 基本施策28 人権教育・啓発の推進
- 基本施策29 男女共同参画の推進

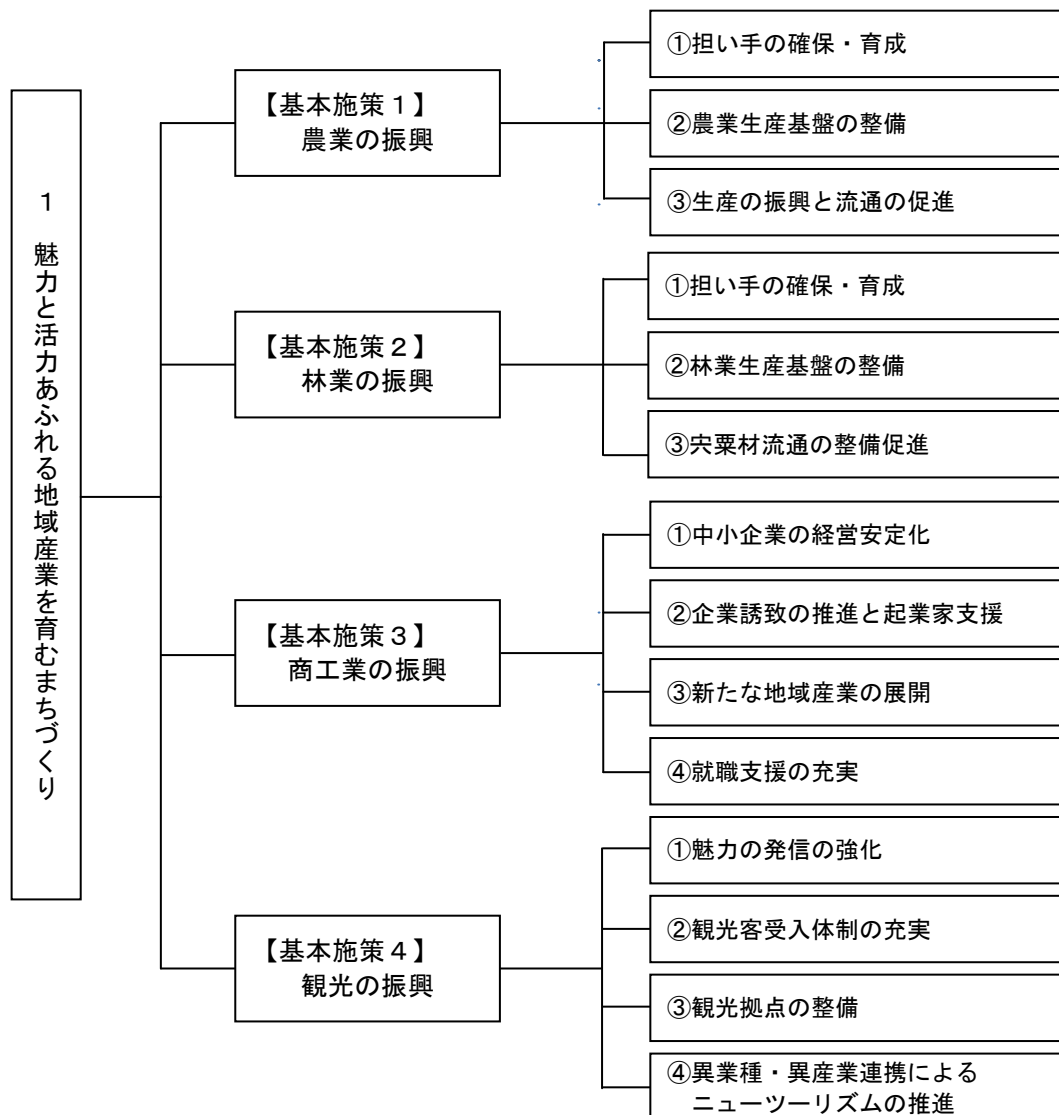
第 1 章 住み続けたい、住んでみたいまち

1. 魅力と活力あふれる 地域産業を育むまちづくり

■取組みの視点

地域産業それぞれの特性を活かしながら、分野間の連携によって、新たな活力を創出します。

産業分野間の連携とは、1次産業の農林業者と2次・3次産業の製造業者、商業者、観光業者が互いに連携し、相互の経営資源(強み)を活かして地域ブランド化や新商品、新サービスを開発し、双方の利益向上と地域経済の活性化を目指す取組みです。



基本施策1 農業の振興

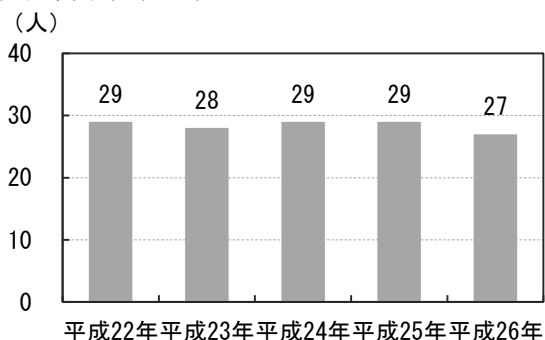
【めざすまちの姿】

農業の担い手が確保され、自己保全農地の活用や生産基盤の整備が進み、地域の特色ある農畜産物の生産と特産化、地産地消の推進により、安定的な農業経営が行われるまちをめざします。

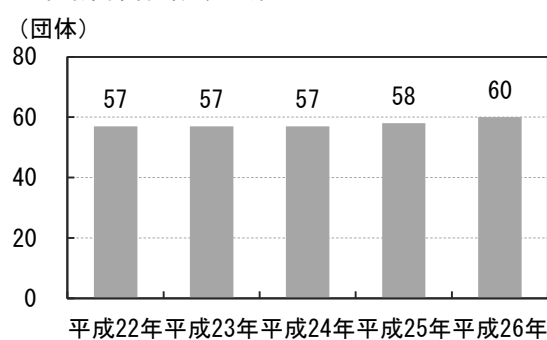
現状と課題

- ◇農業従事者の高齢化や担い手不足により、個々の農家による農業経営、農地の保全が困難となる中、耕作放棄地が増加傾向にあり、集落営農組織や認定農業者など地域農業の担い手の育成や営農体制の整備に早急に取り組む必要があります。
- ◇農地の利用集積や、土地改良施設の改修・改良などの生産基盤整備を進め、生産性や効率性の向上を図る必要があります。
- ◇農業近代化資金等の各種資金援助や農業用機械購入、園芸施設設置への補助などを行っていますが、安定した農業経営の確立に向け、引き続き地域の中心的な担い手への支援が必要です。
- ◇有害鳥獣の捕獲と防護柵の設置を推進することにより、農林業被害は減少傾向にありますが、狩猟者の高齢化により捕獲を行う従事者の確保が課題となっています。
- ◇道の駅やJA農産物直営施設などにおいて市内産農作物の販売を行っていますが、さらなる販路の拡大、地産地消に向けた取組みが必要です。
- ◇関係機関と連携し、農畜産物の特産化に向けた開発などの取組みを行っていますが、特産品の確立には至っておらず、具体化に向けたさらなる取組みが必要です。

●認定農業者数（累計）



●集落営農組織数（累計）



資料：農業振興課

施策の方向性

- ① 認定農業者や集落営農組織の育成及び新規就農者の確保により、地域農業の担い手育成に努め、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農業経営改善関係資金による資金援助や農業用機械等の導入に対する補助制度の活用、関係機関と連携した営農指導など、意欲ある農業者を積極的に支援し、将来にわたって持続可能な農業経営の実現に向けて取り組みます。

※認定農業者制度…農業経営基盤強化促進法に基づき、市が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標をめざして農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

- ② ほ場整備事業による農地の利用集積を推進するとともに、農業用水路や農業用道路などの農業用施設の改修・改良を行い、農業生産基盤の整備を図ります。また、地域や猟友会との連携により、継続的な有害鳥獣捕獲事業を展開するとともに、防護柵の効果的な設置を推進し、農林業被害を防止します。
- ③ 生産者と消費者の信頼関係を構築し、新鮮で良質な市内産農畜産物を市民に安心して提供するとともに、地域産業の活性化を図るため、直売所等の運営支援や学校給食への活用など、地産地消を推進します。また、食の新たな魅力づくりなど、特産化、農業の6次産業化への展開も視野に入れた、活力ある農業の振興を図ります。

個別施策と主な取組み

① 担い手の確保・育成

市民等の役割	行政の役割
◆地域での、担い手の確保と育成に努めます。	◆農業担い手の確保と育成を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら担い手不足の課題解決に向けた取組みを検討します。 ◆認定農業者制度の普及啓発を図るとともに、集落営農組織の育成を支援します。 ◆継続した営農指導が行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。

② 農業生産基盤の整備

市民等の役割	行政の役割
◆耕作放棄地の発生を未然に防ぐとともに、農地の有効活用により適正な維持・管理に努めます。 ◆効果的な防護柵の設置及び維持管理に努めます。 ◆地域では、捕獲従事者と連携を密にし、より効果的、効果的な捕獲に努めます。 ◆捕獲従事者は、後継者の発掘育成に努めます。	◆耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修を支援し、農業基盤の整備、農地の保全を図ります。 ◆防護柵の設置及び維持管理を支援します。 ◆猟友会と連携し、有害鳥獣の捕獲活動を促進するとともに、狩猟者の確保、育成を支援します。

③ 生産の振興と流通の促進

市民等の役割	行政の役割
◆市内で生産された農畜産物の消費に努めます。 ◆農業従事者及び事業者は、農畜産物の流通拡大に努めるとともに、産地ブランド化、農業の6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。	◆市民の地産地消への理解を深める取組みを進めるとともに、産地からの流通経路の確保及び販路拡大に向けた取組みを推進します。 ◆農林商工観等の連携による、地域特性を活かした農畜産物の特産化、農業の6次産業化に向け、各生産者・加工者・販売者が一体となる、本市の実情にあった仕組みづくりを県との連携により推進します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
認定農業者数【累計】	人	27	33	38
集落営農組織【累計】	組織	60	66	71
農林業被害額	千円/年	16,828	8,000	8,000
食料自給率 (カロリーベース)	%/年	43.0	44.0	45.0

■関連する個別計画

- ・兵庫県鳥獣保護計画
- ・宍粟市鳥獣被害防止計画
- ・宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

※6次産業化…農業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、サービスや販売などの3次産業まで含め、1次から3次まで一体化した産業として農業の可能性を広げようとするもの。

基本施策2 林業の振興

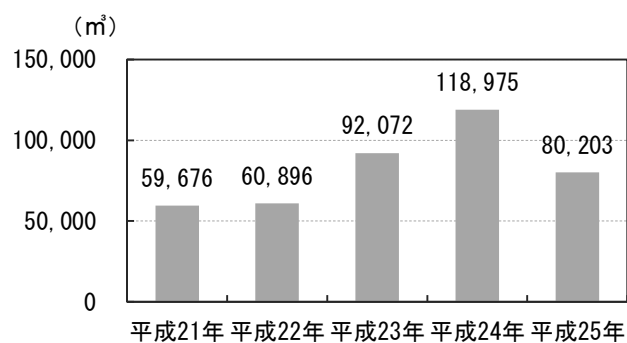
【めざすまちの姿】

林業の担い手が確保・育成されるとともに、生産性の高い森林造成の整備が進み、木材の安定供給体制が構築された、儲かる林業の実現に向けたまちをめざします。

現状と課題

- ◇木材価格の低迷など林業を取り巻く情勢が厳しいため、森林所有者の森林整備意欲が低下しているだけでなく、林業従事者の減少及び高齢化が進んでおり、担い手不足は重要な課題となっています。
- ◇効率的で安定した森林整備を推進するため、施業の団地化（小規模な森林の集約）を組み入れた森林経営計画の作成に対し助成を行っていますが、低コストの搬出間伐をめざし、さらなる団地化、集約化により施業の効率化を図ることが必要です。
- ◇平成22年の木材供給センター稼動開始以降、年間の原木取扱量は増加傾向にあり、安定供給体制も確立しつつあります。こうした中、市内の民有林の半数以上が収穫期を迎えており、保育の必要な林分と併せると、約90%の森林に対し整備・更新が必要となっています。
- ◇木質バイオマス発電の燃料として、林地残材や未利用材の供給が求められており、利活用に向けた新たな取組みが必要となっています。
- ◇宍粟材を使用した新築やリフォーム工事に対する助成のほか、宍粟材を活用した製品の展示会等に対する支援などを行っていますが、さらなる販路拡大に向けた取組みなど、宍粟材の利用促進に有効な支援が必要です。

●素材生産量



資料：兵庫県林業統計書

※素材生産量……森林から産出される木材の量。

施策の方向性

- ① 将来にわたって継続的な森林整備に取り組むため、林業従事者の確保と担い手の育成、支援に努め、森林所有者の森林整備に対する意欲の向上を図ります。
- ② 「宍粟市森林整備計画」に基づき、林業生産基盤の整備、充実に努めます。また、持続可能な林業経営の実現と森林の多面的機能を発揮させるため、森林所有者・林業事業者・木材産業関係者が一体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、植林・育林・伐採をサイクルとする循環型の林業経営の展開に向け取り組みます。
- ③ 宍粟材を使用した住宅建築の促進をはじめ、宍粟材製品の流通拡大に向けた取組みを支援するなど、宍粟材のさらなる普及促進に取り組みます。また、農業施策と同様に、林業においても6次産業化に向けた展開を視野に、事業者や関係機関等との連携により儲かる林業の実現に向けた取組みを進めます。

個別施策と主な取組み

① 担い手の確保・育成

市民等の役割	行政の役割
◆林業従事者は、担い手の確保と育成に努めます。	◆林業担い手の確保と育成を支援するとともに、関係機関と連携を図りながら担い手不足の課題解決に向けた取組みを検討します。 ◆林業大学校の誘致に積極的に取り組みます。

② 林業生産基盤の整備

市民等の役割	行政の役割
◆森林施業の団地化・集約化への理解を深め、森林経営計画を作成し、計画的な管理に努めます。 ◆木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用に向けた取組みに積極的に参加します。	◆森林経営計画の作成を推進し、森林施業の団地化・集約化を推進します。 ◆木質バイオマス発電燃料としての林地残材や未利用材の利活用に向けた取組みを推進します。

③ 宍粟材流通の整備促進

市民等の役割	行政の役割
◆住宅建築にあたっては、宍粟材の活用に努めます。 ◆事業者及び林業従事者は、宍粟材の流通拡大に努めるとともに、林業の6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。 ◆木造建築における新工法、新技術の活用に向けた取組みに参加します。	◆宍粟材の流通拡大に向けての取組みを推進します。 ◆木材業協同組合等と連携し、林業の6次産業化に向けた取組みを展開するための仕組みづくりを構築します。 ◆木造建築における新工法、新技術の活用も含め、宍粟材の利用拡大を支援します。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
林業担い手人数【累計】	人	163 (H25)	183	199
素材生産量	m ³ /年	80,203 (H25)	104,000	124,000

■関連する個別計画

- ・林業再生プロジェクト基本構想
- ・宍粟市森林整備計画

基本施策3 商工業の振興

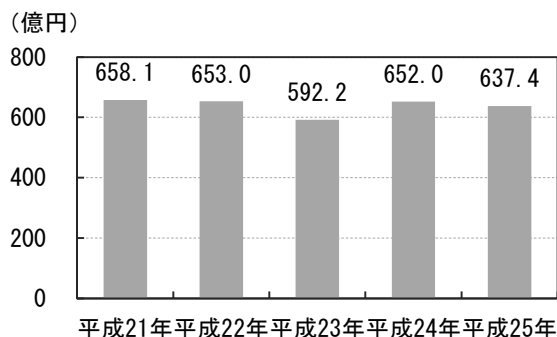
【めざすまちの姿】

商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が活発に行われるとともに、働く場が確保され、就業しやすい環境が整備されたまちをめざします。

現状と課題

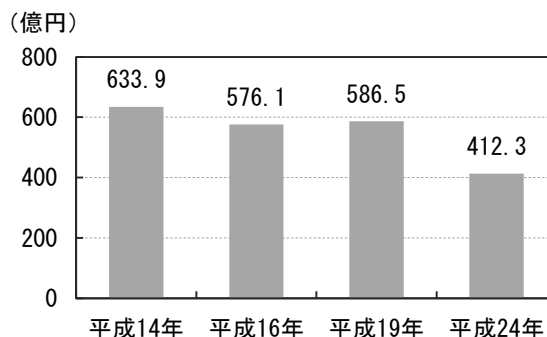
- ◇本市の商業は、平成 24 年において、年間商品販売額が 41,232 百万円、事業所数が 432 事業所となっており、年間商品販売額、事業所数ともに減少傾向にあります。近年は、消費需要の低迷や商店数の減少、インターネット購入等の普及により地元での購買が低下し、一段と厳しさを増しています。
- ◇本市の工業は、従業者数 4 人以上の事業所で見ると、平成 25 年において、製造品出荷額等が 63,747 百万円、事業所数が 361 事業所となっており、製造品出荷額等、事業所数ともに減少傾向にあります。本市では、小規模事業所が多くを占めており、安価な海外製品の流入に伴う生産の伸び悩み、先行き不透明な経済情勢の中で厳しい経営状況が続いています。
- ◇幹線沿いに大型小売店舗が進出してきている一方、商店街や小規模小売店舗の空き店舗が増加しており、まちづくりの観点からも地元商業の活性化を進めていく必要があります。
- ◇地場産業をはじめとする市内企業において、後継者などの人材の確保が必要となっています。
- ◇地産地消など農畜産業の新たな展開や、自然エネルギーの分野では、木質バイオマス燃料としての未利用林材の活用や小水力発電の導入など、地域資源を活かした新たな産業がスタートしており、商工業の枠組みを越え、農林商工観等の連携による取組みが求められます。
- ◇人口の流出を防ぎ、若者世代の定住を図るため、雇用の場の確保に向け、企業誘致や新たな起業を促進するための取組みが必要です。
- ◇若者の多くが市外へ職を求めており、新卒者やU I J ターンの希望者が、市内企業の求人情報をスムーズに得られ、定着が図られるよう、就職活動を支援することが必要です。

●製造品出荷額等



資料：工業統計調査、平成 24 年は経済センサス活動調査

●商品販売額



資料：商業統計調査、平成 24 年は経済センサス活動調査

施策の方向性

- ① 商工会を支援する中で、中小企業に対する経営指導の強化や資金融資制度の活用により、経営基盤の強化を図るとともに、商工会と連携し商店街の活性化を促進します。
- ② 税収の確保と雇用機会を創出するため産業立地促進制度の情報発信と企業情報収集の充実を図るとともに、姫路市を中枢とする播磨圏域連携中枢都市圏における他市町と連携した企業誘致を推進します。
- ③ 地域資源を活かしたものづくりの支援や人材の育成、市外への販路拡大を図るとともに、農業や林業、観光業など産業間の連携やブランド化の推進、6次産業化などによる新たな産業の創出に向けた取組みを促進し、地域産業の振興を図ります。
- ④ 新卒者やU I J ターンの求職者に対し、積極的に求人情報を提供するとともに、商工会やハローワーク等との連携により就業支援を行います。また、フリーターやニート、若年失業者に対して若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し就労支援を行います。

※播磨圏域連携中枢都市圏……姫路市を中枢都市とした、社会的・経済的に結びつきの強い7市8町（姫路市、加西市、相生市、加古川市、高砂市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）を指す。 ※平成27年10月末現在

個別施策と主な取組み

① 中小企業の経営安定化

市民等の役割	行政の役割
◆市民は、消費者として市内で生産、製造加工された製品を購入するように努めます。 ◆商工会は、事業者の経営向上・改善のための支援に積極的に取り組みます。 ◆地元商店街は、商工会と連携し商店街の魅力を高め、商業の活性化に努めます。	◆資金融資制度の活用を促進し、中小企業の経営安定化、強化に向け支援します。 ◆既存企業の市外流出防止を図ります。 ◆商工会と連携し、個店への経営支援や商店街が実施する商業活動の支援を行い、商店街の活性化を促進します。

② 企業誘致の推進と起業家支援

市民等の役割	行政の役割
◆事業者は、環境に配慮し企業進出を進めます。 ◆空き店舗等を活用し、市内での起業に取り組みます。 ◆市民は、空き店舗等の活用に協力します。	◆企業誘致や起業により、若者が安定して働くことができるよう雇用の創出を図ります。 ◆企業誘致としての適地を整理し、積極的な情報発信や相談会の開催を行い、企業誘致を推進します。 ◆企業立地の促進については、播磨圏域連携中枢都市圏における他市町との連携も含め企業誘致活動に取り組みます。 ◆商工会と連携した経営相談や情報提供、支援制度の充実を図り、起業しやすい環境づくりを進めます。 ◆地域コミュニティ活動やボランティア、NPO活動など、多様な形態の起業を支援します。

③ 新たな地域産業の展開

市民等の役割	行政の役割
◆事業者は、社会の動向や消費者のニーズを的確に把握し、取引や販路の拡大に努めます。 ◆事業者は、農林業や観光業との連携、産地ブランド化や6次産業化に向けた取組みに積極的に参加します。	◆商工会、観光協会、行政が連携・協力して新たな産業振興の取組みを進めるために、定期的な協議の場を設定します。 ◆異業種が交流・情報交換する場を定期的に開催し、販路拡大や新商品の開発などに取り組みます。 ◆地域資源を活かした農林商工観等の連携や産官学金連携、産地ブランド化、6次産業化に向けた取組みを展開するための仕組みづくりを構築します。

④ 就職支援の充実

市民等の役割	行政の役割
◆事業者は、雇用拡大と働きやすい労働環境の整備に努めます。 ◆市民は、仕事と家庭・地域生活との調和のとれた働き方を心掛けます。	◆商工会やハローワーク等と連携し、就業支援を行います。 ◆商工会、市内企業と連携し、市内の就職情報を的確に提供できる環境の整備を行います。 ◆フリーターやニート、若者失業者等に対しNPO等との連携により就労サポートを行います。 ◆市内に居住しながら広域的に就労できるよう支援を行います。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
製造品出荷額等 (4人以上の事業所)	億円/年	637.4 (H25)	現状値を維持	現状値を維持
商品販売額	億円/年	412.3 (H24)	現状値を維持	現状値を維持
従業者数 (工業統計)	人/年	4,605 (H25)	現状値を維持	現状値を維持
従業者数 (商業統計)	人/年	2,389 (H24)	現状値を維持	現状値を維持

■関連する個別計画

・企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画

基本施策4 観光の振興

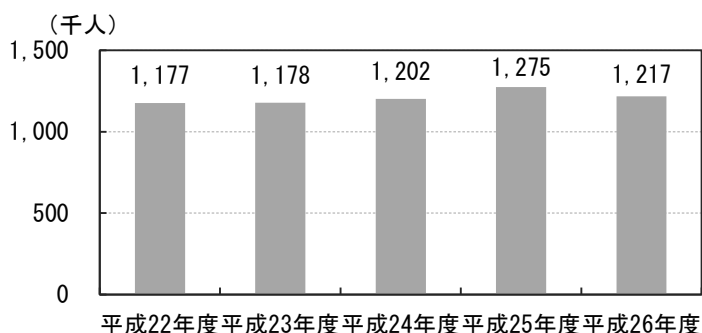
【めざすまちの姿】

最大の観光資源である豊かな森林資源と宍粟市特有の文化資源を活かしたまちの魅力づくりによって、交流人口が拡大し、観光産業のみならず地域経済全体で雇用創出が図られるなど、観光が森林、文化、産業と融合し、地域が活性化した賑わいのあるまちをめざします。

現状と課題

- ◇平成23年度に制定した「ふるさと宍粟観光条例」において、本市の観光に関する理念や市民、事業者、行政の役割を示し、また、平成24年度に策定した「ふるさと宍粟の観光基本計画」では、まちづくりを進めるための目標や基本方針などを明確にし、観光振興に向けた施策を推進しています。
- ◇観光入込客数は、平成14年度の145万人をピークに平成21年度の108万人まで減少していましたが、平成26年度は約122万人となり現在は増加傾向にあります。ただし、観光の形態は、観光スポットを見学する通過型であり、経済効果も大きなものではないことから、市内を循環しながら観光客が楽しみ、繰り返し訪れてもらえる滞在型・体験型の観光が求められます。
- ◇観光は様々な業種に関連する総合産業であり、その振興は観光事業者における経済効果にとどまらず、地域の賑わいや活力の創出などまちづくりへの波及効果を伴います。そのため、過疎化、少子高齢化の進む本市において新たな観光の振興が必要です。
- ◇今後は、観光客の性別・年齢・目的などターゲットに応じた情報発信を行い、自然や歴史文化に代表される宍粟市の豊かな地域資源に着目し、集客の方向付けと魅力づくりに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要です。

●観光入込客数



資料：兵庫県観光客動態調査

施策の方向性

- ① 観光協会や関係機関と連携し、誘客キャンペーンやイベントを積極的に実施、支援するとともに、アンテナショップやインターネット環境など、あらゆる媒体を利用して宍粟観光の魅力や特性についての情報発信に努めます。また、姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏、鳥取・岡山をはじめとする県際域、国道29号沿線市町等の連携による広域観光を進め、国内外からの観光客誘致を図ります。

- ② 観光事業を担う人材の確保と育成活動を促進するとともに、観光関係機関の交流やネットワーク化により、観光施策における様々な課題を共有するなど推進体制の強化を図り、集客向上に向けた取組みに努めます。また、地域の歴史や文化を再認識し、まち全体で観光客を温かく迎える雰囲気を醸成します。
- ③ 観光拠点となる「ふるさと宍粟観光ステーション」の整備を進めるとともに、既存観光施設の機能強化とネットワーク化を図り、市内に点在する観光スポットを結び、魅力的な観光ルートの開発に努めます。また、高齢者、障がいのある人、外国人観光客をはじめ、誰もが訪れやすい観光地となるよう環境整備を進めます。
- ④ 豊かな森林資源を活かすため、市民だけでなく産業間の連携を深め、森林セラピーをはじめとしたヘルスツーリズムなど、ニューツーリズムを推進します。また、美しい農村景観や自然を活かし、地域特産物の加工体験や地域の散策、自然観察、農家との交流等、農林業や自然をテーマにした体験型観光を推進します。

個別施策と主な取組み

① 魅力の発信の強化

市民等の役割	行政の役割
◆友人や知人をはじめ、SNS等も活用した積極的な宍粟の情報発信に努めます。	◆市内の観光資源を効果的に結び付け、総合的、戦略的な観光プロモーションを展開します。 ◆県や近隣市町、関係機関と連携し、広域的な観光事業を推進します。

② 観光客受入体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆宍粟の歴史や文化、自然の価値を再認識し、まち全体で観光客を温かく迎え、宍粟の魅力を伝え観光客をもてなす雰囲気を醸成します。 ◆しそく観光プラットフォームに参画し、観光の担い手として観光の魅力づくりを進めます。 ◆観光資源の保存や観光地の美化、景観の保全などに進んで取り組みます。 ◆事業者は、観光特産品の開発など、観光の魅力づくりに努めます。 ◆観光ボランティア活動に進んで参加します。 ◆観光客との交流や観光イベントの運営・支援に積極的に参加します。	◆観光協会をはじめとした関係機関と連携し、観光の振興に関する取組みが進められるよう総合調整や支援を行います。 ◆観光ガイドや参加・体験メニューの指導者・協力者など観光を担う人材の育成・支援を図ります。 ◆観光関連事業者・団体と農林業、飲食業、商工業など異業種連携体制づくりを進めます。

③ 観光拠点の整備

市民等の役割	行政の役割
◆施設のバリアフリー化やわかりやすい案内表示に努めます。 ◆「ふるさと宍粟観光ステーション」の整備に向けた取組みに協力します。	◆「ふるさと宍粟観光ステーション」の整備に取り組むとともに、市内に点在する観光施設とのネットワーク化を図ります。 ◆観光施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、観光地のトイレ環境の整備、案内標識をはじめとする多言語化の推進など、観光客の利便性を高める環境整備を進めます。 ◆パーク＆ライド等公共交通機関の利用促進のための環境整備を進めます。

④ 異業種・異産業連携によるニューツーリズムの推進

市民等の役割	行政の役割
◆地域の特性を活かしつつ観光客のニーズの沿ったニューツーリズムに取り組みます。	◆地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組みを進めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
観光入込客数【延べ】	千人/年	1,217	1,400	1,600
道の駅利用者数【延べ】	千人/年	434	490	560

■関連する個別計画

- ・ふるさと宍粟の観光基本計画

※森林セラピー…森林や森林を取り巻く環境などを活用して、健康の回復・維持・増進を図るための取組み。

※SNS…social networking service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。インターネット上で、知人や共通の趣味などを持つほかの会員たちとメッセージのやり取りができるなど、幅広いコミュニケーションを取り合うことができる。

※しそ観光プラットフォーム…ふるさと宍粟観光条例で定義されている、市民・事業者・行政など多様な主体が理念や目標を共有し、利害を調整しながら、円滑に協力体制を築くための基盤。

※パーク＆ライド…自動車交通混雑の緩和を図るため、都心部へ乗り入れる鉄道の郊外駅、バスターミナル等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車（パーク）させ、鉄道、バス等公共交通機関への乗換え（ライド）を促すシステム。

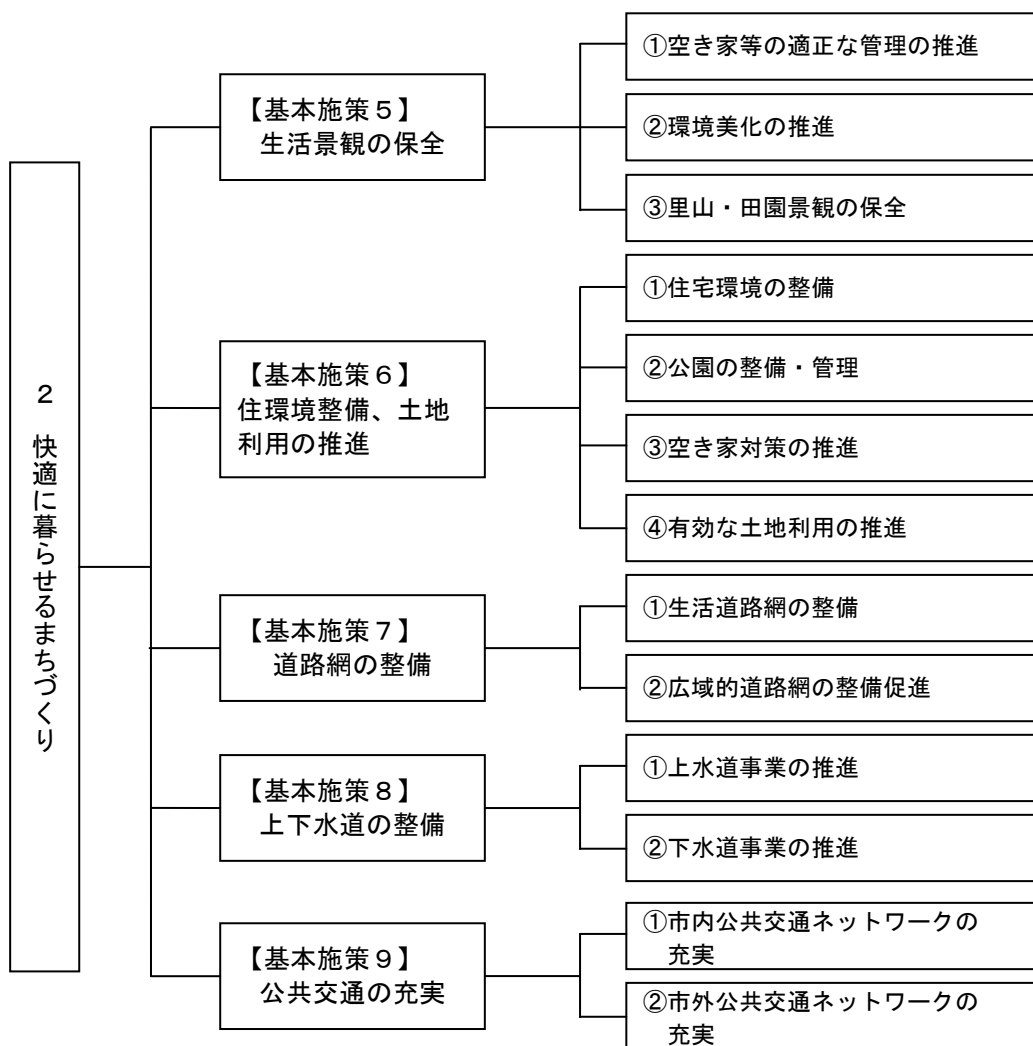
※ユニバーサルデザイン…「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

2. 快適に暮らせるまちづくり

■取組みの視点

新たな公共交通システムとして、市内において利便性の高い路線バス網の充実を図るとともに、播磨圏域、近隣市町などとの広域的な連携と発展を見据える中で、道路ネットワークの形成、交通ネットワークの充実に向けた取組みを進めていきます。

また、人口減少にともなって増加する空き家を地域資源として捉え、有効活用を図り、良好な生活環境の保全や定住促進を図っていきます。



基本施策5 生活景観の保全

【めざすまちの姿】

市民、地域、行政が連携し、居住地周辺や道路、公園などの日常生活における景観が美しく保全されたまちをめざします。

現状と課題

- ◇人口減少、過疎化により空き家・空き地の件数は増加しています。今後は、さらに空き家・空き地の管理不全が進むことが懸念されるため、生活環境や防災・防犯上からも空き家・空き地などの適正な管理が求められています。
- ◇美しいまちを次世代へ引き継ぐため、様々な環境美化活動に取り組んでいますが、いまだに散見される無秩序な広告物、不法投棄などに対し、パトロール、啓発のより一層の強化を図るとともに、空き缶やたばこ、ごみ等のポイ捨て、犬等のペットの糞の放置については、市民等のモラル・マナーの向上を図るなどこれまで以上の取組みを進める必要があります。
- ◇里山や棚田を含めた農地は、過疎化、高齢化などによる労働力不足により、適正な管理がなされず多面的な機能を失いつつあることから、適正管理、保全活動などの対策が急務となっています。一方で、美しい田園や里山の維持・保全に向けて主体的に取り組む組織・地域が生まれており、持続発展的な活動を促進していく必要があります。

●（データ・写真等貼付検討）

施策の方向性

- ① 良好な生活環境の保全及び市民、地域の安全のため、「宍粟市空き家等の対策に関する条例」に基づき、空き家等の所有者、事業者、自治会、地域及び行政が連携、協力し、空き家等が管理不全状態にならないよう適正な管理を推進します。
- ② まちの美観を維持・保全するうえでは、屋外広告物の適正な規制・指導、不法投棄に対する土地所有者、地域及び行政の連携した監視とともに、事案が発生した場合の県や警察等の関係機関との連携による対応、さらには、「宍粟市環境基本条例」及び「宍粟市空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき適正な取組みを実施することにより環境美化を推進します。
- ③ 里山や田園の維持・保全については、生活景観における視点だけでなく農林業の振興施策とあわせ、農地や山林の所有者、地域、関係機関等との連携により、地域の実情にあった取組みを促進します。

個別施策と主な取組み

① 空き家等の適正な管理の推進

市民等の役割	行政の役割
◆建物や土地は所有者の責任において適切に管理します。 ◆地域は、危険な空き家の情報について市への情報提供を行います。	◆空き家等の所有者、事業者、自治会、地域と連携する中で、適切な指導・助言を行うとともに、除却に対する財政支援など適正な措置に努めます。

② 環境美化の推進

市民等の役割	行政の役割
◆地域の環境美化活動に参加します。 ◆空き缶やたばこ、ごみ等のポイ捨て防止に努めます。 ◆ペットの飼い主は、その責任を自覚し、モラルとマナーを守ります。 ◆不法投棄の現場を発見した際は、速やかに行政、警察等の関係機関に報告します。	◆屋外広告物は、正しい規制知識の普及啓発を図るとともに、適正な規制・指導を実施します。 ◆環境美化行動の日を設定することにより、環境美化に対する市民の意欲を高め、環境美化活動を実施する団体等に支援を行います。 ◆空き缶やごみのポイ捨て、ペットの飼い方のマナーの啓発を図ります。 ◆不法投棄対策としてパトロールを行うとともに、必要な場所には監視カメラや不法投棄禁止看板を設置します。また、県や警察と連携して不法投棄者の特定に努めます。

③ 里山・田園景観の保全

市民等の役割	行政の役割
◆生活環境に身近な里山の保全に努めます。 ◆耕作放棄地発生 of 未然防止、自己保全農地の有効活用に努めます。	◆耕作放棄地の発生防止に取り組むとともに、農地や山林の所有者、地域、関係機関等との連携のもと、里山・田園景観の保全については、各種事業による住民参画型の保全整備を促進します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
クリーン作戦等の参加世帯割合	%/年	69.9	76.0	81.0
耕作放棄田率	%/年	13.6	現状値より減少	現状値より減少

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市環境基本計画
- ・ 宍粟市一般廃棄物処理基本計画

基本施策6 住環境整備、土地利用の推進

【めざすまちの姿】

安全で快適な住まいと住環境が整備され、本市の自然環境や歴史文化資源と調和した計画的な土地利用が推進されることにより、市民が住みよいと感じ、定住意向が高まるまちをめざします。

現状と課題

- ◇「市営住宅整備計画」に基づき、計画的に老朽住宅の建替え等を進めています。今後も整備計画を随時見直ししながら、修繕、建替えに取り組んでいく必要があります。
- ◇市民の生命・財産を守ることを目的に、耐震診断事業、耐震改修事業に取り組んでいますが、実施数は伸び悩んでおり、継続した取組みが求められます。
- ◇人々の憩い、ふれあいの場として市内各地に公園を整備し、維持管理と設備等の更新、修繕に努めています。公園は多様な機能を有しており、市民が安全・安心に利用でき、また、災害時の避難場所としての機能が発揮できるよう、計画的に整備を進める必要があります。
- ◇過疎化、高齢者世帯の増加とともに持ち家を手放すケースが増えており、今後も増加することが予想されます。一方、近年は田舎暮らしを希望する都市部の人々から空き家バンクへの利用者登録件数が、平成25年度11件、平成26年度59件と増加しており、空き家を有効活用し、UIJターン等を受け入れるための住居として紹介し、定住促進を図っていくことが求められます。
- ◇土地区画整理事業は、山崎町中井・段地区から取り組むこととしていましたが、社会情勢等の変化により事業化は困難な状況であり、県からの長期未着手土地区画整理事業の見直しの基本的な考え方により、見直しを行ったうえで一旦廃止し、必要な都市施設については計画的に整備を進める必要があります。
- ◇土地の境界や面積等を明確にするため、地籍調査事業を計画的に進めていますが、山林部では土地の管理者等の高齢化により現地での境界立会いが困難なケースもあり、未実施地域について早期に取り組んでいく必要があります。

※空き家バンク制度…空き家を提供したい人(提供希望者)と、空き家を利用したい人(利用希望者)を結びつけるための仕組み。

● (データ・写真等貼付検討)

施策の方向性

- ① 「市営住宅整備計画」の定期的な見直しを行うことにより、住宅の需要や地域の実情を把握し、建替えや修繕による長寿命化を図ります。また、防災関係事業とも連携を図りながら、今後も耐震診断や耐震改修等の実施について啓発を行い、住宅の耐震化を推進します。
- ② 公園施設は、都市公園や自然公園など地域の特性を活かしながら計画的な整備・管理を行うとともに、地域住民やボランティア等による自主的な日常の維持管理を促進します。また、公園の活用、管理方法の意見を募り、反映していく仕組みを構築していきます。

- ③ 空き家等の対策については、生活景観対策の観点とあわせ適正な措置を行うとともに、「空き家バンク制度」を活用し、住まい探しや移住・利用希望者の受け入れツールとして利活用するなど、定住促進施策や商工業・観光施策とあわせた取組をまちの魅力とあわせて情報発信します。
- ④ 土地区画整理事業は一旦廃止し、地域の合意を得ながら必要な都市施設の整備を進めていきます。地籍調査事業については、実施計画を必要に応じて見直す中で未実施地域について早期に取り組んでいきます。

個別施策と主な取組み

① 住宅環境の整備

市民等の役割	行政の役割
◆市営住宅に入居する際は、住宅の適正な使用に努めます。 ◆地震に備え、旧耐震基準で建築された建物は、耐震診断、耐震改修等の実施に努めます。	◆市営住宅の需要の把握と、地域の実情に応じた計画的な住宅環境の整備に取り組みます。 ◆地震災害による家屋倒壊の危険性の周知に努め、住宅の耐震化を推進します。

② 公園の整備・管理

市民等の役割	行政の役割
◆地域に密着した親しみのある公園として大切に利用し、美化、維持管理に努めます。	◆公園施設、設備等を計画的に整備するとともに、地域住民やボランティア等と連携した維持管理を促進します。

③ 空き家対策の推進

市民等の役割	行政の役割
◆建物や土地は所有者の責任において適切に管理します。 ◆危険な空き家の情報については市へ情報提供を行うなど、地域における適正な管理に努めます。 ◆空き家の実態把握や利活用に協力します。	◆空き家情報を的確に把握し、「空き家バンク制度」の取組みについて、利活用の方向性などを示す中で積極かつ効果的な情報発信を行います。 ◆移住のサポートや移住後のフォローなど、移住希望者等の相談体制の構築に取り組みます。 ◆住まいと仕事、住まいと土地、地域との交流など、地域や事業者等と連携し魅力的な定住促進施策を推進するとともに、積極的な情報発信を行います。 ◆二地域居住希望者を受け入れる仕組みづくりを、市民、事業者、団体等と連携し取り組みます。

④ 有効な土地利用の推進

市民等の役割	行政の役割
◆都市計画制度や土地利用の規制等について理解を深めるとともに、地籍調査における現地調査の立会いに協力します。	◆総合的・計画的な土地利用の推進を図るとともに、地籍調査の早期完了をめざします。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
住宅整備計画に基づく市営住宅建替え実施率	%	0	55.0	100.0
地籍調査進捗率	%	62.7	69.8	75.7

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市市営住宅整備計画
- ・ 宍粟市住宅長寿命化計画

基本施策7 道路網の整備

【めざすまちの姿】

市民が安全で快適に移動でき、地域の産業や交流の活性につながる広域的な道路網と生活道路が一体的に整備されたまちをめざします。

現状と課題

- ◇本市の道路網は、南北に国道 29 号、県道若狭下三河線、県道養父宍粟線が縦断し、東西に国道 429 号、県道宍粟下徳久線が横断し、幹線の骨格を形成しています。
- ◇平成 26 年度末現在、市道は 1,433 路線、延長約 610 k m、幅員 4m以上の改良率は 59.6%、舗装率は 86.1%となっています。また、都市計画道路は、10 路線 12,670m、改良済 2,390m、改良率は 18.9%となっています。
- ◇高速道路は、中国自動車道が市南部を横断しています。また、中国横断自動車道姫路鳥取線は、現在未整備となっている播磨新宮インターチェンジから山崎ジャンクション（仮称）間の工事が、平成 32 年度完了に向け着手されており、広域・近隣都市との一層のアクセス向上が期待されています。
- ◇生活を支える重要な社会基盤である道路等施設（道路、橋梁、道路構造物、舗装等）の老朽化が進んでおり、計画的に整備を進める必要があります。
- ◇平成 26 年度に橋梁の長寿命化計画を策定しており、計画に基づく効率的・効果的な修繕を進める必要があります。
- ◇市内中心部の都市計画道路の整備が大幅に遅れており、インターチェンジ周辺の渋滞が問題となっています。

●（データ・写真等貼付検討）

施策の方向性

- ① 道路改良は、限りある財源の中で真に必要な道路整備を効果的に実施する必要があるとあり、地域の理解と協力のもと、事業着手の優先順位も慎重に検討しながら整備に取り組むとともに、既設の道路等施設（道路、橋梁、道路構造物、舗装等）については、「橋梁長寿命化修繕計画」などに基づき、長寿命化を基本としつつ計画的に整備を進めます。また、大幅に遅れている市内中心部の都市計画道路は、長期未着手であった区画整理事業を見直すことにより、道路事業として整備を推進します。
- ② 中国横断自動車道姫路鳥取線をはじめとする広域的な幹線道路は、整備による流通の活性化、交流人口の増加を図るため、近隣市町と連携し道路改良促進協議会を立ち上げ、国県に対し積極的に整備推進を働きかけます。

個別施策と主な取組み

① 生活道路網の整備

市民等の役割	行政の役割
◆道路事業に対する理解を深めるとともに、道路整備に係る地権者等は、境界立会などに積極的に協力します。 ◆清掃や除草など、道路（歩道）の日常管理に努めます。	◆国や県と連携し、計画的な道路整備を推進します。 ◆道路等施設の長寿命化を推進します。

② 広域的道路網の整備促進

市民等の役割	行政の役割
◆道路事業に対する理解を深めるとともに、道路整備に係る地権者等は、境界立会などに積極的に協力します。	◆国や県と連携し、計画的な道路整備を推進します。 ◆近隣市町と連携し、国県道の整備推進を働きかけます。 ◆中国横断自動車道姫路鳥取線の早期整備に向け、促進協議会を通じ積極的に要望します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値（H26）	目標値（H32）	目標値（H37）
道路改良率	%	59.6	60.2	60.7

■関連する個別計画

- ・兵庫県（西播磨地域）社会基盤整備プログラム
- ・宍粟市橋梁長寿命化修繕計画

基本施策8 上下水道の整備

【めざすまちの姿】

安全で良質な飲料水が安定供給され、かつ、下水道の整備により公共用水域の水質が保全され、衛生的で快適な暮らしが営まれるまちをめざします。

現状と課題

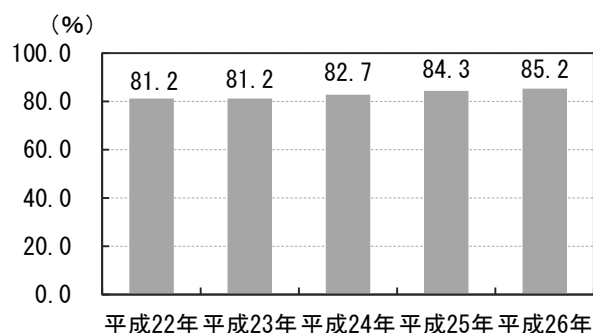
<上水道事業>

- ◇過疎化や少子高齢化による給水人口の減少により、水道使用量は減少傾向であり、上水道普及率は平成26年度末で98.8%となっています。
- ◇機器の更新による給水能力の向上、水道施設の更新及び耐震化に取り組んでいますが、老朽化が進んでいる施設が多く、長寿命化を基本とした計画的な施設整備を進める必要があります。
- ◇平成26年度から上水道と簡易水道を経営統合し、公営企業会計による財政運営を行っています。今後はさらなる健全な財政運営に向け、経営の合理化・効率化を推進する必要があります。

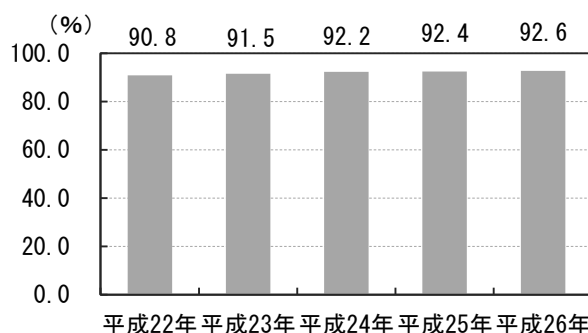
<下水道事業>

- ◇上水道と同様、過疎化や少子高齢化により生活排水人口が減少し、下水道の接続率は平成26年度末で92.6%となっています。
- ◇長寿命化計画を策定し、施設や管路の更新を行っています。老朽化が進んでいる施設が多く、施設の統廃合も視野に入れた計画的な整備を進める必要があります。
- ◇下水道事業の安定した運営に向けて適宜使用料の見直し等を行っています。広大な面積かつ起伏の激しい本市の地形的な要因などにより、処理施設やポンプ施設が多いことから、維持・管理経費が高額であり、健全な財政運営に向けた取組みが求められます。

●水道の有収率



●下水道接続率



資料：水道管理課

※有収率…年間の総配水量のうち、料金徴収の対象となった水量（有収水量）の割合。

施策の方向性

- ① 上水道事業については、「宍粟市水道基本計画」に基づき、市民のライフラインの確保のため、耐震化など災害時の対応も視野に入れながら、老朽化する施設や管路等の整備・更新を、長寿命化を基本としつつ計画的に取り組みます。また、健全な財政運営に向け、使用料の適正化、徴収率の向上、包括的外部委託に取り組み、経営の合理化・効率化を推進するとともに、水道水の安全性や安定性について積極的に啓発を行い、有収率の向上に努めます。
- ② 下水道事業については、「下水道長寿命化計画」に基づく施設や管路の更新を行うとともに、施設の統廃合に向けた取り組みを進めます。また、健全な財政運営に向け、使用料の適正化、徴収率の向上、外部委託の検討、地方公営企業法の適用を進め、経営の合理化・効率化を推進するとともに、下水道の必要性や重要性について積極的に啓発を行い、接続率の向上に努めます。また、雨水への対策として、山崎地内において雨水幹線排水路の整備に取り組みます。

個別施策と主な取り組み

① 上水道事業の推進

市民等の役割	行政の役割
◆水道の適正な使用と、水源及び水道施設、その周辺環境の清潔保持に努めます。 ◆水道水の安全性や安定性について理解し、上水道への早期の接続に努めます。 ◆使用料は納期限までに適切に納入します。	◆安全で安定した水道供給を継続して行います。 ◆安全で安定した施設の維持管理を行い、健全な事業経営に努めます。 ◆上水道未接続世帯への普及啓発に努めます。

② 下水道事業の推進

市民等の役割	行政の役割
◆下水道は市民共有の財産であるという認識を持ち、下水道の適正な使用に努めます。 ◆下水道の必要性や重要性について理解し、下水道への早期の接続に努めます。 ◆使用料は納期限までに適切に納入します。	◆下水道処理施設の適正な管理を行い、河川など公有水面の保全に努めます。 ◆施設の統合及び長寿命化対策に取り組むとともに、健全な事業経営に努めます。 ◆下水道未接続世帯への普及啓発に努めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
水道の有収率	%/年	85.2	85.8	86.3
経常収支比率（上水道）	%/年	87.4	100 以上	100 以上
下水道接続率	%/年	92.6	93.8	95.0
料金回収率（下水道） （下水道の経常維持管理費に対する使用料の回収率）	%/年	51.5	54.5	57.0

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市水道基本計画（地域水道ビジョン）
- ・ 下水道長寿命化計画
- ・ 農業集落排水最適整備構想

基本施策9 公共交通の充実

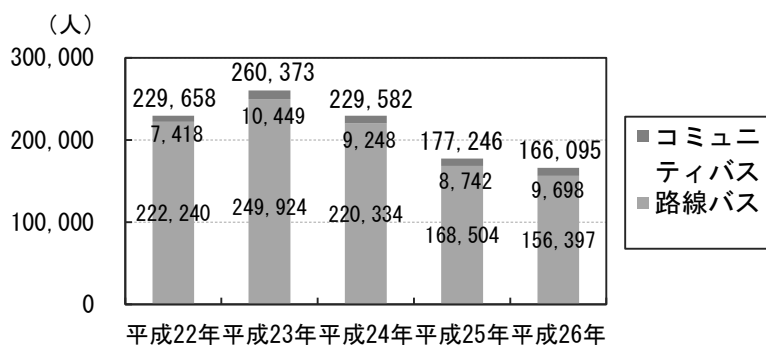
【めざすまちの姿】

路線バスの運行確保や新規路線の整備・充実により、交通空白地域が解消されるとともに、市民の日常の移動手段として利用され、誰もが安心して円滑に移動ができるまちをめざします。

現状と課題

- ◇鉄道路線のない本市の公共交通は、民間による路線バスと市のコミュニティバスが通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として、また、都市との交流の手段として重要な役割を担っています。
- ◇路線バスについては、既存路線の一部休止や運行本数の見直しなど、利便性の低下が指摘されています。また、交通空白地域が多く、高齢者、障がいのある人、子どもなど、交通弱者にとって外出機会を減らす一因になっています。
- ◇コミュニティバスについては、民間の交通事業者による路線バスとの連携と役割分担を図りながら、利用者のニーズにあったきめ細やかな運行形態となるよう、充実を図っていく必要があります。
- ◇現在の公共交通は対距離制運賃であるため利用者の負担が大きくなっています。
- ◇広大な面積をもつうえで、複雑かつ多様な課題を抱える本市の公共交通は、効率性と利便性の向上を合わせた公共交通システムの構築が求められていたことから、平成27年4月に策定した「宍粟市公共交通再編計画」に基づき、平成27年11月から新たな公共交通を運用しています。

●路線バス・コミュニティバスの利用者数



資料：市民協働課

施策の方向性

- ① 市民や交通事業者との連携により実証運行を行う中で、利用状況にあった運行形態を検証し、「宍粟市公共交通再編計画」における「みんなで守り育てる公共交通」の基本方針に基づき、市民の生活に溶け込んだ持続可能な公共交通の運用に取り組んでいきます。
- ② 都市部との連携を強化するため、高速バスの便数や広域バス路線網の充実により通勤や通学、観光に訪れた方の利便性の向上を図り交流人口の拡大に努めます。

個別施策と主な取組み

① 市内公共交通ネットワークの充実

市民等の役割	行政の役割
◆公共交通を積極的に利用します。 ◆公共交通の改善に向けて、行政・交通事業者とともに研究、検討を行います。	◆公共交通の利用促進に向けて周知、啓発を行います。 ◆公共交通関係機関との連携を強化するとともに、交通事業者と連携する中で、路線等の充実・維持など、市民のニーズに合った公共交通の整備に努めます。

② 市外公共交通ネットワークの充実

市民等の役割	行政の役割
◆公共交通を積極的に利用します。 ◆公共交通の改善に向けて、行政・交通事業者とともに研究、検討を行います。	◆公共交通の利用促進に向けて周知、啓発を行います。 ◆公共交通関係機関との連携を強化するとともに、交通事業者と連携する中で、路線等の充実・維持など、利用者のニーズに合った公共交通の整備に努めることで、市外からの観光客の利便性の向上を図ります。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
路線バス利用者数【延べ】 (現状値はコミュニティバスを含む)	人/年	166,095	200,000	200,000

※H28年度以降は、新交通システムの運行により、現在のコミュニティバスも路線バスとなる予定。

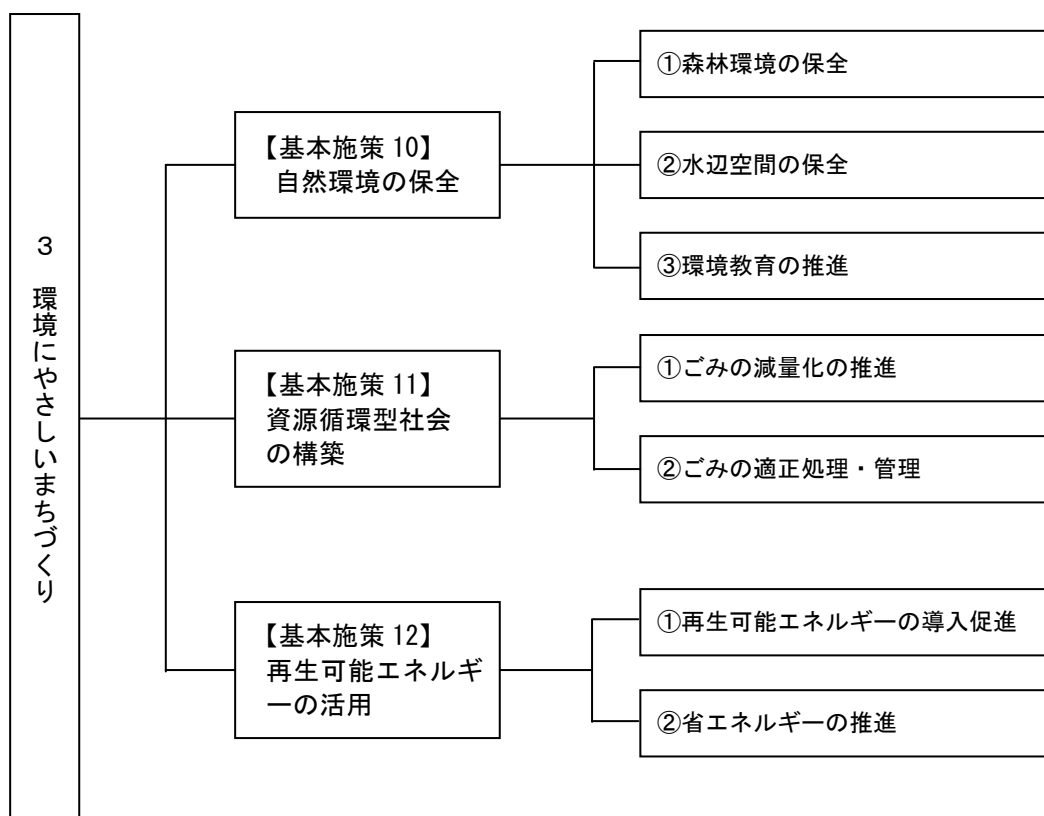
■関連する個別計画

- ・宍粟市公共交通再編計画

3. 環境にやさしいまちづくり

■取組みの視点

優れた自然環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくとともに、ごみの減量やリサイクル等に関する意識を高め、可能な限りごみを減らし、リサイクルできるものはリサイクルする資源循環型社会の構築をめざします。また、太陽光、小水力、バイオマス等といった再生可能エネルギーを有効活用することで地域産業の活性化につなげていきます。



基本施策 10 自然環境の保全

【めざすまちの姿】

水や緑あふれる豊かな自然を市民との協働により保全し、次の世代に継承していくまちをめざします。

現状と課題

- ◇森林の持つ公益的機能の低下や近年の集中豪雨、台風などによる山地災害のリスクが危惧される中、針広混交林化への取組みを進めています。
- ◇森林は公益的機能を有する社会的資産として、行政、森林所有者、しそく森林組合、林業事業体などをはじめ、市全体で次世代に継承する取組みを展開していく必要があります。また、地域の自主的な活動を支援する中で、森林整備活動を進めていく必要があります。
- ◇揖保川と千種川は清流として有名であり、特に上流部は渓谷美、紅葉の名所として優れた景観を形成しています。本市では、毎年、揖保川、千種川の水質調査を実施しており、基準値を満たす水質状況であることを確認していますが、清流を将来にわたり保全していくためには、市民一人ひとりが河川を大切にする意識を持つことが求められています。
- ◇災害を未然に防止し、市民の生活・財産を守るため、自然環境や景観との調和を図りながら堤防・護岸などの維持・修繕を行っていく必要があります。
- ◇自然環境を保全するためには、市民一人ひとりが自らの問題として認識し、自分にできることを実践することが求められています。このため、生涯を通じて環境について学び、理解を深めていく環境教育を充実させる必要があります。特に、学校など関係機関との連携により、学校教育における環境教育を進めていく必要があります。

●（データ・写真等貼付検討）

施策の方向性

- ① 手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、その跡地に風水害等の防災機能の高い広葉樹を植栽する混交林整備事業を継続して推進することにより、森林環境を保全します。
- ② 市民や地域との協働による河川の環境美化活動を促進し、市民の清流保全意識の向上を図ります。また、引き続き揖保川・千種川の水質調査を実施し、適切な水質が確保されているか確認するとともに、水辺空間に配慮した河川の整備を行います。
- ③ 子どもたちが地域の自然の大切さについて学ぶため、学校における環境教育を推進するとともに、市民の環境教育に関するニーズを的確に捉えることによりさらなる充実を図り、環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を促進します。

個別施策と主な取組み

① 森林環境の保全

市民等の役割	行政の役割
◆ 森林の多面的・公益的機能を理解し、放置され水土保全機能の低下した森林の整備に努めます。 ◆ 地域の自主的な森林整備活動に参加します。	◆ 針広混交林への転換を促進し、高齢化した人工林を伐採し、広葉樹を植栽することで公益的機能が発揮される森林づくりを進めます。 ◆ 地域の自主的な森林整備活動を支援します。

② 水辺空間の保全

市民等の役割	行政の役割
◆ 河川への空き缶やたばこ、ごみ等のポイ捨て防止、ごみの持ち帰りに努めます。	◆ 市民や地域、関係機関との協働により、河川の環境美化活動に取り組みます。 ◆ 揖保川・千種川の水質状況を定期的に調査し、適正な水質の維持に努めます。 ◆ 水辺の景観や親水にも配慮した河川整備に取り組みます。

③ 環境教育の推進

市民等の役割	行政の役割
◆ 日常生活の中で環境の保全に関心をもつよう努めます。 ◆ 地域で行われる環境美化、環境保全の取組みに積極的に参加します。	◆ 学校教育、生涯学習など、様々な場面で環境に関する教育や学習に取り組みます。 ◆ 関係機関や市民団体等と連携を図り、環境保全活動のリーダーとなる人材の育成を促進します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
広葉樹転換面積	ha/年	8.0	10.4	12.4
揖保川水質状況 (BOD値)	mg/ℓ	2.0 未満	2.0 以下	2.0 以下
千種川水質状況 (BOD値)	mg/ℓ	2.0 未満	2.0 以下	2.0 以下
環境教育を実施した小学校数	校/年	17/17	14/14	全校

※河川におけるBOD値の基準は、「生活環境の保全に関する環境基準（環境省）」により、2.0 mg/ℓ以下と定められている。

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市環境基本計画
- ・ 宍粟市一般廃棄物処理基本計画

基本施策 11 資源循環型社会の構築

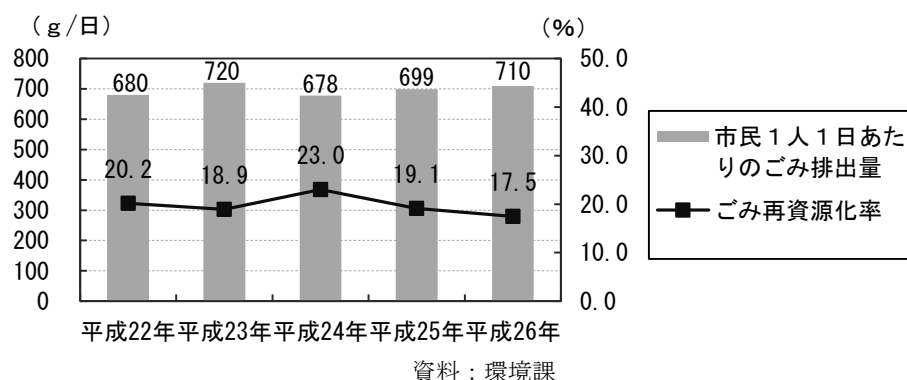
【めざすまちの姿】

市民、事業者及び行政が一体となり、廃棄物の抑制と再資源化を推進し、人と自然が共生する資源循環型のまちの形成をめざします。

現状と課題

- ◇本市では、「一般廃棄物処理計画」を策定し、ごみの排出抑制と資源を有効に活用し、ものを大切に使う環境にやさしい循環型社会に向け、5 R 活動の普及促進を図っており、ごみの排出量は漸減傾向にあります。
- ◇平成 24 年度より、古紙や缶類・ペットボトルなど 18 品目のごみの分別収集を実施しています。今後とも市民の理解と協力を得ながら、さらなる分別や再資源化の徹底を図る必要があります。
- ◇ごみ全体重量の約 19% (H26) を占める生ごみについて、資源ごみとして堆肥化するなどの取り組みが必要です。
- ◇学校などでは、紙・びん・アルミ類などのリサイクル活動が展開されています。
- ◇宍粟市消費者協会と市、事業所がレジ袋削減協定締結し、買い物時におけるレジ袋の削減に取り組んでいます。
- ◇本市から排出される可燃・不燃・粗大ごみは、にしはりま環境事務組合のにしはりまクリーンセンターにおいて広域処理が行われ、処理後の不燃ごみ残渣については、宍粟北残渣最終処分場で埋め立て処分を行っています。
- ◇にしはりまクリーンセンターへの収集運搬体制について、定期的に収集回数などを検証し、市民ニーズや効率性などを踏まえた改善を行っていく必要があります。

●市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量及びごみ再資源化率



※5 R…リデュース（ごみの発生を抑える・減量化する）、リユース（一度使っただけで終わらせず何度も繰り返し使う）、リサイクル（原材料として再生して利用する）、リフューズ（不要なものは買わない）、リペア（使えるものは修理してできるだけ長く使う）

施策の方向性

- ① 一般廃棄物処理計画に基づき、市民、事業者及び行政が一体となった5R活動をより一層展開していくことにより、ごみの減量化・資源化を促進します。
- ② 一般廃棄物処理計画に基づき、適正なごみ分別が推進されるとともに、定期的に収集回数などを検証する中で、より効果的・効率的な収集運搬体制を構築し、さらには、にしはりまクリーンセンター及び宍粟北残渣最終処分場の適正な運営・管理を行うことにより、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進します。

個別施策と主な取組み

① ごみの減量化の推進

市民等の役割	行政の役割
◆ごみの削減に向け、5R活動を正しく理解し、実践に努めます。 ◆買い物の際はマイバックを持参し、レジ袋の排出抑制に努めます。	◆市民、事業者にごみの減量効果や資源ごみのリサイクル方法について、広報紙等により啓発を行い、5R活動を推進します。 ◆資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等により周知します。

② ごみの適正処理・管理

市民等の役割	行政の役割
◆収集場所・時間など、決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組みます。	◆適正なごみ分別に向け、積極的に啓発を行います。 ◆収集運搬体制について、定期的に検証する中で、より効果的・効率的な体制の構築に取り組みます。 ◆にしはりまクリーンセンター及び宍粟北残渣最終処分場の適正な運営・管理を行います。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
市民1人1日あたりのごみ排出量	g/日	710.0	679.4	667.7
ごみ再資源化率	%/年	17.5	33.3	34.2

■関連する個別計画

- ・宍粟市環境基本計画
- ・宍粟市一般廃棄物処理計画

基本施策 12 再生可能エネルギーの活用

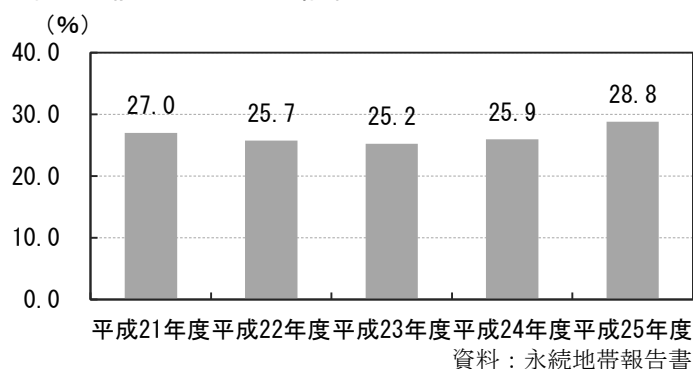
【めざすまちの姿】

市民、地域、事業者及び行政が一体となり、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことにより、エネルギー自給率が高まり、エネルギーの地産地消が進んだまちをめざします。

現状と課題

- ◇東日本大震災の発生以降、原子力の安全性が問い直され、化石燃料のほとんどを輸入に依存せざるをえない中で、従来の大規模集中型の発電施設に替わる、より環境負荷の少ない自立分散型のエネルギー源として、再生可能エネルギーに大きな注目が集まっています。また、再生可能エネルギーは、地域の自然を基盤として創り出すことのできるエネルギーであり、固定価格買取制度などを活用することにより、地域の活性化や産業振興に対しても有効な手段になると考えられています。
- ◇宍粟市には豊富な水量と急峻な地形を活かせる小水力発電の適地や、地域の先人から代々受け継がれてきた森林資源など、再生可能エネルギーの元となる地域資源が豊富に存在していますが、実際にこれらを活かした再生可能エネルギー事業が地域の活性化や産業振興につながっている例は多くはありません。
- ◇再生可能エネルギー事業による利益を還元し、地域の活性化へとつなげるためには、その源となる山林や河川など、地域の自然を守り育ててきた地域住民自身が主体的に関わる中で事業を進める必要があり、地域における専門的人材の育成・確保、専門機関との連携、関係者相互のネットワークづくりなどが重要な課題となっています。
- ◇公共施設に太陽光発電システムや木質ペレットストーブ・ボイラーを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に取り組んでいます。
- ◇宍粟市では、「環境基本計画」とその具体的な取り組み指針となる「エコしそうアクションプラン」を策定し、この中で、平成 42 年度（2030 年度）の本市のエネルギー自給率を 70%と目標に掲げ、市民への再生可能エネルギー機器の導入促進、省エネルギーの推進などに取り組んでいます。

●再生可能エネルギー自給率



施策の方向性

- ① 宍粟市環境基本計画の基本理念に沿って、「環境とまちづくりの好循環の実現」をめざすため、市民、事業者、地域、行政が連携し、再生可能エネルギーの導入に向けた取組みを進めます。特に、地域において持続可能な再生可能エネルギーの導入を促進することにより、その利益が地域に還元される取組みを進めていきます。
- ② 温室効果ガス排出量やエネルギー使用量の削減に向け、省エネに対する意識の高揚を図るとともに、エネルギー消費量の「見える化」などを実践する中で、市民、事業者及び行政が一体となり省エネルギーを推進します。

個別施策と主な取組み

① 再生可能エネルギーの導入促進

市民等の役割	行政の役割
◆生涯学習の場などを通じて再生可能エネルギーに関する知識や関心を高めます。 ◆身近な自然や地域資源についてより良く知るとともに、それらを活用する再生可能エネルギー事業や、それを活かした地域づくりについて積極的に取り組みます。	◆市民、事業所に対し再生可能エネルギー等に関する情報の提供や啓発活動を行うとともに利用促進に向けた支援に努めます。 ◆地域が主体となる再生可能エネルギー事業について、情報提供、地域における専門的人材の育成、専門機関との連携、関係者相互のネットワークづくり、財政的支援など、多面的な支援を行います。 ◆公共施設へは、年次的に計画を立て太陽光発電システムや木質ペレットストーブ・ボイラーなどを導入します。

② 省エネルギーの推進

市民等の役割	行政の役割
◆兵庫県が実施する「うちエコ診断」等を活用し、各家庭におけるエネルギーの利用状況の把握に努めます。 ◆日頃から節電・節水や冷暖房の適性利用に努めます。 ◆省エネ家電、低公害車、蓄電システムなど、より環境負荷の少ない製品の調達・活用に努めます。	◆広報や生涯学習の場を通じて、省エネに関する情報提供や啓発活動を行います。 ◆行政活動全般において節電・節水や冷暖房の適正利用を進めます。 ◆低公害車、蓄電システムなど、環境負荷の少ない製品の調達・活用を推進します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
再生可能エネルギー自給率 (産業・運輸除く)	%/年	28.8 (H25)	44.3	57.1

関連する個別計画

- ・ 宍粟市環境基本計画
- ・ 宍粟市森のゼロエミッション構想 (兼バイオマスタウン構想)

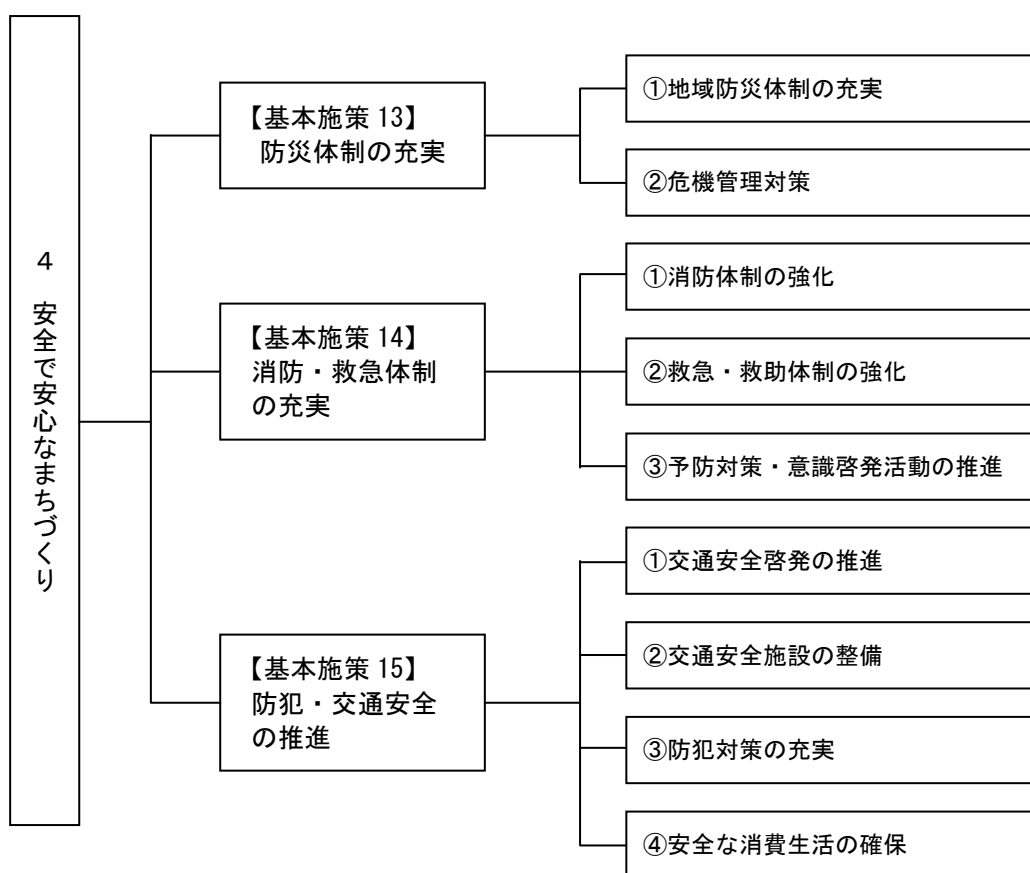
※再生可能エネルギー…有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光・太陽熱、風力、水力、地熱、波力、バイオマスなどの利用が挙げられる。

※固定価格買取制度…再生可能エネルギー (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス) を用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度。

4. 安全で安心なまちづくり

■取組みの視点

まちの危機管理を行う上での基本的な考え方として、「自助・共助」、「公助」の協働による安全・安心のまちづくりを進めます。有事にあたっては、まず「自助」として自らの身を守る備えを行い、自分の力が及ばない範囲を「共助」として周囲の人たちやボランティア、企業などの連携による仕組みによって対応を図ります。そして「公助」は、個人や地域の力では解決できないことについて、市や消防、警察をはじめ、国・県等による公的機関が担い、地域の防災力を高めます。



基本施策 13 防災体制の充実

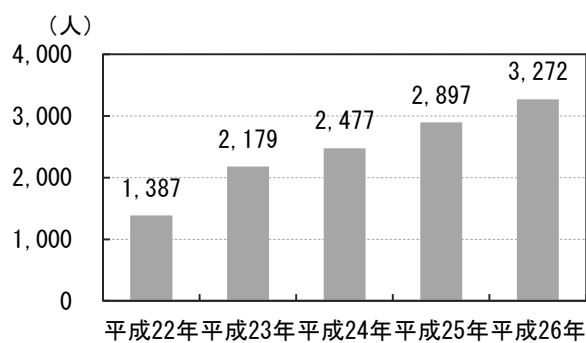
【めざすまちの姿】

防災基盤の整備を推進するとともに、市民の防災意識の向上による「自助」「共助」の強化を図り、市民生活を脅かす危機に対し、市民と行政が連携して迅速かつ適切な対応ができる災害に強いまちをめざします。

現状と課題

- ◇平成 21 年に宍粟市を襲った台風 9 号をはじめ、東日本大震災や日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっています。本市では、地域防災計画の見直しをはじめ、大規模地震を想定した総合防災訓練の実施、情報伝達手段の多重化と伝達スピードの向上など、総合的な災害対策に取り組んでいます。
- ◇災害から市民の生命、財産を守るには、市民の防災意識の向上や自主防災組織のさらなる強化が課題となっており、自治会や自主防災組織による初動活動、要援護者の避難支援体制の充実が必要となっています。
- ◇本市においては、山林の占める割合が非常に高く、土砂災害が起こりやすい箇所が多く存在するとともに、揖保川・千種川、その他中小河川が市内各所を流れ、大雨により大きな洪水被害を引き起こす可能性があります。そのため、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域における土砂崩壊などの防止対策や警戒避難態勢の強化に向けて取り組んでいく必要があります。

●ひょうご防災ネット加入者数（累計）



資料：消防防災課

※ひょうご防災ネット…携帯電話のメール機能やホームページ機能を利用し、災害発生時等の緊急時に、緊急気象情報や避難情報等をいち早く市民に発信するシステム。

施策の方向性

- ① 地域や消防、警察など関係機関と連携した総合防災訓練の継続的な実施や、平成25年度に制定した「家族防災の日」の啓発等より、市民の防災意識の向上に努めます。また、自主防災組織が主体となった防災訓練の実施や、自主防災マップ及び災害に備えた防災台帳の作成等、自主防災組織の活動を支援するとともに、組織の重要性について啓発に努めます。また、家族等の支援が受けられない要配慮者を避難行動要支援者と位置づけ、個別の避難支援プランを作成し、自主防災組織等に協力を求め、避難支援対策を進めています。
- ② 風水害や地震などの大規模な災害に備え、「兵庫県地域防災計画」及び「宍粟市地域防災計画」に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るとともに、急傾斜地崩壊対策や河川改修など、自然災害における危険箇所への安全対策を推進します。また、重大な感染症や武力攻撃等の危機が発生し、または発生するおそれがある場合に備え、市としての危機管理体制の強化を図ります。

個別施策と主な取組み

① 地域防災体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆自分たちの命は自分たちで守る意識を持つように心がけます。 ◆地域の自主防災組織等の訓練に積極的に参加し、必要な知識や技術の習得に努めるとともに、共助意識の向上に努めます。 ◆災害への備えとして、行政からの緊急・災害情報の伝達手段である「ひょうご防災ネット」の加入に努めます。 ◆行政や関係機関等との連携により、高齢者や障がいのある人など、地域における要援護者の実態把握に努めます。	◆広報紙等や防災訓練を通じて防災に対する啓発活動を行うとともに、「ひょうご防災ネット」への加入を促進し、防災意識の向上を図ります。 ◆自治会や関係機関等との連携を図り、講習会、防災訓練、自主防災マップ及び災害に備えた防災台帳の作成等自主防災組織の活動を支援します。 ◆災害時における要援護者を支援するため、情報の把握に努めるとともに、個人情報の取扱いに配慮する中で、医療・福祉等の関係機関や自主防災組織等との情報共有を図ります。

② 危機管理対策

市民等の役割	行政の役割
◆地域における危険箇所や避難経路の確認を行います。	◆急傾斜地崩壊対策や、砂防及び護岸の整備など、治山、治水対策を推進します。 ◆自然災害だけでなく、新型インフルエンザ等の感染症対策や武力攻撃、テロ等への対策など、あらゆる危機に備えて危機管理体制を整備します。 ◆宍粟市危機管理指針等に基づき、想定される危機事象に対する所管部局を明確にし、平時より危機に備えたマニュアルを整備します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
ひょうご防災ネットの加入者数【累計】	人	3,272	4,500	6,000
自主防災マップ、防災台帳作成団体数【累計】	団体	40	155	155

■関連する個別計画

- ・宍粟市地域防災計画
- ・宍粟市国民保護計画
- ・宍粟市危機管理基本指針

※家族防災の日…平成21年台風9号災害のあった8月9日と阪神淡路大震災のあった1月17日を「家族防災の日」として、毎年この日の夕食後に、家族で災害への備えについて話し合うこととしている。

基本施策 14 消防・救急体制の充実

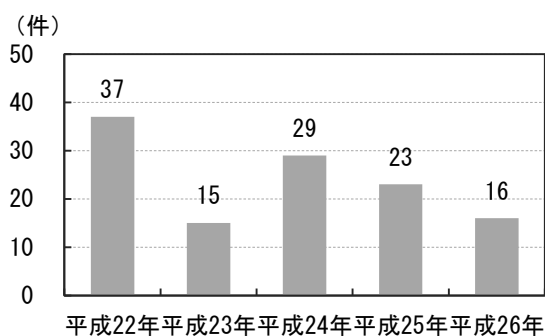
【めざすまちの姿】

消防・救急体制が充実するとともに、市民と行政との連携により、防火・救命に関する「自助」「共助」の取組みの強化と意識の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

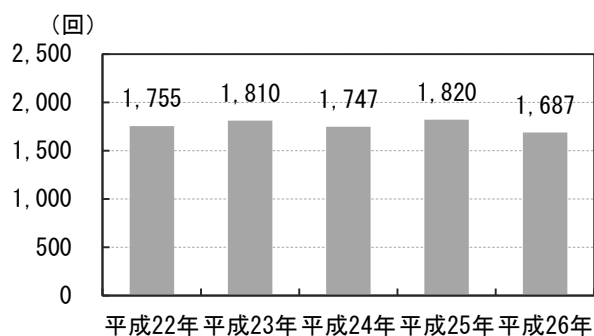
現状と課題

- ◇本市の消防体制は、常備消防である西はりま消防組合宍粟消防署と、地域で組織する非常備消防の消防団で構成されています。
- ◇消防・救急体制については、消防力の強化による住民サービスの向上や消防体制の効率化と基盤の強化を図るため、平成 25 年度より 3 市 2 町による広域化を実現し、常備消防として消防業務全般を実施しています。
- ◇消防団は、新規団員の確保が困難な地域が増えていることや、昼間に地元に住する団員が減少していることなどにより、消防団組織としての基盤が弱まりつつあるため強化を図る必要があります。また、地域の自主防災組織も消防団との連携により地域の消防力の向上を図っていく必要があります。
- ◇高齢社会の進展や疾病構造の変化等から、救急活動の専門性及び高度化が求められています。このため、救急救命士を中心とする救急隊員の資質の向上や医療機関との連携の強化などにより、救命率の向上を図ることが必要となっています。また、迅速な対応が人命救助につながることから、高度な救急資機材整備など、救急体制の強化充実を図る必要があります。
- ◇平成 25 年 11 月にドクターヘリが運用開始されて以降、宍粟消防署では平成 27 年 2 月末現在で 65 件の出動を要請し、重症外傷及び循環器系疾患の患者を専門病院へ搬送しています。
- ◇宍粟消防署では救急救命士の生涯教育として宍粟総合病院はもとより、県立姫路循環器病センター、姫路救命センター、県立加古川病院、津山中央病院など多くの病院の協力を得ながら研修を実施しています。
- ◇火災の発生を予防するため、市民の火災予防意識を高めるための啓発活動などをさらに強化していく必要があります。また、防火対象物、危険物施設などについては、火災などの災害発生の際に多大な被害を出す危険を有していることから、立入検査等による防火指導の徹底・充実を図る必要があります。

●火災発生状況

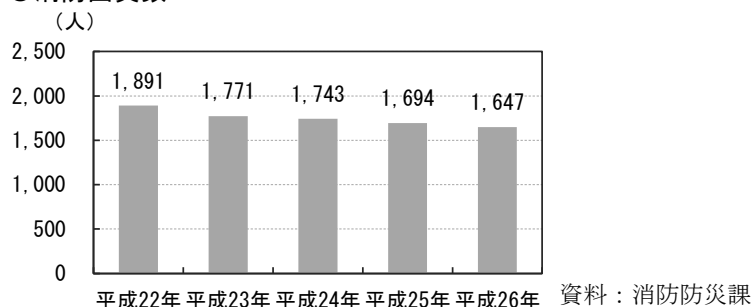


●救急出動回数



資料：消防署

●消防団員数



施策の方向性

- ① 関係市町との連携により、宍粟消防署における消防体制の充実を図ります。また、消防団員の資質向上を図るため訓練活動を促進するとともに、地域や自治会と連携し、団員の確保に向けた取組みを推進します。
- ② 迅速で的確な救急・救助活動を実施するため、救急救命士の育成、教育訓練、生涯教育を推進し、救急隊員の資質向上に努めるとともに、速やかに適切な医療機関に収容できるよう、関係機関との連携を強化します。また、ドクターヘリ及び県防災ヘリとの連携を含め高度救急救助活動の強化に努めます。
- ③ 宍粟消防署や消防団との連携による啓発により、市民の防火意識の向上を図ります。また、予防査察、危険物施設の設置の際には保安指導を強化するなど、火災予防の徹底と、防火管理者の育成・指導による、自主予防体制の確立を促進します。

個別施策と主な取組み

① 消防体制の強化

市民等の役割	行政の役割
◆宍粟消防署や消防団による消防活動の取組みを支援するとともに、地域における消防団員の確保に協力します。	◆宍粟消防署及び消防団の救助技術の向上と活動の強化を図るため、消防施設、消防車両、消防資機材等の配備を進めます。 ◆消防団組織の維持、体制強化に努めます。

② 救急・救助体制の強化

市民等の役割	行政の役割
◆救命講習会等に積極的に参加し、救命手当ての方法を身につけます。	◆救急体制の充実強化と救急救命士の養成を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救助処置の実施による救命率の向上を図ります。 ◆積極的に救命講習会を開催するとともに、誰もが救命手当ての方法や手順を習得できるよう、市民の積極的な参加を促します。 ◆市内各施設に配置のAED（自動体外式除細動器）を、誰もがいつでも使用できる環境づくりに取り組みます。

③ 予防対策・意識啓発活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆一人ひとりが防火意識を高め、火の用心に努めます。 ◆住宅用火災警報器を設置するとともに保守点検に努めます。 ◆事業者は、防火管理の責任を意識し、定期的な自衛消防訓練や施設の点検に努めます。	◆防火講習の実施や火災予防広報などにより、防火意識の啓発を推進します。 ◆事業所や店舗、危険物施設等に立入検査を行い、違反施設に対する技術基準、維持管理体制の是正指導を行います。 ◆火災予防の一層の普及を図り、高齢者を中心とする死者の発生を抑制することに努めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
消防団員数	人	1,647	現状値を維持	現状値を維持
応急手当講習受講者数【延べ】	人/年	1,781	1,800	H32より増加
普通救命講習受講者数	人/年	461	600	H32より増加
火災による死者数	人/年	1	0	0

基本施策 15 防犯・交通安全の推進

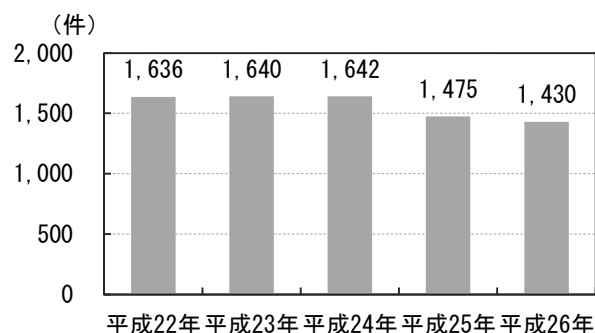
【めざすまちの姿】

交通ルールやマナーが遵守された交通社会の形成と、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪や事件が少ない安全・安心なまちをめざします。

現状と課題

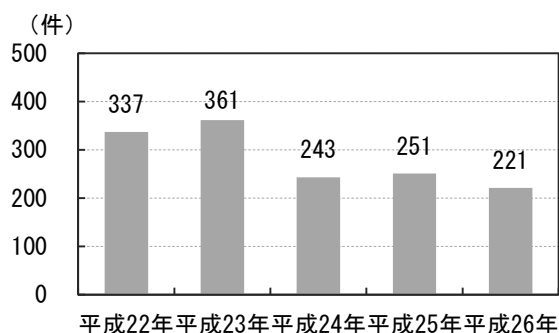
- ◇全国交通安全運動や交通事故防止運動期間中にあわせ、交通安全意識の高揚を図る取り組みとして、関係機関と連携しながら交通立番（街頭啓発活動）を実施しているほか、幼児・児童・生徒・高齢者を対象とした交通安全教室を実施しています。
- ◇市内の交通事故件数はほぼ横ばい傾向にある状況ですが、その内容では高齢者が被害者や加害者となる事故が増加しています。このことから、高齢者自身が、加齢に伴う身体能力の変化を自覚するためにも、参加、体験、実践型の高齢者交通安全教育を普及、促進させることが必要です。
- ◇幅員が狭く見通しの悪い交差点が多い道路では、今後もカーブミラー、ガードレール、横断歩道、信号機等の交通安全施設を整備していくことが重要です。
- ◇全国的に犯罪発生件数が減少している中、本市においてもやや減少傾向にあるものの、消火栓ボックスや側溝の鉄蓋等を狙った窃盗が増えています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺などの被害が全国で発生しています。
- ◇地域の防犯活動では、防犯灯の設置や通学時の子ども見守り活動、まちづくり防犯グループによる巡回活動など、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、積極的な取り組みが展開されています。今後もさらに行政、警察、関係機関・団体と連携し、安全確保に向けた取り組みを行うことが重要です。
- ◇情報の高度化などにより、消費者を取り巻く環境や利便性が向上していますが、その一方で市民の消費生活が複雑多様化し、消費者トラブルが社会問題化しています。自ら考え、行動する消費者が増え、消費者被害が減少していくよう努める必要があることから、本市では、平成22年に宍粟市消費生活センターを開設し、専門的な相談員により市民の消費生活相談に対応し助言を行っています。

●交通事故発生件数



資料：交通年鑑（兵庫県警察本部）

●刑法犯罪認知件数



資料：兵庫県警察統計

施策の方向性

- ① 宍粟市交通安全協会等との連携による啓発により、市民の交通安全意識の高揚を図ります。また、これまで実施している幼稚園、保育所及び小・中学校の交通安全教室をさらに充実させるとともに、高齢者を対象とした交通安全教室を推進します。
- ② 交通安全施設整備の充実により、危険箇所の解消に努め、より利用しやすく、安全で人と車が共存・共生できる道路交通環境の整備を図ります。
- ③ 自主防犯活動を積極的に支援し、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識のさらなる高揚を図るとともに、市民や地域による自主防犯体制と、行政や警察、ボランティア団体、学校などが連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。
- ④ 消費生活センターの充実を図り、消費生活相談員を中心に、学校・社会教育・民生委員会・介護サービス事業者などと連携し、被害防止啓発活動を実施するなど、賢い消費者の育成を図るための消費者教育を推進します。

個別施策と主な取組み

① 交通安全啓発の推進

市民等の役割	行政の役割
◆交通ルール、交通マナーを守り、安全運転に努めます。 ◆地域の学校及び子どもの安全確保のため見守り活動を実施します。 ◆自転車の安全で適正な利用について理解し、自転車損害賠償保険等に加入します。	◆全国交通安全運動期間を中心に、市民、地域、警察、宍粟市交通安全協会等と連携し、地域ぐるみで交通安全運動に取り組むことで、広く意識啓発を行います。 ◆子どもや高齢者を対象とした交通安全教育をさらに充実します。

② 交通安全施設の整備

市民等の役割	行政の役割
◆通学路をはじめ、道路等の危険箇所を発見した場合は行政に報告します。	◆通学路交通安全推進協議会と連携し、関係者合同で定期的な通学路の点検を行い、安全性の向上に努めます。 ◆交通事故が多い等の危険箇所について、関係機関と検討し安全対策を講じます。 ◆道路照明やカーブミラー、防護柵等の交通安全施設を適切に整備します。

③ 防犯対策の充実

市民等の役割	行政の役割
◆防犯意識を高め、戸締りなど防犯行動に努めます。 ◆「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、防犯活動や犯罪を抑止する環境づくりに取り組みます。 ◆地域の学校及び子どもの安全確保のため見守り活動を実施します。	◆地域による自主防犯の活動を支援するとともに、警察等の関係機関との連携により防犯活動を展開します。 ◆犯罪の発生を抑止し、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。

④ 安全な消費生活の確保

市民等の役割	行政の役割
◆消費者トラブルに巻き込まれないように、積極的に消費生活に関する情報や知識の習得に努めます。	◆市民や事業者等へ消費問題に関して理解を深めていただくため、消費生活に関する啓発及び情報提供を行います。 ◆市民からの相談に適切に対応するとともに、相談がしやすく開かれた相談窓口になるよう努めます。

まちづくり指標

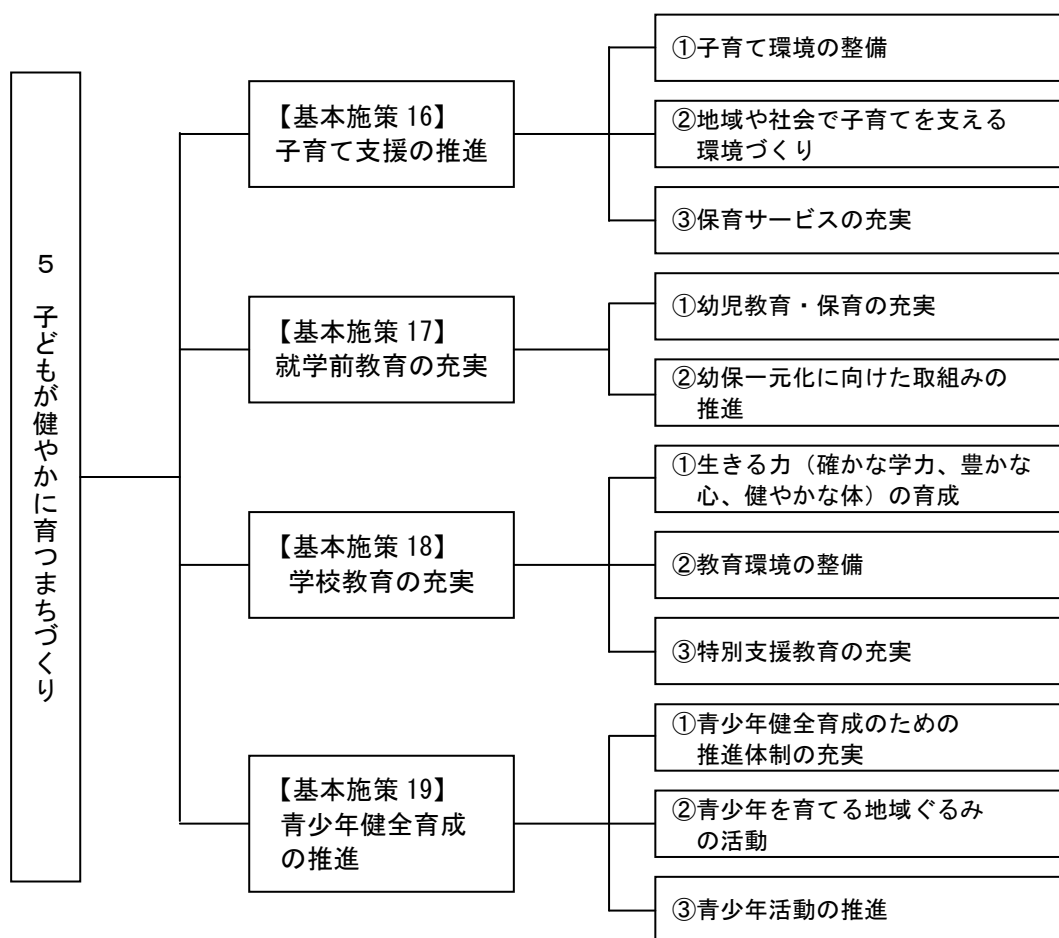
指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
交通事故発生件数	件/年	1,430	1,381	1,183
刑法犯罪認知件数	件/年	221	199	177
消費者相談による契約被害防止率	%/年	17.1	20.1	22.6

第2章 安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

5. 子どもが健やかに育つまちづくり

■取り組みの視点

結婚、妊娠、出産、子育てなど切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができる環境をより一層向上させるとともに、地域で子どもをはぐくむ環境を充実させることにより、子どもたちが宍粟市に愛着や誇りを感じ、住み続けたいと思える取り組みを推進していきます。



基本施策 16 子育て支援の推進

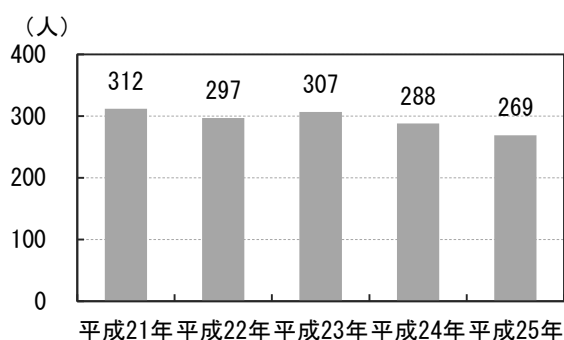
【めざすまちの姿】

安心して産み育てることができる環境づくりを進め、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政などが一体となり子育てをみんなで支えるまちをめざします。

現状と課題

- ◇少子化、過疎化の進行により、地域社会の活性化や維持など様々な課題が生じています。このため、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けた重点的な取り組みが必要となっています。
- ◇市では、地域における子育て支援拠点として、市内の4ヶ所で子育て支援センターを開設し、子育て中の親の相談・支援や交流の促進等を行っています。
- ◇安心して妊娠・出産ができる環境とともに、子どもの健やかな発達を促進できるよう、母子保健事業の充実が求められています。
- ◇ひとり親家庭の子どもが健やかに育つ環境を整備するため、母子父子自立支援員を設置し、就業、生活支援などについて相談ができる体制の充実に努めています。
- ◇子育て中の親は、子どもの病気、発育、発達、教育や育児の方法など、子育ての悩みを抱えています。親の不安を解消できる相談体制の充実や関係機関との連携により、子育て支援サービスの充実を図るとともに、的確な情報発信を行っていく必要があります。
- ◇児童虐待等の相談件数が増加傾向にあります。虐待を早期に発見し、関係機関との連携により適切な対応を行う必要があります。
- ◇夫婦共働き世帯の一般化や核家族化の進展、ひとり親家庭の増加などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。下校（園）後、子どもたちが安心して生活を送ることができ、親が安心して仕事と子育てを両立できるための支援が必要です。

●出生数



資料：兵庫県保健統計年報

施策の方向性

- ① 社会福祉協議会などの関係機関との連携により、男女の出会いの場の提供など、結婚のきっかけとなる取り組みを積極的に進めるとともに、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの豊かな成長を支える教育・保育の基盤づくりの実現に向け、子育てに関する相談体制や支援内容の充実をはじめ、母子の健康づくり、経済的負担の軽減など、安心して子育てができる環境の整備を総合的に推進します。

- ② 子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくことが重要であり、家族、地域、ボランティア、事業者、学校、行政等の連携体制を横断的につなぐ子育て支援のネットワークの構築に取り組みます。
- ③ 下校（園）後の子どもたちの安全と、親が仕事と子育てを両立できるための支援として、引き続き、放課後児童健全育成事業（学童保育）や延長保育、一時預かり等によるサービスの充実に努めるとともに、病児・病後児保育に向けて、医療機関や関係機関と連携し、その仕組みづくりに取り組みます。

個別施策と主な取り組み

① 子育て環境の整備

市民等の役割	行政の役割
◆結婚して家庭をもつことの意義について考えます。 ◆市の子育て支援制度や様々な行事に関心を持ち、積極的に利用、参加します。 ◆妊婦をはじめ、保護者は自分自身と子への健康に常に関心を持つよう努めます。	◆独身男女の出会いの場を創出し、結婚への前向きな機運醸成を図ります。 ◆結婚、妊娠、出産、子育てに関する正しい知識と情報の提供に努めます。 ◆気軽に子育て相談や交流ができ、適切な情報が得られる子育て支援センターの充実と、利用者の増加に向けた取り組みに努めます。 ◆安心して子どもを産み育てることができる環境整備のため、母子保健事業の充実を図ります。 ◆ひとり親家庭への支援の充実に努めます。

② 地域や社会で子育てを支える環境づくり

市民等の役割	行政の役割
◆子どもは地域全体で見守るという意識のもと、地域における子育て支援のネットワークの構築に協力します。 ◆子どもへの虐待に注意を払い、虐待が疑われる場合は、身近な相談窓口連絡・相談します。	◆地域の相互援助活動であるファミリーサポートセンターの利用を促進します。 ◆子育て支援ネットワークの構築に取り組み、相談窓口の周知に努めます。 ◆関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見に取り組みます。

③ 保育サービスの充実

市民等の役割	行政の役割
◆学童保育の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わるよう努めます。 ◆放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行います。	◆より円滑な学童保育の運営を行うため、保護者や学校との連携を強化します。 ◆保護者のニーズにあわせた延長保育や一時預かりを実施します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
出生数	人/年	269 (H25)	現状値を維持	276
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	%/年	91.1	93.0	H32より増加
ファミリーサポートセンター会員数	人/年	230	257	280
学童保育所利用者数	人/年	263	330	330

■関連する個別計画

・宍粟市子ども・子育て支援事業計画

※ファミリーサポートセンター…「子育ての援助を受けたい」、「子育ての援助ができる」という人たちが会員になり、子どもの送迎や一時的な預かりなど、子育ての援助活動を有料で行う会員組織。

※学童保育…児童の健全な育成を図ることを目的として、保護者が就労や病気等の理由により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了した放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供している。

基本施策 17 就学前教育の充実

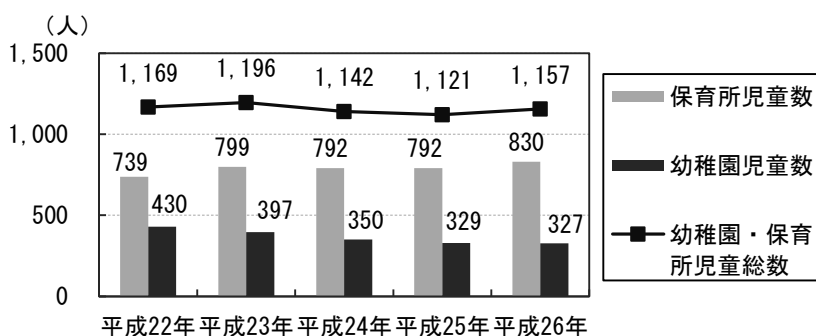
【めざすまちの姿】

就学前の子どもたちが幼稚園・保育所・認定こども園において、質の高い教育・保育を受け、心豊かにたくましく生きる力を身につけられるまちをめざします。

現状と課題

- ◇本市の就学前における教育、保育施設は、平成 27 年 4 月現在、公立幼稚園 13 園、公立保育所 5 所、私立認可保育所 9 所、私立認定こども園 1 園となっています。
- ◇就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備する必要があります。
- ◇幼児の発達を見通した適切な教育・保育課程の編成に努めるとともに、幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続を図るため、指導要録を作成し、就学前における教育環境の充実に努めています。また、教育・保育活動に対する保護者・地域の理解を得るため、公立の全園所において、自己評価または関係者評価を実施しています。
- ◇今後は本市の魅力ある自然環境や様々な教育資源を活かしながら、遊びや体験を通して、豊かな心情や感性を育む特色ある就学前教育を推進することが必要です。
- ◇幼稚園・保育所の両施設が実態として類似した施設となってきています。本市では、「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、より良い子どもの教育・保育の環境整備を図るため、就学前の子ども（0 歳から 5 歳）を対象とした、幼稚園、保育所の一元化を推進しています。
- ◇今後は幼稚園・保育所から認定こども園への円滑な移行を図りながら、多様な教育・保育活動、総合的な子育て支援ができる環境の整備を進めていく必要があります。

●幼稚園・保育所児童数



資料：保育所児童数はこども未来課、幼稚園児童数は教育総務課

施策の方向性

- ① 「しそうこども指針」に掲げる宍粟の未来を担う子どもたちが、夢と希望を持って健やかに育ち、ふるさとに誇りを持ちながら、心豊かに生きる基礎を身につけるために、「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの最善の利益の保障と、家庭、地域、教育・保育施設及び行政機関の連携により、すべての就学前の子どもの教育・保育環境の充実と子育て支援を推進し、小学校への滑らかな接続を図ります。
- ② 「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、これまでに引き続き、中学校区検討委員会（地域委員会）での検討や協議を重ねるとともに、地域・保護者の理解を深めるための説明会や懇談会を開催するなど、幼保一元化に向けた取組みを推進します。また、幼稚園、保育所から認定こども園への円滑な移行を図るため、幼稚園教諭と保育所保育士等の交流研修や人事研修の充実を図るとともに、教育・保育活動の評価を定期的の実施することにより、継続的に幼稚園、保育所運営の改善・向上を図っていきます。

個別施策と主な取組み

① 幼児教育・保育の充実

市民等の役割	行政の役割
◆幼稚園、保育所の行事に積極的に参加します。 ◆保護者は、自らの役割と責任を自覚し、幼稚園、保育所の運営に協力するとともに、よりよい家庭教育に努めます。 ◆地域は、幼児・園児の登下校時をはじめとした見守りに努めます。	◆保護者の意見や要望の把握に努め、ニーズにあった教育、保育を実施します。 ◆就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育所・学校との連携を強化します。 ◆教職員及び保育士の資質の向上を図るための研修を実施します。

② 幼保一元化に向けた取組みの推進

市民等の役割	行政の役割
◆幼保一元化に向けた説明会や懇談会に積極的に参加し、幼児教育・保育の望ましいあり方を考えます。	◆現行の中学校区を単位とし、幼保一元化に向け、地域・保護者の理解を深めるための説明会や懇談会を開催します。 ◆公立の幼稚園、保育所だけでなく、私立保育所についても関係者評価の実施を求めています。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
幼稚園・保育所と小学校との連携事業数【延べ】	件/年	405	現状値を維持	現状値を維持
幼稚園・保育所の関係者評価実施率	%/年	69.0	70.8	83.3
関係者評価におけるA評価の割合	%/年	72.6	100.0	100.0
認定こども園再編実施校区数【累計】	校区	1	4	7

■関連する個別計画

- ・しそうこども指針
- ・宍粟市子ども・子育て支援事業計画
- ・宍粟市幼保一元化推進計画

※関係者評価…幼稚園・保育所の関係者（保護者や地域住民等）により構成された評価委員会が、行事見学や園・所だより等の広報誌、保護者アンケートの結果に基づき園・所の運営状況を評価するとともに、運営の改善について意見を述べること。

基本施策 18 学校教育の充実

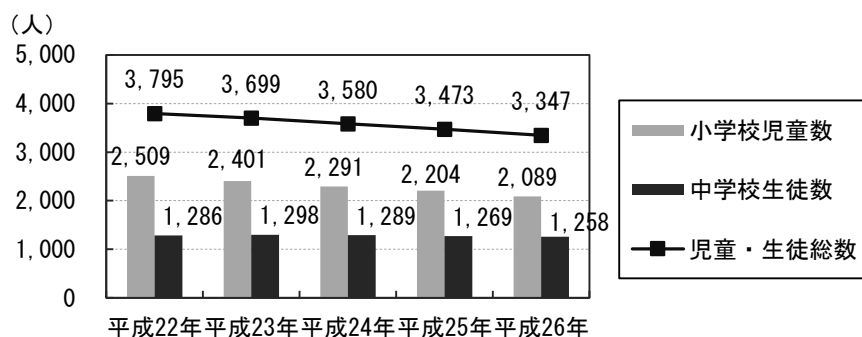
【めざすまちの姿】

子どもたちが地域での様々な体験を通して、豊かな心や社会性を育てることができるよう、学校・家庭・地域が連携した地域総がかりの教育環境を整え、「生きる力」を身につけられる教育環境が整ったまちをめざします。

現状と課題

- ◇学校教育では、国が示す生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成を基本とし、個に応じた教育、指導力の向上や保護者・地域に開かれた特色ある学校づくりが求められています。また、学力の向上や基本的生活習慣などに関わる課題が指摘され、いじめ問題等への対応も求められています。
- ◇子どもたちの誰もが意欲を持って学べるよう、子どもたち一人ひとりに応じた指導や継続的な対応が求められています。
- ◇学校教育に対する市民の期待が高まる中、教職員一人ひとりがその専門性を高め、指導力の向上を図るとともに、家庭や地域との連携による学校運営の充実に努める必要があります。
- ◇学校・家庭・地域が一体となり、学校給食における食育や地産地消の取組みを進めていますが、生産者は小規模農家がほとんどであることや、高齢化が進んでいるため生産量の確保が難しくなっています。
- ◇子どもたちが適切な人間関係を築き、お互いに切磋琢磨できるような一定規模の集団を確保するため、学校規模の適正化を図るとともに、老朽化した施設の改修を進めるなど、安全・安心で快適な学習環境を確保する必要があります。
- ◇特別な支援を要する幼児や児童、生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携を強化し、支援体制を整備する必要があります。

●児童・生徒数



資料：教育総務課

施策の方向性

- ① 確かな学力の育成に向け、指導方法・指導体制の工夫改善に努めます。また、豊かな人間性を育むため、人権教育や読書活動、福祉活動など様々な取組みを行うとともに、将来、国際化社会でも活躍できるようコミュニケーション能力を育成する教育を推進します。あわせて、健やかな体を育むため、地産地消の考え方を活かした食育や望ましい生活習慣形成のための取組み、体力向上のための活動を推進します。
- ② 安全・安心で快適な教育環境を創出するため、地域住民が協力しやすい開かれた学校に努めるとともに、小・中学校の改築や施設の改修を計画的に進めます。また、「宍粟市学校規模適正化推進計画」に基づき校区の再編を進め、適正な規模の集団の中で子ども達の社会性を育成するとともに、その推進にあたっては、保護者や地域と十分な時間をかけて話し合い、理解と合意のもとに進め、市民全体での情報共有にも努めます。
- ③ 将来、特別な支援を要する児童生徒が自立し社会参加できるよう、特別支援教育の充実を図ります。そのために、家庭や専門機関との連携のもと、一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、障がいの状態や発達段階等に応じた支援を行います。

個別施策と主な取組み

① 生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）の育成

市民等の役割	行政の役割
◆地域の学校に関心を持ち、教育活動に積極的に参画します。 ◆保護者は、授業参観や懇談会などの学校行事に積極的に参加します。 ◆保護者は、自らの役割と責任を自覚し、学校の運営に協力するとともに、よりよい家庭教育に努めます。 ◆保護者は、食育や学校給食への理解と関心をもち、自らも家庭で実践するよう努めます。	◆教職員としての資質を高め、指導力の向上を図るとともに、児童・生徒一人ひとりに寄り添った教育相談を行います。 ◆社会体験や自然体験を通じて、道徳や人権意識などを育む教育を充実します。 ◆学校給食等を通じ食育を推進する中で、農業施策と連携し、地元食材の流通の確保に努めるとともに、少子化を見据えた学校給食センターの運営のあり方を検討します。 ◆キャリア教育の充実を図り、「宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり」に努めます。

② 教育環境の整備

市民等の役割	行政の役割
◆地域・保護者は、学校とともに校区の子どもを育てるため「地域総がかりの学校づくり」に参加します。 ◆地域・保護者は、児童生徒の登下校時をはじめとした見守り活動に参加します。	◆市民が学校行事に参加しやすいよう開かれた学校づくりに取り組みます。 ◆施設整備を着実にを行うとともに、地域の協力も得ながら、安全安心な学校づくりを進めます。 ◆学校規模の適正化は、将来を見据えた計画のもと、保護者や地域の理解に基づき、協議を重ねながら進めます。

③ 特別支援教育の充実

市民等の役割	行政の役割
◆特別支援教育を理解し、その取組みに協力します。	◆特別支援教育支援員を適切に配置します。 ◆関係機関との連携を図り、教育だけでなく、自立や社会参加につながる効果的な支援を行います。

※キャリア教育…個人が社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育のこと。近年は、将来を担う若者に望ましい職業観や勤労観を身につけさせ、主体的に進路を選択できる能力を育むといった意味合いが強くなっており、インターンシップの実施や地域の人材を活用した職業体験などが推進されている。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値（H26）	目標値（H32）	目標値（H37）
国語及び算数（数学）の授業の内容が分かるという児童・生徒の割合	%/年	81.2	82.0	83.0
将来、自主的に運動したいと考えている児童・生徒の割合	%/年	58.8	61.0	63.0
食べよう宍粟のめぐみ（給食用地元食材利用率）	%/年	69.0	77.0	77.0

■関連する個別計画

-
- ・しその子ども生き生きプラン
 - ・宍粟市学校規模適正化推進計画

基本施策 19 青少年健全育成の推進

【めざすまちの姿】

学校・家庭・地域・関係機関が相互に連携しながら青少年の健全育成に取り組み、豊かな人間性や社会の基本的ルール、自ら考え行動する力を身につけた青少年を育むまちをめざします。

現状と課題

- ◇全国的に非行、いじめ、引きこもり、薬物の乱用など、青少年による問題行動が深刻化しています。本市においても、近年特に学校への長期欠席者が増加してきており、子どもたちが安心して、意欲的・積極的に学校の教育活動に参加できるような働きかけが重要課題となってきました。
- ◇インターネットや携帯電話等への依存により、人間関係の希薄化や社会の基本的ルールに対する認識が弱まっていることが指摘されています。
- ◇深夜営業店舗等の増加により、青少年の活動時間が深夜に及ぶことによる非行や問題行動等の増加が懸念されています。
- ◇学校・家庭・地域・関係機関が連携を深め、子ども支援のネットワークを強化するとともに、市民相互が連携した青少年健全育成の取組みを展開していく必要があります。
- ◇青少年の社会参加や交流活動等を積極的に支援し、多様な人間関係を形成する機会の確保を図ることが必要です。また、学校、ボランティア等、関係機関との連携にも努めていく必要があります。

●（データ・写真等貼付検討）

施策の方向性

- ① 地域と共生する特色ある学校づくりの取組みを積極的に支援し、子どもに多くの市民が関われる体制づくりを推進するとともに、家庭教育の充実をめざし、子育ての知識やしつけに関する講座の拡充を図ります。また、犯罪や薬物、インターネットにおける有害サイトなどから子どもを守るため、正確な知識の普及と啓発活動の推進に努めます。特に、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の正しい利用方法については、専門家などの意見を聞きながら、積極的な啓発を心がけます。
- ② 学校・家庭・地域・関係機関との連携により、巡回指導や街頭キャンペーン等を実施し青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年育成センター及び適応教室指導員等の連携による学校支援体制を構築し、相談体制のさらなる充実を図ります。
- ③ 地域や人とのふれあいの中で青少年の健全な育成が図れるよう、体験学習や交流機会の拡充とともに、生活体験や自然体験の充実を図ります。

個別施策と主な取組み

① 青少年健全育成のための推進体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆地域で子どもを守り、育てようという意識を持ちます。 ◆学校や地域で行っている青少年育成活動に参加、協力します。 ◆家庭では、積極的に子どもとふれあい、子育てやしつけに取り組めます。	◆青少年の教育のため、地域・学校・家庭が連携できる環境づくりや取組みの支援を行います。 ◆青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動を支援します。 ◆青少年問題協議会と連携し、健全育成のネットワークのさらなる拡充を図ります。

② 青少年を育てる地域ぐるみの活動

市民等の役割	行政の役割
◆地域は、学校や警察等の関係機関と連携し、青少年の非行防止活動に取り組めます。	◆青少年に関する相談体制の充実を図ります。 ◆巡回指導や街頭キャンペーンなど、青少年の非行防止活動を強化に向けた支援をします。

③ 青少年活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆持っている知識や能力を活かして、地域の青少年との交流や活動の支援、協力を行います。	◆魅力ある体験学習など、青少年体験活動を推進します。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値（H26）	目標値（H32）	目標値（H37）
青少年育成委員巡回指導回数	回/年	63	現状値を維持	現状値を維持
登下校指導ボランティア数【累計】	人	1,901	現状値を維持	現状値を維持
子ども講座・体験活動受講者数【延べ】	人/年	567	現状値を維持	現状値を維持

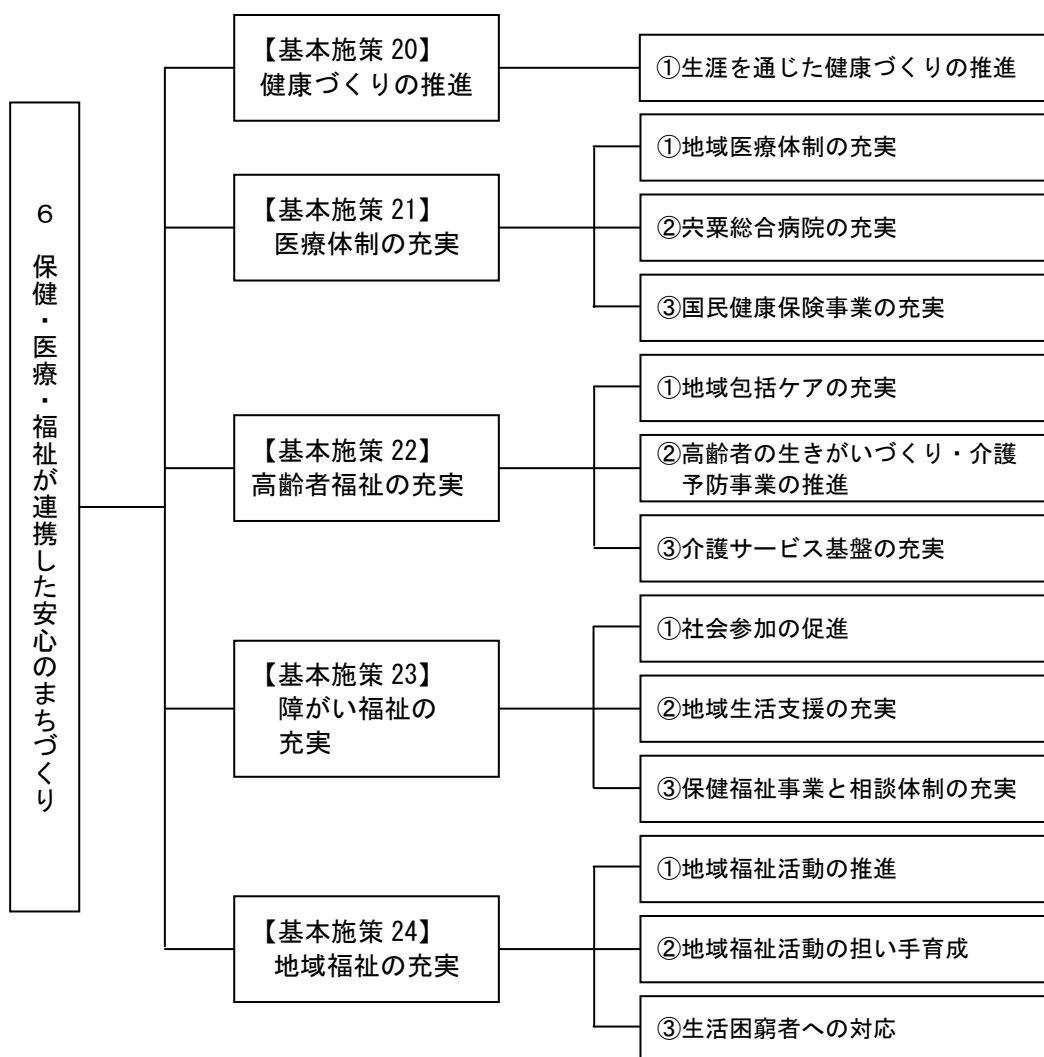
■関連する個別計画

- ・ 宍粟市社会教育振興計画

6. 保健・医療・福祉が連携した 安心のまちづくり

■取り組みの視点

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。本市では、高齢者のみの支援に限定するのではなく、障がいのある人や子どもを含む、地域の全ての住民のための仕組みとして、全ての住民の関わりによって実現をめざします。



基本施策 20 健康づくりの推進

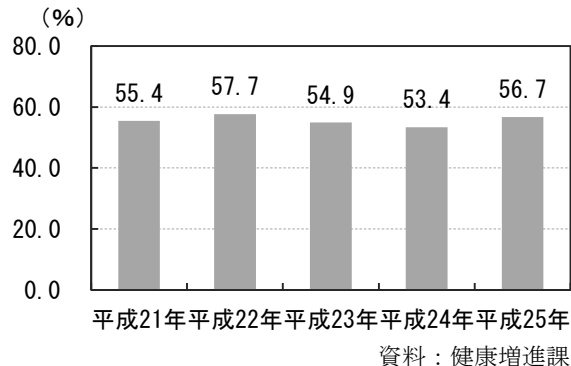
【めざすまちの姿】

市民一人ひとりが自分の健康管理に対する意識を高め、それぞれの人生の段階（ライフステージ）に合った健康づくりに取り組めるまちをめざします。

現状と課題

- ◇急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により疾病構造が変化し、要介護の高齢者も年々増加するなど、私たちの健康を取りまく環境が大きく変わる中、健康づくりについて関心を持ち、生涯にわたり、効果的な健康管理を行うことが必要となっています。
- ◇運動や食事をはじめ、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの健康づくりを効果的に推進するために、健康増進計画や食育推進計画を策定して計画的に取り組んでいます。
- ◇生活習慣病で治療が必要となる人や要介護になる人が増加しており、生活習慣病対策には、子どものときから取り組む必要があります。
- ◇社会環境の急速な変化を背景として、ストレスや過労などによる心の病気も大きな問題となってきています。心身ともに健康を保ち、充実した毎日を過ごせるよう心の健康づくりへの取り組みが必要となってきています。

● 3大生活習慣病（悪性新生物（がん等）、脳血管疾患、心疾患）による死亡割合



施策の方向性

- ① すべての人が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の構築をめざし、健康増進計画「第2次健康しそ21」に基づき、健康づくりに関する6つの分野「①栄養・食生活」、「②身体活動・運動」、「③休養・こころの健康づくり」、「④歯と口腔」、「⑤たばことアルコール」、「⑥生活習慣病」についてそれぞれ目標を定め、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの課題に応じた取り組みを計画的に進めます。また、「自分・家族」「地域・企業・団体」「行政・学校・園・所」の3領域における自発的な健康づくりを進めるとともに、「食」を通じて心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らせるよう、家庭、学校園所、行政、団体、地域など、あらゆる機関が相互に連携・協働して食育の取り組みを推進します。

生活習慣病の予防や早期発見、治療のため、特定健診・がん検診などの受診率向上と事後指導のさらなる充実を図るとともに、健診の有効性や日常生活習慣と疾病との関わりなどを啓発します。さらには、人と人のつながりをいかしたところを元気にする地域活動が活発になるように取り組みます。

個別施策と主な取り組み

① 生涯を通じた健康づくりの推進

市民等の役割	行政の役割
◆一人ひとりが健康について考え、「健康は自分で守る」ことを自覚し、規則正しい生活習慣を身につけることを心がけます。 ◆定期的に特定健診やがん検診などを受診します。	◆健康づくり推進協議会や食育推進委員会を、自治会、老人クラブ、医師会、歯科医師会、学校、幼稚園、保育所、給食センター、J A、いずみ会等と協働して設置し、健康づくりや食育の推進に取り組みます。 ◆健康づくりに関する啓発に努めるとともに、健康に関するリーダーの育成に取り組みます。 ◆特定健診や保健指導、がん検診などについて、情報提供や実施方法をさらに工夫し、受診者の増加に努めます。 ◆医師会や歯科医師会との連携を強化し、健診を受診しやすい環境づくりを進めます。 ◆うつ予防やひきこもり対策についての普及啓発を進めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
健康寿命	歳	男性 77.50 女性 82.62 (H22)	現状値より増加	H32 より増加
3大生活習慣病による死亡者の割合	%/年	56.7 (H25)	現状値より減少	H32 より減少
特定健診受診率	%/年	37.7 (H25)	60.0 以上	60.0 以上

※「健康寿命」は、国勢調査に基づき算出されるため5年ごとの公表となる。

■関連する個別計画

- ・健康しそ21
- ・特定健康診査等実施計画
- ・宍粟市食育推進計画

基本施策 21 医療体制の充実

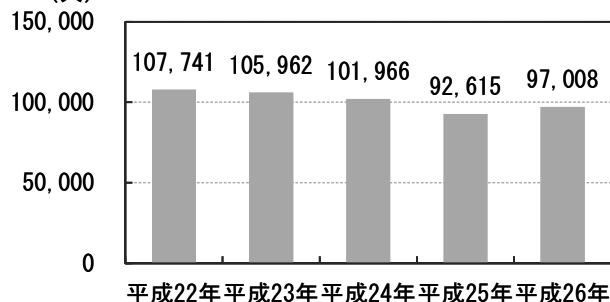
【めざすまちの姿】

医療機関がそれぞれの役割分担のもと地域医療体制を充実し、地域全体で医療サービスの強化を図り、安全・安心・信頼の医療が提供されるまちをめざします。

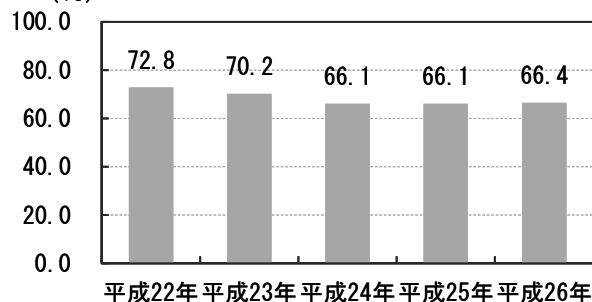
現状と課題

- ◇平成 26 年度現在、本市には宍粟総合病院と市立診療所 2、一般開業医 23、歯科診療所 15 の医療機関があります。
- ◇団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年には、医療を必要とする要介護者は著しく増加していると予測されます。身近な地域で日常的な治療や相談ができる「かかりつけ医」や、在宅で生活している要介護者に入院が必要となったときの病院も今後ますます重要になります。
- ◇県の計画に基づく広域的医療体制の整備により、高度で専門的な医療は姫路市等の市外の専門病院を利用することになりますが、市内の医療機関は、高度専門医療機関と相互に連携して患者の治療を行っています。
- ◇救急医療を中心とする地域医療の中核を担う宍粟総合病院は、平成 23 年に基幹型臨床研修病院の指定を受け、初期研修医の受け入れや協力型研修病院として医学生の研修を受け入れることにより、将来的な医師の確保や派遣につながるよう取り組んでいます。しかしながら、医師や看護師の人数は十分とはいえず、医療の現状は依然厳しい状況にあり、市内唯一の基幹病院として持続可能な経営基盤を確立するため、今後も医師や看護師の確保に向け取り組んでいく必要があります。
- ◇医師・看護師の養成確保に向けた奨学金制度をはじめ、院内託児所の開設や看護師宿舎の設置を行うことで、働きやすい環境づくりに努めるとともに、MR I、CT、血管造影装置等の更新など、医療の高度化と診療科の充実に計画的に取り組んでいます。
- ◇地域で育てる病院として、市広報誌やホームページによる情報発信に努めるとともに、「しそこの医療をサポートする会」や病院ボランティアとの協働により、市民の病院への関心と理解を深めるように努めています。
- ◇国民健康保険制度は、医療保障を行う国民皆保険体制の基盤をなす制度として重要な役割を果たしていますが、高度な医療技術による治療や、生活習慣病などの治癒に長期間を要する疾患などの増加により医療費全体が増加しています。長期にわたって安定した保険財政を維持していくため、医療費の適正化を推進していく必要があります。

●総合病院年間外来患者数
(人)



●病床利用率
(%)



資料：総合病院

施策の方向性

- ① 医療機関それぞれの役割分担による地域医療体制の充実を促進するとともに、市立診療所、地域の開業医及び総合病院の連携を進め、介護をはじめとする在宅での医療と必要に応じた入院が確保できる体制づくりに努めます。また、保健・福祉との連携強化を図り、地域包括ケア体制の充実に向けた取組みを推進します。
- ② 宍粟総合病院では、医師・看護師の確保はもとより、養成に向けた基幹型臨床研修病院として研修医の受け入れに取り組むとともに、医療機器の計画的な整備更新により、診療体制の充実を図り、持続可能な病院として経営改善に努めます。また、病棟の一部を地域包括ケア病棟に転換し、急性期から回復期まで患者の状態に見合った医療提供体制を構築し、市民に理解され、支援される「地域で育てる病院」として、市民との積極的な交流を図ります。
- ③ 国民健康保険事業の充実を図るため、国民健康保険税の収納率の向上に努めるとともに、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の啓発などにより医療費の適正化に努めます。

個別施策と主な取組み

① 地域医療体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆住んでいる地域の医療体制を把握し、かかりつけ医をもつなど、緊急時の対処がスムーズに進められるよう準備しておきます。	◆市民が安心して暮らせるよう、地域医療体制の確立と、医療、保健、福祉の連携に努めます。 ◆医師会や歯科医師会と連携して、地域医療の充実に努めます。

② 宍粟総合病院の充実

市民等の役割	行政の役割
◆市内唯一の総合病院を維持するため、医療をサポートする会や病院ボランティアを通じて、市全体で病院をサポートする意識を醸成し、医師や看護師が勤務したいと思えるような病院づくりに協力します。	◆地域医療の中核を担う病院として医師や看護師の確保に努めるとともに、基幹型臨床研修病院として積極的に研修医の受け入れに取り組めます。 ◆持続可能な病院として経営改善に努めます。

③ 国民健康保険事業の充実

市民等の役割	行政の役割
◆国民健康保険制度の重要性を理解し、保険料を適正に納付します。 ◆病院での受診時において、健康保険証等の提示や福祉医療費助成制度の申請等、医療制度を適正に利用します。	◆国民健康保険制度の給付内容や保険料負担などの周知、啓発の強化を図るとともに、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の啓発などにより医療費の適正化に努めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
患者紹介率	%/年	44.2	50.0	55.0
患者逆紹介率	%/年	65.3	70.0	75.0
病床利用率	%/年	66.4	71.9	76.0
病院事業経常損益	億円/年	△4.84	△0.49	0.35
常勤医師の充足率	%/年	76.0	80.0	84.0
看護師の充足率	%/年	87.1	92.0	97.0
国民健康保険税現年課税分収納率 ※財政安定化支援方針に定める収納率	%/年	93.6	92.5 以上	※財政安定化支援方針に定める収納率

基本施策 22 高齢者福祉の充実

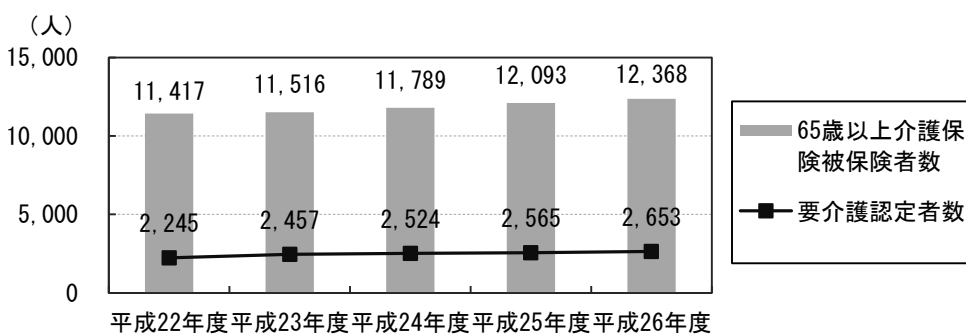
【めざすまちの姿】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、心身ともに健康で生きがいをもった生活を送り続けることのできるまちをめざします。

現状と課題

- ◇本市では、「老人福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で可能なかぎり生活できるよう、地域の包括的な支援・サービスの提供体制（地域包括ケアシステム）の充実に向けた取組みを推進しています。
- ◇保健・医療・福祉の連携の向上や、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のため、必要な援助・支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営しています。
- ◇平成26年度末における本市の65歳以上の介護保険被保険者数は12,368人、高齢化率は30.7%となっており、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる平成37年には36.0%を超える見込みとなっています。これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測されますが、高齢者が住み慣れた地域で可能なかぎり生活できるよう、生活支援、見守り活動、支え合い活動など、地域ぐるみで高齢者を支える取組みの推進が必要です。また、認知症の早期発見、早期対応につながるよう、認知症に関する知識の周知や啓発を幅広く行うことが必要です。
- ◇介護・介助が必要となった原因は、高齢による衰弱をはじめ、脳血管疾患、骨折・転倒などが多く、これら疾病等を予防する事業を積極的に推進する必要があります。
- ◇高齢化の進行にともない、介護保険制度における要介護認定者数が年々増加する傾向にあり、介護給付費の増大だけでなく、介護する家族の負担も大きくなる中、介護基盤の整備や高齢者福祉の充実がより一層重要となっています。

●65歳以上の介護保険被保険者数及び要介護認定者数



資料：介護保険年報

施策の方向性

- ① 医療と介護の連携強化、生活支援サービスの整備、高齢者の見守り体制づくり、権利擁護制度の利用促進、住まいの確保など、高齢者が住み慣れた地域で可能なかぎり生活できる取組みを推進します。また、認知症の予防や早期発見に努めるとともに、認知症高齢者を地域で見守る仕組みづくりの構築に向けた取組を進めます。これら地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置や地域ケア会議の開催など、人的整備や財源の確保により、地域包括支援センター機能の強化を図ります。

※地域包括ケアシステム…住みなれた地域で健やかに、生きがいをもって、安心した生活を送れるよう、関係機関が連携してサービスを提供するシステム（仕組み）のこと。

- ② 高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう、意欲と能力に応じた就業機会の確保に向けた取組みに努めるとともに、健康づくりをはじめ、生涯学習、ボランティア、老人クラブ等の社会活動への参加など、仲間づくりや生きがいにつながる活動に取り組みます。また、健康教室などの継続的な展開とともに、高齢者一人ひとりが身近な地域で主体的に介護予防事業に取り組みます。
- ③ 介護サービスの利用状況や介護給付費を分析し、介護保険サービスの需要と供給のバランスを考慮しつつ必要な介護サービスの基盤整備に取り組みます。

個別施策と主な取組み

① 地域包括ケアの充実

市民等の役割	行政の役割
◆近隣での高齢者の見守りや簡易な生活支援など、互助による支え合いに努めます。 ◆介護・福祉サービスに関するボランティア活動に積極的に参加します。 ◆認知症について理解を深めるとともに認知症サポーター養成講座などに積極的に参加します。	◆医療、介護、住まい、生活支援及び介護予防が包括的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、市民・地域・行政・介護サービス事業者・医療機関等が一体となったネットワークづくりを進めます。 ◆地域包括支援センターの機能強化を図ります。 ◆認知症に関する知識及び様々な相談窓口の普及啓発を推進します。 ◆認知症地域支援専門員の配置や認知症ケアネットの周知、認知症初期集中支援チーム設置や認知症カフェの普及により認知症高齢者等やその家族への支援に取り組みます。

② 高齢者の生きがいづくり・介護予防事業の推進

市民等の役割	行政の役割
◆元気な高齢者は、就業を通じて自ら培ってきた知識や経験を活かすとともに、自治会や各種ボランティアの活動等に、地域の担い手として積極的に参加します。 ◆地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組みます。	◆高齢者が社会において引き続き活躍できる就業機会の確保に向けた取組みを支援するとともに、老人クラブ活動をはじめ、高齢者の知識や技術を学べる場の提供や社会参加活動を支援します。 ◆介護予防に関する知識の普及啓発を図ると共に、「いきいき百歳体操」などの自主的な介護予防活動について支援します。

③ 介護サービス基盤の充実

市民等の役割	行政の役割
◆早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に関心をもち、介護保険制度を適正に利用します。	◆介護保険制度の適正化を推進するとともに、介護サービスの質と量の適正な確保に努め、介護給付費や介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
65歳以上の高齢者が、見守りが必要な高齢者を支援している割合	%/年	11.2 (H25)	12.2~13.2	13.2~14.2
認知症サポーター登録者数	人/年	—	100	100
市民が主体的に運営する介護予防教室の登録者の割合	%/年	4.7	10.0	10.0

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市地域福祉計画
- ・ 宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画

基本施策 23 障がい福祉の充実

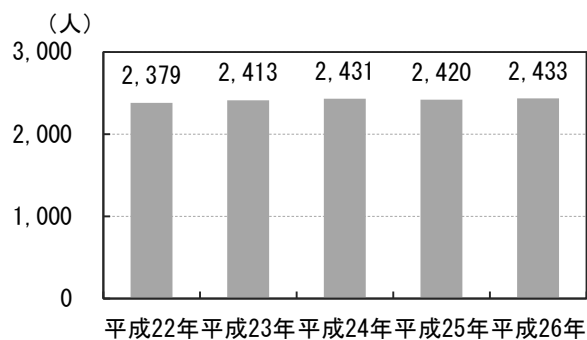
【めざすまちの姿】

障がいのある人やその家族を支援する体制が充実し、地域住民と共に助け合い、支えあいながら住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるまちをめざします。

現状と課題

- ◇本市では、「宍粟市障害者計画・宍粟市障害福祉計画」を策定し、地域で共に暮らせるまちづくりを基本理念に、市民、事業者、行政が一体となって障がい福祉施策に取り組んでいます。
- ◇障がいのある人が地域社会の一員としていきいきと暮らせるように、すべての市民が障がいのある人への理解と配慮の意識を高めていき、地域の活動に参加しやすくなるなど、社会で活躍できる環境づくりが求められます。
- ◇障がいのある人の能力と適性に応じた働く場が確保されるよう、民間企業や関係機関と連携を図りながら、多様な就労支援の充実を図る必要があります。
- ◇障がいがあっても、住み慣れた地域の中で暮らし続けていくためには、一人ひとり異なる障がいへの理解や生活の状況にあわせた福祉サービスや相談支援の充実、居住の場の確保など地域で自立した生活を支援することが必要です。
- ◇障がいの内容や状況に応じた健康指導や、障がいのある児童の早期発見や予防・軽減を図るため、各種の健康診査の実施に加え、適切な療育の実施に努める必要があります。

●障害者手帳保持者数



平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年

資料：高年・障害福祉課

施策の方向性

- ① 障がいのある人に対する市民の正しい理解と認識を深め、地域住民とのふれあいや支えあいを促すための様々な交流の機会を創出します。また、障がいの状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場を確保するため、障害者就業・生活支援センター、ハローワークなどの関係機関との連携を図りながら、就労系の障がい福祉サービスの整備拡充や就労機会を提供するなど、個々の個性や能力を活かせる就労活動の取組みを推進します。
- ② 障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化が進む中、居宅介護等の訪問系サービスや短期入所を充実するなど、地域で生活するために必要な支援の整備を図るとともに、グループホームなど居住系サービスの整備を進めます。また、手話、点字、要約筆記の奉仕員等の育成や派遣など、障がいのある人との意思疎通の充実に取り組みます。
- ③ 障がいの早期発見に対する取組みに加え、療育指導や療育相談体制を充実することにより、発達に特別な支援を必要とする児童やその保護者等が適切な療育、相談が受けられるよう取組みを進めます。

個別施策と主な取組み

① 社会参加の促進

市民等の役割	行政の役割
◆障がいのある人の外出支援及び文化、スポーツ、レクリエーション活動等に積極的に協力、参加します。 ◆事業者は、障がいの種類や程度に応じた多様な雇用の場の提供に努めます。	◆障がいのある人への正しい理解と認識を深めるための啓発の充実及び交流活動の推進を図ります。 ◆障がいのある人の雇用、就労の実態を把握し、就労機会の拡大と雇用の安定を支援するとともに、市内事業所、ハローワーク等の関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。

② 地域生活支援の充実

市民等の役割	行政の役割
◆障がいのある人への理解を深め、地域でお互いに助け合います。 ◆地域福祉活動など、積極的にボランティア活動に参加します。 ◆障がいのある人が、地域の中で気軽に相談できる社会づくりに努めます。	◆各障がい者施設や在宅障がい者の自立支援の拠点として、地域の通所施設の運営を支援します。 ◆障がいのある人が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。

③ 保健福祉事業と相談体制の充実

市民等の役割	行政の役割
◆障がいの早期発見や軽減を図るため、各種の健康診査を積極的に受診します。 ◆相談支援事業所へ利用相談を行い、適正なサービス利用に努めます	◆障がいのある子どもが地域の中で豊かに成長できるように、保健・医療・福祉・教育の連携に努め、障がいの早期発見と子どもの将来を見据えた療育支援に努めます。 ◆相談事業所や関係機関と連携し、適切なサービス提供等を行うため、障害児相談支援の充実に努めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
福祉施設からの一般就労者数	人/年	2	4	H32より増加
グループホーム等利用者数	人/年	28	40	45
法定健診受診率(乳幼児・1.6歳児・3歳児)	%/年	96.4	100.0	100.0

■関連する個別計画

・宍粟市障害者計画

・宍粟市障害福祉計画

基本施策 24 地域福祉の充実

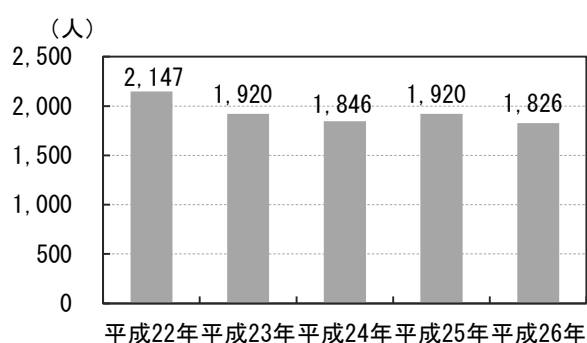
【めざすまちの姿】

地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助け合う関係を構築し、「自助・共助・公助」という役割分担の理解と意識のもと、市民・地域・関係機関・行政が連携して地域ぐるみの福祉を推進するまちをめざします。

現状と課題

- ◇少子高齢化、核家族化などの進行に伴う生活様式や価値観の変化等により、地域社会の連帯感が希薄になり、地域に本来備わっていた相互扶助機能、人と人とのつながりといった考え方が弱体化、希薄化しつつあります。その一方で、日常生活で何らかの支援が必要となった高齢者や障がいのある人の中には、長年住み慣れた家庭や地域で暮らしたいと願う人も多く、市民の福祉に対するニーズは多様化しています。このようなニーズを把握しながら、地域の実情に応じた適切な支援策を行うためには、地域に住む人々が共に助け合い、支え合う思いやりのある地域福祉の考え方が重要になっています。
- ◇地域福祉を推進していくためには、「自助・共助・公助」の連携が必要です。現在、様々な活動を行っている自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員、また、NPOやボランティア団体等の関係機関による連携と合わせて、より多くの市民が地域福祉の担い手として活動することが大切です。
- ◇自助、共助による支援だけでは対応が難しい生活困窮者に対しては、生活保護制度の適用を検討するとともに、生活保護に至る前の生活困窮者についても適切な支援に取り組んでいく必要があります。

●ボランティア活動実施人数（ボランティア災害共済加入者数）



資料：社会福祉課

※地域福祉（地域福祉活動）・・・地域に住む人たちがよりよく生活できるように、住民、地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、行政等のあらゆる主体が、様々な生活課題を共有し、その解決に向けた取組によって、福祉の向上をめざす施策や活動のこと。

施策の方向性

- ① 市民が福祉への理解を深め、地域福祉活動に積極的に参加する意識を身につけるよう、学校教育における福祉学習や地域の生涯学習講座などで福祉意識の醸成に努めるとともに、社会福祉協議会など関係機関と連携し、地域福祉活動の普及・啓発を推進します。
- ② 自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員、また、NPOやボランティア団体等の様々な地域福祉の関係機関の連携を強化するとともに、地域福祉活動の担い手の育成に努め、つながりによる地域福祉を推進します。
- ③ 現に生活に困窮する人や制度の狭間にある人など複雑なケースにも対応できるよう、支援体制の充実を図り、生活困窮者の自立をめざした生活支援や就労支援等に取り組むとともに、社会福祉協議会や民生委員児童委員等を中心に、人と人とのつながりによる地域の見守り体制の充実に努めます。

個別施策と主な取組み

① 地域福祉活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆地域での行事等に積極的に参加します。 ◆自治会や老人クラブ、PTA、消防団活動などを通じて、地域の連携や支え合いの機運づくりに努めます。	◆地域福祉活動に取り組む市民や自治会、老人クラブ、PTA、消防団など地域団体の相互の連携及びその自主的な活動を積極的に支援します。

② 地域福祉活動の担い手育成

市民等の役割	行政の役割
◆地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち参加するとともに、地域福祉に関わる活動のリーダー養成研修会などにも積極的に参加します。	◆地域福祉活動の中心となる担い手である社会福祉協議会や民生委員児童委員、NPO、ボランティア団体等の活動と福祉サービスが連携できる仕組みづくりを進めます。

③ 生活困窮者への対応

市民等の役割	行政の役割
◆支援を必要としている人を発見した場合は、声かけを行い、適切な機関につなぎます。	◆生活保護制度の適正な運用を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施により、生活困窮者の自立に向けた生活支援や就労支援等に取り組めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
ボランティア活動実施人数 (ボランティア災害共済加入者数)	人/年	1,826	1,940	2,040
就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合 (就労者累計/就労支援対象者累計)	%/年	—	20.0	30.0

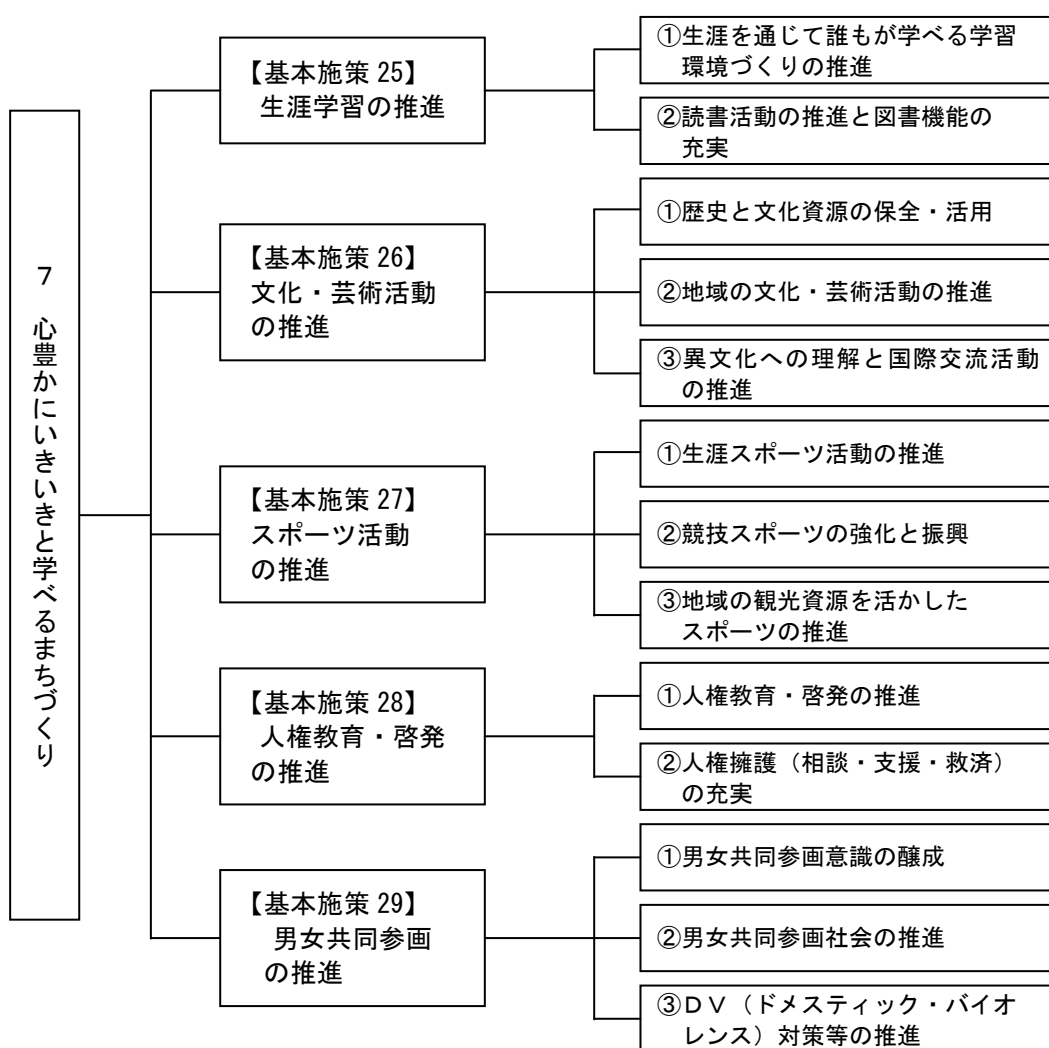
■関連する個別計画

- ・ 宍粟市地域福祉計画
- ・ 宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画
- ・ 宍粟市障害者計画
- ・ 宍粟市障害福祉計画
- ・ 宍粟市子ども・子育て支援事業計画

7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり

■取組みの視点

様々な生涯学習活動を通じ、その成果が地域づくり活動に活かされ、社会貢献や次の新たな行動、学びへと結びつく「循環型の生涯学習社会の実現」をめざします。また、その根底には地元で学ぶという考え方を活かし、地域の人、資源を積極的に活用した取組みを推進します。



基本施策 25 生涯学習の推進

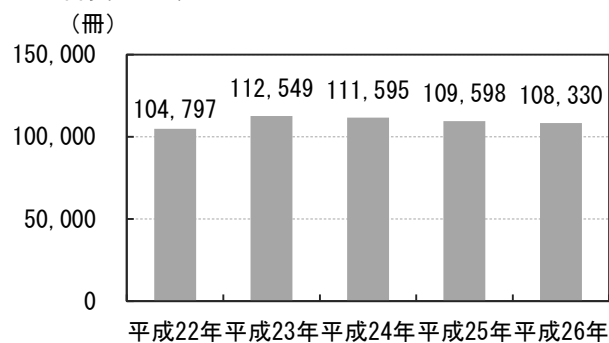
【めざすまちの姿】

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、すべての市民が主体となり、共に学び支えあい、その学習の成果を地域や家庭の中で活かすことのできるまちをめざします。

現状と課題

- ◇少子高齢化がより一層進む中、市民一人ひとりが自己実現を図るため、生涯を通じて学び、その成果を幅広く地域社会に提供していくことが重要です。また、地域に存在する多様な資源やさまざまな知識や経験を持った人材を活かし、地域にあって地域に学ぶ生涯学習の仕組みを構築する必要があります。
- ◇市では、平成 23 年度に「宍粟市社会教育振興計画」を策定し、生涯学習センターを中心に、市民大学、高齢者・成人大学など様々な社会教育・生涯学習事業を進めています。また、学習履歴を記録・保存できる生涯学習パスポートを作成しており、学習の動機づけにつながる仕組みが定着しつつあります。一方で、就労世代や子育て世代である成人層の参加が少なく、参加者の固定化がみられるため、幅広い世代が参加できるよう生涯学習事業を推進していく必要があります。
- ◇生涯学習に取り組む団体等の活動を支援していますが、生涯学習センターへの登録団体数は概ね横ばいであり、今後も継続して支援し、生涯学習に自主的に取り組む市民や団体を増やしていく必要があります。
- ◇生涯学習施設を中心に、様々な学習活動が展開されています。今後も、だれもが快適に利用できるよう、施設管理や修繕などの環境整備を計画的に進める必要があります。
- ◇平成 26 年に「宍粟市読書活動推進計画」を策定し、生涯を通じた読書活動の推進に取り組んでいます。
- ◇市立図書館と各生涯学習施設に併設する図書室で構成された 4 つの施設をネットワークで結び、一体化した図書館として運営しています。また、インターネットや携帯電話からも市内各図書館の蔵書検索が可能となっています。近年、利用者のニーズは多様化しており、蔵書の充実だけでなく、時代の変化に応じた魅力的な図書館運営を推進していく必要があります。
- ◇地理的条件などにより図書館の利用が容易でない地域もあることから、移動図書館車による巡回を行うとともに、各学校園所や学校ボランティアと連携し、だれでも図書館を利用できる環境をつくる必要があります。

●図書貸出冊数



施策の方向性

- ① 「宍粟市社会教育振興計画」に基づき、だれもが学べる学習環境づくりを進める中で、学んだことが地域で活かせるよう、自然・歴史・文化・人材などの地域資源を活かした生涯学習に取り組むとともに、家庭や地域、学校園所、関係機関と連携を図り、実践的な活動を支援します。また、だれもが利用しやすい生涯学習施設の整備、充実を図ります。
- ② 就学前から成人・高齢者に至るまで、生涯学習に応じた読書活動を充実させていきます。また、市立図書館（室）の利用環境の整備や利用時間の延長、読書ボランティアの育成、移動図書館車の充実など、図書館施設の機能を充実させることにより、市民が読書をする機会の増加に努めます。

個別施策と主な取組み

① 生涯を通じて誰もが学べる学習環境づくりの推進

市民等の役割	行政の役割
◆生涯学習の必要性和目的を理解し、積極的に生涯学習活動に参加します。 ◆生涯学習で学んだ知識や経験を、指導ボランティアや学習リーダーとして地域や市民活動に活かせるよう努めます。	◆各世代の学習ニーズを把握し、学習内容の充実を図り、より多くの市民が参加できるよう積極的に啓発に努めるとともに、学習機会の提供と情報発信を行います。 ◆地域での指導ボランティアや学習リーダーの育成を図る機会を提供します。 ◆生涯学習センター登録団体の拡充を図るとともに、生涯学習に自主的に取り組む市民や団体の活動を支援します。 ◆生涯学習施設の環境整備を進めます。

② 読書活動の推進と図書機能の充実

市民等の役割	行政の役割
◆読書活動の意義を理解し、それぞれのライフステージにあわせた読書活動に取り組みます。	◆市立図書館（室）の蔵書を充実します。 ◆就学前期における本との出会い、学校教育での本との関わり、成人・高齢者における読書活動など、あらゆる年代に応じた読書活動を推進します。 ◆家庭や地域、学校やPTAなどとの連携により読書活動を推進するとともに、図書館・読書ボランティア連絡協議会の取組みを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現状値（H26）	目標値（H32）	目標値（H37）
しそく学びパスポート所持者数【累計】	人	180	210	235
生涯学習センター登録団体数	団体	70	75	75
市民1人あたりの図書貸出冊数	冊/年	2.7	3.0	3.0

■関連する個別計画

- ・宍粟市社会教育振興計画
- ・宍粟市読書活動推進計画

基本施策 26 文化・芸術活動の推進

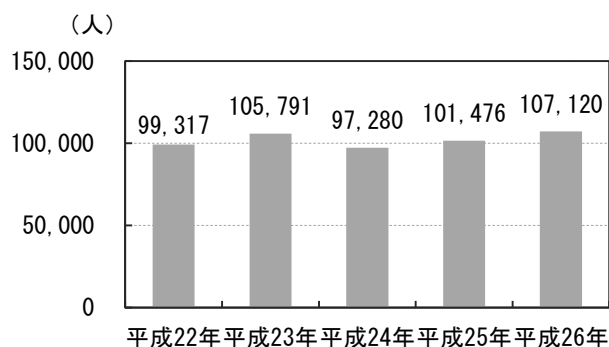
【めざすまちの姿】

郷土の歴史・文化を学び、地域との結びつきや価値を見出すことで、ふるさとへの誇りと愛着をもつとともに、国際交流による異文化への理解を深め、伝統と豊かな文化に息づいたまちをめざします。

現状と課題

- ◇宍粟市は、播磨国風土記にも記されているように長い歴史を有し、御形神社などの歴史的建造物や貴重な史跡が数多く存在するほか、千町岩塊流などの天然記念物も数多く残されています。また、それぞれの地域にはチャンチャコ踊りや獅子舞、伝統的な祭りなどの民俗芸能や伝統行事が伝えられています。
- ◇少子高齢化やライフスタイルの多様化によって、これらの文化財を支えてきた人々のつながりや地域のあり方が変化し、文化財の継続的な保護・管理や伝統民俗芸能の後継者確保などに影響を及ぼしており、次世代への継承について積極的に取り組んでいく必要があります。
- ◇郷土の歴史や伝統文化に対する理解と関心を高めるため、それらを学ぶ機会を提供していくとともに、引き続き文化財の調査・研究、郷土資料の収集・保存を積極的に進めていく必要があります。
- ◇文化協会や文化・芸術活動の担い手となる市民文化グループ・サークルに継続的に支援を行っていますが、過疎化、高齢化等によりいずれの団体も後継者の確保・育成が課題となっています。
- ◇幅広い世代が気軽に質の高い文化に接することのできるよう、魅力ある文化・芸術事業を継続して行っていく必要があります。
- ◇宍粟市国際交流協会が主体となり、「国際ふれあいまつり」の開催や「お茶ットルーム」の実施など、市民と外国人の交流事業への支援を行っています。国際化が進む中、市民の国際感覚の醸成を図るため、さらなる交流機会の充実を行っていく必要があります。
- ◇近年、外国籍の市民が増加傾向にあるため、生活に必要な情報を多言語により情報提供するなど利便性の向上を図り、住みやすく、活動しやすい環境づくりを進める必要があります。

●文化芸術施設入場者数



資料：社会教育課

施策の方向性

- ① 宍粟市歴史資料館などの展示内容を充実し、地域の歴史・文化に関する知識の向上を図るとともに、宍粟学講座などによる学習機会を提供し、郷土への理解と関心を深めます。また、長い歴史と風土に育まれてきた伝統文化の保存・継承を図るため、伝統民俗芸能の保存団体の活動を支援するとともに、次世代に継承するための人材の育成に努めます。
- ② 文化協会をはじめ、文化活動の担い手である市民文化グループやサークルの活動を支援し、後継者の育成と自主的な運営を促進します。また、地域の特性や芸術・文化資源を活かした生涯学習講座や観光、交流につながる文化イベントを開催するとともに、効果的な情報発信、施設の充実を図り、だれもが文化に親しむことのできる環境づくりに努めます。
- ③ 外国籍の市民が日常生活において安心して生活できる環境づくりを推進するため、多言語による生活に必要な情報の提供や通訳・翻訳などの市民ボランティア制度の充実に向けた取組みを進めるとともに、異文化に対する相互の理解を深めるため市民と外国人との交流拡大を図ります。また、友好親善姉妹都市であるスクイム市との交流活動など、市民の国際理解を深める取組みを進めていきます。さらには、国際交流協会の充実に向け支援し、行政と国際交流協会の協働により国際交流活動を推進していきます。

個別施策と主な取組み

① 歴史と文化資源の保全・活用

市民等の役割	行政の役割
◆住んでいる地域の歴史、伝統文化に関心をもちます。	◆地域の歴史や文化、郷土への理解を深める学習機会を提供します。 ◆文化財や伝統芸能などの保存について支援します。 ◆歴史や伝統文化の保存、継承について、関係機関等と連携を図りながら取り組みます。

② 地域の文化・芸術活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆文化・芸術活動など、地域の行事に積極的に参加します。	◆文化・芸術活動の発表の機会や場所を提供します。 ◆文化協会をはじめとする文化・芸術活動グループや団体の協働体制を図るとともに、交流の場の提供や自主運営に向けた取組みを支援します。 ◆宍粟市の歴史や伝統、文化等に関する情報を、市外に向けホームページ等を活用し積極的に発信していきます。

③ 異文化への理解と国際交流活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆国際交流に係る事業やボランティア活動に積極的に参加し、異文化の理解を深めます。	◆異文化に対する相互理解を深める交流の場を提供するとともに、生活に必要な情報を多言語により情報提供するなど、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。 ◆国際交流協会の充実に向け支援するとともに、協働により国際交流活動を推進していきます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
文化芸術施設入場者数【延べ】	人/年	107,120	107,700	108,200
指定文化財件数【累計】	件	113	119	124
外国人との交流イベント参加者数【延べ】	人/年	718	790	860

■関連する個別計画

・宍粟市社会教育振興計画

基本施策 27 スポーツ活動の振興

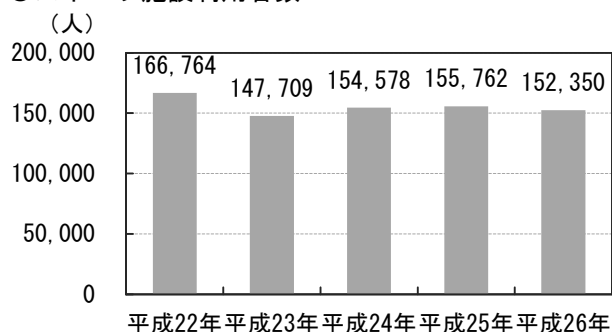
【めざすまちの姿】

体力や年齢にかかわらず、だれでも趣味や目的に応じて気軽にスポーツに触れることができ、生涯スポーツに親しむことで元気で生きがいにあふれたまちをめざします。また、スポーツの持つ大きな力を、明るく健康で活力にあふれた宍粟市の実現に活用し、「スポーツ立市」宣言をめざします。

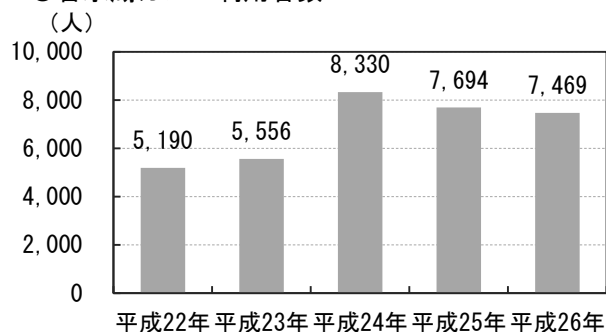
現状と課題

- ◇ウォーキングやジョギングなどの軽スポーツや、レクリエーション活動など、健康につながるスポーツや運動への関心が高まっています。一方で、日頃から運動やスポーツ活動に親しむ機会の少ない市民も多く、様々なスポーツ教室やだれもが気軽に参加できるスポーツ大会などを開催していく必要があります。
- ◇宍粟市体育協会やスポーツ団体と行政が連携し、スポーツ大会の開催を行うことで市内外から多くの参加がありますが、近年、大会参加者数は概ね横ばいで、また固定化している傾向があり、新規参加者の増加に向け、情報発信等の取組みを工夫する必要があります。
- ◇スポーツ推進委員が指導・助言を行う中で、スポーツクラブ 21 による地域に密着したスポーツ活動を推進していますが、過疎化、高齢化等により、指導者の不足などの課題が生じています。
- ◇お年寄りや子ども、障がいのある人がもっと気軽にスポーツ活動が行えるよう、平成 26 年から、65 歳以上の高齢者、15 歳未満の子ども、障がいのある人の公共スポーツ施設の利用を無料にしています。
- ◇スポーツ活動を広く普及させていくため、体育施設の有効活用を図るとともに、適切な維持管理や市民が利用しやすい環境を整備していく必要があります。
- ◇スポーツ大会出場奨励金制度により、全国大会等に出場する選手や団体には奨励金を支給するなどの支援をしています。
- ◇カヌー競技は毎年全国大会に出場しており、競技選手の強化に取り組んでいます。また、カヌーの体験教室やカヌーまつりを実施し、カヌーの普及・啓発を行っています。今後は、カヌーだけでなく、本市には雄大な山々や清流、スキー場といったスポーツ・レクリエーション環境に適したフィールドが数多くあることから、観光イベントとの連携を図りながら宍粟市ならではの資源を活かしたスポーツを推進し、交流人口の増加に努めていく必要があります。

●スポーツ施設利用者数



●音水湖カヌー利用者数



資料：市民協働課

施策の方向性

- ① スポーツを通じて市内外の交流を図るとともに、いつまでもスポーツに親しみ元気な生活が送れるよう、スポーツ推進委員会を中心にスポーツクラブ21の活性化を図り、誰でも気軽に参加・交流できるニュースポーツやレクリエーション活動を促進します。また、宍粟市体育協会やスポーツ団体などとの連携した活動や、積極的な情報発信を行い、スポーツ大会の参加者増加に向けた取組みや指導者の育成を図ります。
- ② 体育協会や少年スポーツ団体などと連携し、少年期からのスポーツ意欲と競技力の向上を図るとともに、競技スポーツ大会の誘致活動を推進します。
- ③ スキーやカヌーなど、地域の観光資源を活かした体験教室・講習会・各種大会などを積極的に開催していくとともに、宍粟 50 名山を活用した登山やトレッキングなど、観光イベントと連携した新たな仕組みを展開することにより交流人口の増加を図ります。

個別施策と主な取組み

① 生涯スポーツ活動の推進

市民等の役割	行政の役割
◆日常的に運動を行う習慣を身につけます。 ◆積極的にスポーツイベントなどに参加します。	◆市民のスポーツ活動への参加を促進するとともに、関係機関等との連携により各種スポーツ活動の場を提供します。

② 競技スポーツの強化と振興

市民等の役割	行政の役割
◆全国大会や国際大会で活躍できる選手を地域全体で応援します。	◆宍粟市にゆかりのある競技者や、有名指導者を招聘し講習会や研修会を開催します。また、選手だけでなく指導者の育成強化に努めます。 ◆選手の国際・全国規模の大会出場の支援として、スポーツ大会出場奨励金制度の活用を推進します。 ◆カヌー競技など競技スポーツ大会の誘致活動を支援します。

③ 地域の観光資源を活かしたスポーツの推進

市民等の役割	行政の役割
◆地域の観光資源の保全に努めます。	◆スポーツと観光を融合した取組みを市民や地域に広め、観光振興につながる取組みを進めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
スポーツ施設利用者数【延べ】	人/年	152,350	現状値より増加	H32 より増加
スポーツや競技で全国大会等に出場する個人または団体数	件/年	36	現状値より増加	H32 より増加
地域の観光資源を活かしたスポーツイベントの参加者数（音水湖カヌー利用者）【延べ】	人/年	7,469	10,000	H32 より増加

■関連する個別計画

・宍粟市社会教育振興計画

基本施策 28 人権教育・啓発の推進

【めざすまちの姿】

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。

現状と課題

- ◇本市では、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会の実現をめざして、平成 19 年度に「宍粟市人権施策推進計画」を策定し、市民と共に、日々の暮らしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちの実現をめざして取り組んでいますが、依然として、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの人権侵害に関わる事件は存在しています。
- ◇人権侵害に関わる事件は日常生活のあらゆる場面で発生する可能性があり、市民一人ひとりが人権に対する意識を高め、自らの問題としてその解決に当たろうとする意思や行動力を持つことが望まれます。このため、学校をはじめ、家庭、地域、職場等での教育・啓発の場を充実させることが必要です。
- ◇人権擁護委員による定例人権相談など、人権侵害の被害者を救済する体制づくりに取り組んでいます。近年ではインターネットによる人権侵害など新たな問題も顕在化していることから、相談体制のさらなる充実が求められます。

●（データ・写真等貼付検討）

施策の方向性

- ① 学校園所、関係機関、さらには家庭や地域との緊密な連携を図り、教育のあらゆる場を活用し、児童生徒それぞれの発達段階や年齢期に応じた人権・同和教育の推進を図るとともに、市民学習会や子どもの体験活動など、人権を尊重した地域づくりや交流活動を促進します。
- ② あらゆる人権侵害を対象として、総合的な相談と指導などにより被害者の救済に努めます。また、龍野人権擁護委員協議会宍粟部会や人権推進アドバイザー等の人権関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

個別施策と主な取組み

① 人権教育・啓発の推進

市民等の役割	行政の役割
◆人権に関する正しい理解と認識を高め、人権尊重の精神を高めます。 ◆人権に関する学習会などに積極的に参加します。	◆人権問題への取組みの積極的な啓発、周知活動を実施します。 ◆市民が主体的に参加できる学習会などの充実により、人権意識の高揚を図ります。

② 人権擁護（相談・支援・救済）の充実

市民等の役割	行政の役割
◆人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識して行動するように努めます。 ◆地域は、多様な人権問題に対応できるよう、行政や関係機関等と連携のとれた組織をつくるよう努めます。	◆人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。 ◆高齢者や女性に関する人権問題、同和问题など、多様な人権問題に対応するため、人権関係機関をはじめ、地域やボランティア等との連携の強化を図ります。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値（H26）	目標値（H32）	目標値（H37）
人権学習会等の実施回数	回/年	167	173	178

■関連する個別計画

- ・宍粟市人権施策推進計画
- ・宍粟市社会教育振興計画

基本施策 29 男女共同参画の推進

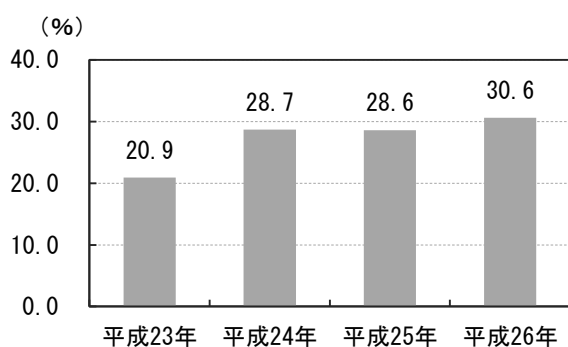
【めざすまちの姿】

男女が互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできるまちをめざします。

現状と課題

- ◇近年、税制や社会保障制度、賃金制度、女性の就業をはじめ、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しが進んでいますが、性別による固定的役割分担意識は、依然として家庭・地域・職場等に残っているのが現状です。このような状況を見直し、男女共同参画社会の形成を市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから意識改革に取り組む必要があります。
- ◇本市では、平成 21 年度に「宍粟市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けての取組みを推進してきましたが、近年は、女性の社会進出が加速し、共働き家庭が増加している状況にあります。このような中では、男女がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て、介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもてる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。
- ◇男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に参画し、責任を担うことが求められております。しかし、女性が政策・方針決定の場へ参画する機会はまだまだ限られており、就労の場においても女性の能力に対する正当な評価や女性の働く権利が十分保障されているとはいえないのが現状です。
- ◇市では、平成 24 年 3 月に「宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画」を作成し、男女共同参画社会の構築をめざし、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、総合的な取組みを進めています。

●審議会等における女性委員の割合



資料：人権推進課

施策の方向性

- ① 家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場における男女の人権尊重の意識を高めるため、人権教育や人権啓発を推進します。また、男女共同参画にかかわる情報の収集、提供の充実に努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた講演会などの開催を推進します。
- ② 女性の政策・方針決定の場への参画を推進する一方で、家事や地域における介護、心のケアなどの地域福祉活動への男性の積極的参画など、男女のあらゆる分野への主体的参画を推進します。また、男女が生涯を通じて安心して働き生活できるよう、個人・職場双方の意識啓発とともに、一時保育や延長保育など多様なライフスタイルに対応した社会的環境を整備し、きめ細やかな両立支援策を進めます。
- ③ 男女が互いの人権を尊重し、DVやセクシュアル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進するとともに、DV被害者等への相談・支援体制を充実します。

個別施策と主な取組み

① 男女共同参画意識の醸成

市民等の役割	行政の役割
◆性別による固定的役割分担意識にとらわれないようにします。	◆市民が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながる講演会や講座を開催します。

② 男女共同参画社会の推進

市民等の役割	行政の役割
◆自治会や各種団体の役員選出、地域行事における固定化した役割分担など、暗黙の了解となっているルールや習慣の改善に努めます。	◆市が設置する審議会委員や、市役所管理職への女性登用割合の向上に努めます。

③ DV（ドメスティック・バイオレンス）対策等の推進

市民等の役割	行政の役割
◆社会生活及び家庭生活において個人の人権を尊重します。	◆あらゆるDVの根絶に向け、啓発や相談、支援の充実に努めます。

まちづくり指標

指 標 名	単位	現状値 (H26)	目標値 (H32)	目標値 (H37)
審議会・委員会などの女性委員の割合	%/年	30.6	35.0	35.0
宍粟市役所における女性管理職の割合	%/年	6.1	15.0	15.0

■関連する個別計画

- ・宍粟市男女共同参画プラン
- ・宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画

※DV…domestic violence（ドメスティック バイオレンス）の略で、男女間の身体的・心理的暴力のこと。離別後や交際中の恋人からの暴力もDVに含まれる。

■「関連する個別計画」の概要

第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

基本方針1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり【産業分野】

個別計画の名称	計画期間	趣旨・目的	基本計画 掲載ページ
兵庫県鳥獣保護計画	H24～H28	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が定めた基本指針に沿い、知事が地域特性を考慮しながら定める野生鳥獣保護管理の基本的な方針となる計画。	7
宍粟市鳥獣被害防止計画	H25～H27	「鳥獣被害防止特別措置法」に基づき、野生鳥獣による農林水産物に対する被害を総合的かつ効果的に防止していくために、国の指針に則して策定した計画。	7
宍粟市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	H26～H28	宍粟市の農業経営の現状を把握し、農業経営基盤強化の目標や農業規模の指標等を設定し、宍粟市における健全で安定した農業経営を促進するための基本的な事項をまとめた構想。	7
林業再生プロジェクト基本構想	H18～H27	宍粟市の森林保全、地域林業の活性化を図ることを目的に、今の森林から利益を生み、健全な森林を次の世代に引き継いでいくため、林業再生の取組みについてまとめた構想。	9
宍粟市森林整備計画	H21～H30	地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や、これを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの計画。	9
企業立地促進法に基づく産業集積の形成及び活性化に関する基本計画	H23～H27	「企業立地促進法」に基づき、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組みを推進するための基本計画。 国からの同意が得られた場合、基本計画の指定集積業種に該当する企業が、企業立地計画、事業高度化計画を申請し、承認を受ければ一定の支援措置を受けることが可能となる。	12
ふるさと宍粟の観光基本計画	H25～H28	「ふるさと宍粟観光条例」の理念に基づき、市民、行政、観光関連事業者など、まちの担い手が地域総がかりで観光まちづくりを進めるための取組みを具体化する計画。	16

基本方針2. 快適に暮らせるまちづくり【生活基盤分野】

個別計画の名称	計画期間	趣旨・目的	基本計画 掲載ページ
宍粟市環境基本計画	H22～H27	「環境基本法」及び「宍粟市環境基本条例」に基づき、今後の本市における環境関連施策を体系的に整理し、総合的かつ計画的に推進するための計画。	19・31・ 33・35
宍粟市一般廃棄物処理基本計画	H22～H36	「廃棄物処理法」に基づき、「宍粟市環境基本計画」で掲げるごみ処理行政分野における計画事項を具体化させるための計画。	19・31・33
宍粟市市営住宅整備計画	H22～H31	公営住宅の需要の把握と地域の実情に応じたストック活用の理念と必要供給戸数の設定を行い、建替事業、改善事業、維持保全などの適切な手法のもと、公営住宅ストック（現在建築されている住宅）を総合的に活用するための計画。	21
宍粟市住宅長寿命化計画	H22～H31	「宍粟市市営住宅整備計画」に基づき、住宅ストックを定期的に点検し、適切な時期の修繕及び耐久性の向上等を図ることで、住宅の長寿命化と効率的かつ円滑な更新、コスト縮減に繋げるための計画。	21
兵庫県（西播磨地域）社会基盤整備プログラム	H26～H35	道路や河川などの社会基盤整備を推進していくにあたり、地域の課題やニーズに対応する緊急かつ重要な事業を盛り込み、計画的かつ効率的に取り組むため、事業の概要や実施時期などを明らかにした計画。	23
宍粟市橋梁長寿命化修繕計画	H27～H31	今後増大する老齢化橋梁（設置後経過年数が50年を超えるもの）に対応するため、従来の事後的な修繕及び架替から、計画的な修繕及び架替へと政策転換を図り、安全で安心できる道路サービスの提供を行うとともに、橋梁の延命を図ることで必要予算の平準化や維持管理コストの縮減を図ることを目的とした計画。	23
宍粟市水道基本計画（地域水道ビジョン）	H20～H30	安心・安全な水道水の供給を維持していくことを目的に、水需要予測や財政健全化、施設整備など、水道事業の現状と将来の見通し、運営方針を分析し、評価するための計画。	25
下水道長寿命化計画	H25～	公共下水道施設の機能を効率的かつ経済的に維持していくため、計画的な施設更新による長寿命化やライフサイクルコストの最小化を図ることを目的に、処理区毎に策定する計画。	25
農業集落排水最適整備構想	H23～H24	施設の機能診断を行い、その結果を元に施設の有効利用や長寿命化によるライフサイクルコストの最小化、また各施設の更新に要する経費の平準化を図ることを目的とした構想。	25

宍粟市公共交通再編計画	H27～	市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者で元気な方が利用できるよう、また、環境の保護も含め、通勤通学者の移動手段として利用できるよう、さらに市外からの観光の移動手段としても利用できることを主な目的とした公共交通の再編計画。	27
-------------	------	--	----

基本方針3. 環境にやさしいまちづくり【環境分野】

個別計画の名称	計画期間	趣旨・目的	基本計画掲載ページ
宍粟市環境基本計画	H22～H27	※再掲(82 ページ) (基本方針2. 快適に暮らせるまちづくり【生活基盤(インフラ)分野】に記載)	19・31・33・35
宍粟市一般廃棄物処理基本計画	H22～H36	※再掲(82 ページ) (基本方針2. 快適に暮らせるまちづくり【生活基盤(インフラ)分野】に記載)	19・31・33
宍粟市森のゼロエミッション構想(兼バイオマスタウン構想)	H19～H28	宍粟市の自然資源を活かした地域づくりや、市民生活における循環システムづくりと普及啓発の方法、事業活動における循環システムとバイオマス活用による新たな産業づくり、そしてこれらを実現するための宍粟市の現状に見合った技術の実用化について述べるとともに、国が求めるバイオマスタウン構想に対応する自然や地域資源を生かしたまちづくりを進めるための構想。	35

基本方針4. 安全で安心なまちづくり 【防災分野】

個別計画の名称	計画期間	趣旨・目的	基本計画 掲載ページ
宍粟市地域防災計画	H24～	「災害対策基本法」及び「兵庫県地域防災計画」に基づき、宍粟市域の災害対策全般に関し、迅速な災害応急対応を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とした計画。	39
宍粟市国民保護計画	H19～	「国民保護法」や「兵庫県国民保護計画」等を踏まえ、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とした計画。	39
宍粟市危機管理基本指針	H27～	市に起きるであろうと想定される危機事象に対して、所管部局を明確にするとともにマニュアルを作成し、危機事象発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を整え、市民の安全・安心を確保することを目的とした指針。	39

第2章 安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

基本方針5. 子どもが健やかに育つまちづくり【子育て・教育分野】

個別計画の名称	計画期間	趣旨・目的	基本計画 掲載ページ
宍粟市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31	「子ども・子育て支援法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備するための計画。	47・49・67
宍粟市幼保一元化推進計画	H21～H30	少子化が進み子どもの数が年々減少の一途を辿っており、子どもの集団規模が小規模化している中、多様なニーズや社会環境の変化に対応できる幼稚園・保育所の再編など、就学前の子どもにとってより良い教育・保育環境の体制の構築に向け、具体的な推進策等を定めた計画。	49
しそくこども指針	H25～	将来を担う子どもたちが、夢や希望を持って個性や能力を伸ばし健やかに成長し、豊かな人間性の基礎を育むことを基本理念として、めざす乳幼児期の教育・保育と就学前に育てたいこどもの像を示した指針。	49
しそくの子ども生き生きプラン	H20～H29	「教育基本法」に基づき、教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるために策定する基本計画で、地域総がかりによる新しい時代の学校教育の確立を目指すため、宍粟市の義務教育の方向性を示した計画。 (＝宍粟市義務教育の振興に係る長期構想)	52
宍粟市学校規模適正化推進計画	H21～H30	「しそくの子ども生き生きプラン」に基づき、学校規模の適正化 に関する推進計画を定め、保護者や地域の理解と納得を得ながら年次的な推進を図っていくための計画。	52
宍粟市社会教育振興計画	H24～H33	国の「教育振興基本計画」及び「兵庫県教育基本計画」を踏まえ、宍粟市の実情に応じた社会教育振興のため、市民一人ひとりが共に学び共に支えあえる総合的な社会教育施策を展開するための基本的な計画。	55・71・ 73・75・77

基本方針6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり【保健・医療・福祉分野】

個別計画の名称	計画期間	趣旨・目的	基本計画 掲載ページ
健康しそう 21	H26～H30	「健康増進法」に基づき、国の「健康日本 21」、兵庫県の「健康づくり推進実施計画」を受けて策定するもので、地域の実情等に応じ、独自の課題を設定する等、市民の健康の増進の総合的な推進を図るための方針。	59
特定健康診査等実施計画	H25～H29	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、宍粟市国民健康保険に加入する 40 歳から 74 歳までの被保険者に対して実施する、特定健康診査・特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項及び成果に係る目標に関する基本的事項について定めた計画。	59
宍粟市食育推進計画	H22～H31	「食育基本法」に基づき、市民が「食」について改めて意識を高め、心身の健康を増進する食生活を実践し、豊かな食文化の継承と発展を実現することを目的に、宍粟市の食育推進の基本的な考え方を示した計画。	59
宍粟市地域福祉計画	H27～H31	「社会福祉法」に基づき、各分野の福祉計画の現況や課題等を盛り込み、それぞれの分野で具体的な取組みを進めていくうえでの基本的な考え方や方向性を示した計画。	63・67
宍粟市老人福祉計画及び介護保険事業計画	H27～H29	「老人福祉法」に基づき、高齢者に係る福祉施策全般について定める老人福祉計画と、「介護保険法」に基づき、65 歳以上の要介護認定者等が必要とする介護保険サービスに関する整備目標等を一体的にまとめた計画。	63・67
宍粟市障害者計画	H24～H29	「障害者基本法」に基づき、国や県の「障害者基本計画」を基本とし、市の障害者施策の基本的な取組みを定めた計画。	65・67
宍粟市障害福祉計画	H27～H29	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定めた計画。	65・67
宍粟市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31	※再掲(85 ページ) (基本方針1. 子どもが健やかに育つまちづくり【子育て・教育分野】に記載)	47・49・67

基本方針7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり【社会教育分野】

個別計画の名称	計画期間	趣旨・目的	基本計画 掲載ページ
宍粟市社会教育振興計画	H24～H33	※再掲(85 ページ) (基本方針1. 子どもが健やかに育つまちづくり 【子育て・教育分野】に記載)	55・71・ 73・75・77
宍粟市読書活動推進計画	H26～	市民全体の読書活動を高めていくための指針 や具体的な取組みを定めた計画。	71
宍粟市人権施策推進計画	H19～	市が取り組むべき人権施策推進の基本理念や 基本的方向性などを明らかにし、人権施策をよ り総合的、効果的に推進するための計画。	77
宍粟市男女共同参画プラン	H22～H31	男女共同参画社会の実現に向けて市のめざす 方向を明らかにし、男女共同参画に関する取 組みを総合的かつ計画的に推進するための計 画。	79
宍粟市配偶者等からの暴力対 策基本計画	H28～	男女共同参画社会の構築をめざし、暴力を許 さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支 援など、総合的な取組みを一層進めるための 基本計画。	79

(参考資料2)

■まちづくり指標一覧

第1章 住み続けたい、住んでみたいまち

基本方針1. 魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり【産業分野】

基本施策	No.	指標名	単位	策定 現状値	目標値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
1. 農業の 振興	1	認定農業者数【累計】 【目標値の考え方】 「人・農地プラン」の推進により、地域の中心的担い手の育成に取り組み、平成26年度現状値を基準に、営農組織の中から1年あたり1人の認定農業者の増加を目標とする。	人	27	33	38	担当課保有の管理台帳
	2	集落営農組織数【累計】 【目標値の考え方】 「人・農地プラン」の推進により、地域の中心的担い手の育成に取り組み、平成26年度現状値を基準に、1年あたり1組織の増加を目標とする。	組織	60	66	71	「兵庫県管内農業集落調査」及び担当課保有の管理台帳
	3	農林業被害額 【目標値の考え方】 過去3年の平均被害額を基準に、H32の目標を平均被害額の半分に設定し、その後は目標値を維持していく。	千円/年	16,828	8,000	8,000	兵庫県調査「野生動物による農林業被害集計表」※公表は翌年度の8月以降
	4	食料自給率（カロリーベース） 【目標値の考え方】 農林水産省「食料・農業・農村基本計画」に準じ設定	%/年	43.0	44.0	45.0	農林水産省 地域食料自給率試算ソフト及び統計情報「わがマチ・わがムラ（市町村データ）」 ($\text{実産生産熱量（カロリー）} \div \text{市民供給熱量（カロリー）}$)
2. 林業の 振興	5	林業担い手人数【累計】 【目標値の考え方】 林業の担い手確保は、集約化による森林整備を促進するうえで計画的に継続していく必要があり、平成26年度現状値を基準に1年あたり2%の増加を目標とする。	人	163 (H25)	183	199	「兵庫県林業統計書」※公表は翌々年度以降
	6	素材生産量 【目標値の考え方】 市の森林の成長量は年間25万㎡で、実産材の利活用と一体となった生産に取り組む必要があり、平成26年度現状値を基準に1年あたり5%の増加を目標とする。	㎡/年	80,203 (H25)	104,000	124,000	「兵庫県林業統計書」※公表は翌々年度以降
3. 商工業 の振興	7	製造品等出荷額（4人以上の事業所） 【目標値の考え方】 景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増額を見込むことは難しい状況であるが、各施策の取り組みにより、現状値の維持を目標とする。	億円/年	637.4 (H25)	現状値 を維持	現状値 を維持	「工業統計調査」（経済センサス活動調査の前年以外は、毎年実施）※公表は翌々年度以降

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H26	
3. 商工業 の振興	8	商品販売額	億円/年	412.3 (H24)	現状値 を維持	現状値 を維持	「商業統計調査」または「経済センサス」 (平成 28 年(経)、平成 31 年(商・経)、平成 33 年(経)、平成 36 年(商・経)実施予定) ※公表は翌々年度以降
		【目標値の考え方】 景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増額を見込むことは難しい状況であるが、各施策の取組みにより、現状値の維持を目標とする。					
	9	従業者数(工業統計)	人/年	4,605 (H25)	現状値 を維持	現状値 を維持	「工業統計調査」(経済センサス活動調査の前年以外は、毎年実施) ※公表は翌々年度以降
		【目標値の考え方】 景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増額を見込むことは難しい状況であるが、各施策の取組みにより、現状値の維持を目標とする。					
	10	従業者数(商業統計)	人/年	2,389 (H24)	現状値 を維持	現状値 を維持	「商業統計調査」または「経済センサス」 (平成 28 年(経)、平成 31 年(商・経)、平成 33 年(経)、平成 36 年(商・経)実施予定) ※公表は翌々年度以降
		【目標値の考え方】 景気低迷、少子高齢化に伴う労働人口の減少の中で増額を見込むことは難しい状況であるが、各施策の取組みにより、現状値の維持を目標とする。					
4. 観光の 振興	11	観光入込客数【延べ】	千人/年	1,217	1,400	1,600	「兵庫県観光客動態調査」
		【目標値の考え方】 1 年あたり 4 万人(5 年で 20 万人)の増加を目標とする。					
	12	道の駅利用者数【延べ】	千人/年	434	490	560	それぞれの道の駅からの年間事業報告
		【目標値の考え方】 「観光入込客数」の目標値に対し、その 35%の割合を設定					

基本方針2. 快適に暮らせるまちづくり【生活基盤分野】

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
5. 生活景観の保全	13	クリーン作戦等の参加世帯割合	%/年	69.9	76.0	81.0	クリーン作戦等を実施する団体等から提出される参加世帯÷年度当初の世帯数
		【目標値の考え方】 現状値を基準に、1年あたり1%の増加を目標とする。					
5. 生活景観の保全	14	耕作放棄田率	%/年	13.6	現状値より減少	現状値より減少	農業委員会が毎年度実施する農地パトロールにおける放棄田面積÷市内農地面積
		【目標値の考え方】 過疎化や高齢化等により労働力不足が深刻化している状況であるが、農業振興施策の取組みを推進していく中で、現状値以下に抑えることを目標とする。					
6. 住環境整備、土地利用の推進	15	住宅整備計画に基づく市営住宅建替え実施率	%	0	55.0	100	建替え戸数÷住宅整備計画における建替え計画戸数
		【目標値の考え方】 簡易耐火構造の市営住宅は耐用年数を45年と設定しており、計画的に建替えを進める。					
6. 住環境整備、土地利用の推進	16	地籍調査進捗率	%	62.7	69.8	75.7	調査済面積÷調査対象面積
		【目標値の考え方】 地籍調査実施計画に基づき設定					
7. 道路網の整備	17	道路改良率	%	59.6	60.2	60.7	改良済の市道延長÷市道総延長
		【目標値の考え方】 道路網の整備は今後も継続して実施していく必要があるが、限りある財源の中で真に必要な整備を慎重かつ効果的に取組むことを基本に、1年あたり0.1%の増加を目標とする。					
8. 上下水道の整備	18	水道の有収率	%/年	85.2	85.8	86.3	年間総有収水量÷年間総配水量
		【目標値の考え方】 宍粟市は面積が広く管路延長が非常に長いことから給水効率が非効率であるため、今後も大幅な上昇は困難であるが、普及啓発に努めることにより、1年あたり0.1%増を目標とする。					
	19	経常収支比率（上水道）	%/年	87.4	100以上	100以上	経常収益÷経常費用
		経常収支は年度の条件によって変動するが、この数値が100%以上であれば黒字であるため、100%以上を目標とする。					
	20	下水道接続率	%/年	92.6	93.8	95.0	下水道使用人口÷処理区域内人口
8. 上下水道の整備		【目標値の考え方】 最終的な目標は100%であるが、高齢者世帯の増加や低所得世帯などの経済的事情も勘案し、平成37年度の目標値を95%とし、年間0.2%の増を目標とする。					
	21	料金回収率（下水道）	%/年	51.5	54.5	57.0	料金収益÷（営業費用＋営業外費用）
		【目標値の考え方】 数値が高いほど料金回収率が良好であるが、下水道整備時に要した費用の起債償還金利息も高いため、1年あたり0.5%の増を目標とする。					
9. 公共交通の充実	22	路線バス利用者数（H28以降）【延べ】	人/年	166,095	200,000	200,000	路線バス運行事業者が実施する「路線バス乗降調査」 ※公表は翌年度の9月以降
		【目標値の考え方】 平成28年度から新交通システムが運行する予定であり、利用者数を200,000人と見込む。過疎化や少子化など社会的要因により人口減少傾向にあるが、利用促進を図ることで目標を維持していく。					

基本方針3. 環境にやさしいまちづくり【環境分野】

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
10. 自然環境の保全	23	広葉樹転換面積	ha/年	8.0	10.4	12.4	県民緑税を活用し、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業を実施した面積
		【目標値の考え方】 高齢人工林の整備は今後も継続して実施していく必要があるが、長期にわたる木材価格の低迷の中でもあり、1年あたり0.4%の増加を目標とする。					
	24	揖保川水質状況（BOD値）	mg/ℓ	2.0未満	2.0以下	2.0以下	市が毎年採水検査する揖保川最南端の戸原橋における水質状況
		【目標値の考え方】 河川におけるBODの基準値である2.0mg/ℓ以下を維持していくことを目標とする。 (環境基準にかかる水域及び地域の指定権限の委任に関する政令により定める該当類型A)					
11. 資源循環型社会の構築	25	千種川水質状況（BOD値）	mg/ℓ	2.0未満	2.0以下	2.0以下	市が毎年採水検査する千種川最南端の阿踏橋における水質状況
		【目標値の考え方】 河川におけるBODの基準値である2.0mg/ℓ以下を維持していくことを目標とする。 (環境基準にかかる水域及び地域の指定権限の委任に関する政令により定める該当類型A)					
	26	環境教育を実施した小学校数	校/年	17/17	14/14	全校	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 環境体験事業として、現在は市内の全小学校が3年生を対象に複数回の環境教育を実施しており、今後も継続して全校での実施を目標とする。(学校規模適正化の取組みにより学校数は減少する見通し)					
	27	市民1人1日あたりのごみ排出量	g/日	710.0	679.4	667.7	(家庭系ごみ+事業系ごみ)÷年間平均の住民基本台帳人口 ※家庭系ごみ=収集ごみ・資源集団回収・店頭回収・瓦ブロック等
		【目標値の考え方】 一般廃棄物処理基本計画で示すH32とH36(最終年度)の予測値を目標とする。					
	28	ごみ再資源化率	%/年	17.5	33.3	34.2	資源化ごみ(ビン類・缶類・ペットボトル・プラ製容器・紙類・布類・焼却灰)排出量÷ごみ総排出量
		【目標値の考え方】 一般廃棄物処理基本計画での予測値H32とH36(最終年度)を目標とする。					
12. 再生可能エネルギーの活用	29	再生可能エネルギー自給率	%/年	28.8 (H25)	44.3	57.1	「エコしろうアクションプラン2011」で参考としている、千葉大学倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究所が毎年発表する「永続地帯報告書」の数値 ※公表は翌々年度以降
		【目標値の考え方】 エコしろうアクションプラン2011で定める2030(H42)年の目標値70%を基準に、宍粟市スマートコミュニティ化ロードマップで示す永続地帯化プランの試算値を参考に算出。					

基本方針4. 安全で安心なまちづくり【防災分野】

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
13. 防災体制の充実	30	ひょうご防災ネットの加入者数【累計】 【目標値の考え方】 過去3年間の加入数の推移から、1年あたり約300件の加入数を目標とする。	人	3,272	4,500	6,000	ひょうご防災ネットサポートセンター（株式会社ラジオ関西）の集計値
	31	自主防災マップ・防災台帳作成団体数【累計】 【目標値の考え方】 作成に至るまでの打合せや指導等の期間を考慮して、1年あたり20件を目標に、5年間で市内155すべての自主防災組織の作成を目指す。	団体	40	155	155	担当課保有の管理台帳
14. 消防・救急体制の充実	32	消防団員数 【目標値の考え方】 過疎化、少子化が進行する社会状況にあるが、まずは消防団員数の減少に歯止めをかけ、現状値を維持していくことを目標とする。	人	1,647	現 状 値 を維持	現 状 値 を維持	年度当初の消防団員数
	33	応急手当講習受講者数【延べ】 【目標値の考え方】 これまでの受講者数の実績及び宍粟市年代別人口統計により、受講可能な年齢の人口を算出	人/年	1,781	1,800	H32より 増加	宍粟消防署保有の管理台帳
	34	普通救命講習受講者数 【目標値の考え方】 これまでの受講者数の実績及び宍粟市年代別人口統計により、受講可能な年齢の人口を算出	人/年	461	600	H32より 増加	宍粟消防署保有の管理台帳
	35	火災による死者数 【目標値の考え方】 火災予防の普及啓発により市民の防火意識の向上を図り、住宅火災を減らすとともに火災による死者を0人にすることを目標とする。	人/年	1	0	0	宍粟消防署保有の管理台帳
	36	交通事故発生件数 【目標値の考え方】 西播磨地域における宍粟市の自動車運転免許保有者数に対する交通事故件数の割合は5.2%となっている。これを基準に、H32は姫路市を除いた西播磨の平均値（4.9%）を、H37は西播磨の最低値（4.2%）を目標とする。	件/年	1,430	1,381	1,183	「交通年鑑」（兵庫県警察本部）
15. 防犯・交通安全の推進	37	刑法犯罪認知件数 【目標値の考え方】 現状値を基準に、H32年度10%減、H37年度20%減の目標とする。	件/年	221	199	177	「兵庫県警察統計」
	38	消費者相談による契約被害防止率 【目標値の考え方】 啓発や情報提供を行いながら効果的に取組むことにより、現状値を基準に1年あたり0.5%の増加を目標とする。	%/年	17.1	20.1	22.6	未然防止件数÷契約件数

第2章 安心して子どもを産み育てられ、 いつまでも元気に過ごせるまち

基本方針5. 子どもが健やかに育つまちづくり【子育て・教育分野】

基本施策	No.	指標名	単位	策定 現状値	目標値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
16. 子育て支援の推進	39	出生数 【目標値の考え方】 子育て支援の取組みを実施していく中で現状の維持に努めながら、宍粟市人口ビジョンの「自然増における目標」をめざすものとする。	人/年	269 (H25)	現状値 を維持	276	「兵庫県保健統計（年報）」 ※公表は翌年度の秋以降
	40	この地域で子育てをしたいと思う親の割合 【目標値の考え方】 現在のところ市独自のデータがないため、公表されている全国ベースライン数値を現状値とし、目標値は全国の目標と同じ数値とする。	%/年	91.1	93.0	H32より 増加	国（厚生労働省）が策定する母子保健の国民運動計画「健やか親子21」に基づき、「乳児・1歳6ヶ月・3歳児健診」の際にアンケート調査を実施
	41	ファミリーサポートセンター会員数 【目標値の考え方】 引き続き保護者等を対象に会員の登録を推進することで、現状値を基準に1年間あたりの増加率を2%に設定	人/年	230	257	280	年度末の登録会員数
	42	学童保育利用者数 【目標値の考え方】 これまでの実績から、未開設校区の利用増加及び将来予測を見込んで設定。	人/年	263	330	330	年度当初の登録者数
	43	幼稚園・保育所と小学校との連携事業数【延べ】 【目標値の考え方】 平成26年度のパートナーシップにおける連携・交流事業数を基準に、現状の取組みを将来にわたり維持していくことを目標とする。	回/年	405	現状値 を維持	現状値 を維持	「しろう幼保・小・中パートナーシップ」における連携事業数
17. 就学前教育の充実	44	幼稚園・保育所の関係者評価実施率 【目標値の考え方】 100%を最終の目標とするが、一部の私立認可保育所には自己評価も未実施の施設があり、評価制度についての理解を求める中で、順次実施率を上げていきたい。	%/年	69.0	70.8	83.3	関係者評価を実施した施設数÷全施設数
	45	関係者評価におけるA評価の割合 【目標値の考え方】 幼稚園や保育所の運営が数値だけで評価されるものではないが、ひとつの目指すべき理想として、すべての評価項目がA評価となることを目標とする。	%/年	72.6	100	100	A評価数÷全項目数
	46	認定こども園再編実施校区数【累計】 【目標値の考え方】 「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき設定	校区	1	4	7	担当課保有の管理台帳
	47	国語及び算数（数学）の授業の内容がよく分かる児童生徒の割合 【目標値の考え方】 全国平均値（75.9%）と比較すると、宍粟市は現状でもかなりの高い率であることも考慮し、現状維持を前提に5年間で1%程度の上昇をめざす。	%/年	81.2	82.0	83.0	「全国学力・学習状況調査」において、「国語の授業の内容はよく分かりますか」「算数（数学）の授業の内容はよく分かりますか」という質問に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童（小学校5年生）・生徒（中学校2年生）の割合
18. 学校教育の充実	47	国語及び算数（数学）の授業の内容がよく分かる児童生徒の割合 【目標値の考え方】 全国平均値（75.9%）と比較すると、宍粟市は現状でもかなりの高い率であることも考慮し、現状維持を前提に5年間で1%程度の上昇をめざす。	%/年	81.2	82.0	83.0	「全国学力・学習状況調査」において、「国語の授業の内容はよく分かりますか」「算数（数学）の授業の内容はよく分かりますか」という質問に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童（小学校5年生）・生徒（中学校2年生）の割合

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
18. 学校教育の充実	48	将来、自主的に運動したいと考えている児童・生徒の割合	%/年	58.8	61.0	63.0	「全国体力・運動能力調査」において、「将来（小学生では中学校で授業以外に、中学校では卒業後）、自主的に運動したい」と回答した児童・生徒の割合
		【目標値の考え方】 全国平均値（63.4%）と比較すると、現状では宍粟市はかなり低い率なので、10年間をかけて全国平均値をめざす。					
19. 青少年健全育成の推進	49	食べよう宍粟のめぐみ（給食用地元食材利用率）	%/年	69.0	77.0	77.0	地元産野菜使用重量÷全野菜使用重量
		【目標値の考え方】 安全で安心な食材を今後も継続して確保をしていく必要があり、山崎及び一宮の保冷库等を活用することにより、利用率の向上を図っていく。					
19. 青少年健全育成の推進	50	青少年育成委員巡回指導回数	回/年	63	現状値を維持	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 夏季や行事の際に重点をおくなど、各校区の育成委員会ごとに実情に応じた巡回が実施されている。いずれの校区とも現状の巡回回数程度が適当であり、現状値を維持していくことを目標とする。					
	51	登下校指導ボランティア数【累計】	人	1,901	現状値を維持	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
19. 青少年健全育成の推進	52	子ども講座・体験活動受講者数【延べ】	人/年	567	現状値を維持	現状値を維持	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 少子化や子どもたちの放課後の過ごし方の変化等もあり、参加者数の増加を見込むことが困難な状況にあるが、引き続き子育て支援等の取り組みを実施していく中で、まずは現状を維持していくことを目標とする。					

基本方針6. 保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり【保健・医療・福祉分野】

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
20. 健康づくりの推進	53	健康寿命	歳	男性：77.50 女性：82.62 (H22)	現 状 値 よ り 増 加	H32より増加	国勢調査人口と介護認定データに基づき兵庫県が算定（平均寿命－日常生活に制限のある期間） ※国勢調査データを用いるため5年に1回算出
		【目標値の考え方】 日本人の平均寿命は今後も伸びると想定されており、平均寿命の伸びを上回る健康寿命の伸びを目標とする。					
	54	3大生活習慣病による死亡者の割合	%/年	56.7 (H25)	現 状 値 よ り 減 少	H32より減少	「兵庫県保健統計（年報）」 3大生活習慣病死亡者数÷死亡者総数 ※公表は翌年度の秋以降
20. 健康づくりの推進	55	特定健診受診率	%/年	37.7 (H25)	60.0 以上	60.0 以上	兵庫県が公表する「特定健診・保健指導等実績（法定報告）」 ※公表は翌年度の秋以降
		【目標値の考え方】 国（厚生労働省）が示す平成30年度の目標数値60%以上を目標とする。					

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
21. 医療体制の充実	56	患者紹介率	%/年	44.2	50.0	55.0	(紹介患者数+救急搬入患者数)÷初診患者数
		【目標値の考え方】 地域の2次救急を担う病院として、安定した医療の提供を目指し、平成32年度までは概ね1年に2%の向上を目標とする。					
	57	患者逆紹介率	%/年	65.3	70.0	75.0	逆紹介患者数÷初診患者数
		【目標値の考え方】 市内唯一の総合病院として、各医療機関と連携をとりながら、機能を分担し地域完結型医療を目指すこととし、概ね1年に1%の向上を目標とする。					
	58	病床利用率	%/年	66.4	71.9	76.0	1日当り平均入院患者数÷病床数
		【目標値の考え方】 市内唯一の総合病院として安定した医療を提供するためには、財政状況の健全化が不可欠であり、概ね1年あたり1%の向上を目標とする。					
	59	病院事業経常損益	億円/年	△4.84	△0.49	0.35	病院事業特別会計決算
		【目標値の考え方】 宍粟総合病院が策定する個別計画に基づき設定					
22. 高齢者福祉の充実	60	常勤医師の充足率	%/年	76.0	80.0	84.0	宍粟総合病院保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 退職される医師の補充も踏まえ、10年後は84%の充足をめざす。					
	61	看護師の充足率	%/年	87.1	92.0	97.0	宍粟総合病院保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 離職率が高い傾向にあるが、奨学金制度や院内託児所、看護師宿舎の活用を図りながら、10年後は97%の充足をめざす。					
	62	国民健康保険税現年課税分収納率	%/年	93.6	92.5以上	財政安定化支援方針に定める収納率	現年分収納額÷現年分調定額
		【目標値の考え方】 「第2期財政安定化支援方針」において、被保険者数規模別の収納率目標値が設定されており、その数値を目標値とする。(H29まで「92.5%」(一般被保険者分))					
22. 高齢者福祉の充実	63	65歳以上の高齢者が、見守りが必要な高齢者を支援している割合	%/年	11.2 (H25)	12.2 ~13.2	13.2 ~14.2	65歳以上で見守りが必要な高齢者を支援する活動をしている人÷65歳以上の高齢者(要介護4~5を除く) ※老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定に際し、3年に1回実施しているアンケート調査による回答結果
		【目標値の考え方】 団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、地域の実情にあった「地域包括ケアシステム」の構築が重要であることから、増加の目標とする。					
	64	認知症サポーター登録者数	人/年	—	100	100	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 認知症サポーター養成講座を1年あたり10回を目標に開催することとし、受講者の中から毎年100人程度を目標にサポーター登録へと結びつけ、認知症への理解と支援の取組みを充実させていく。					
22. 高齢者福祉の充実	65	市民が主体的に運営する介護予防教室の登録者の割合	%/年	4.7	10.0	10.0	いきいき百歳体操教室登録者数÷65歳以上人口(各年度末時点)
		【目標値の考え方】 65歳以上人口の約1割が効果的な体操を継続的に実践することで、要介護認定率の抑制に効果があることが兵庫県淡路県民局で検証されており、本市においてもその検証結果を参考とする。					

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
23. 障がい福祉の充実	66	福祉施設からの一般就労者数 【目標値の考え方】 障害福祉計画では、平成 29 年度の見込みを 4 人と定めているが、今後の制度改革等も視野に入れ、平成 32 年度は 4 人以上、平成 37 年度は平成 32 年度以上を目標とする。	人/年	2	4	H32 より増加	担当課保有の管理台帳
	67	グループホーム等利用者数 【目標値の考え方】 障害福祉計画では、平成 29 年度の見込みを 35 人と定めているが、平成 32 年度は事業所が 1 つ増加することを見込んで 5 人増の 40 人とし、平成 37 年度はさらに 1 事業所増を見込んで 45 人とする。	人/年	28	40	45	担当課保有の管理台帳
	68	法定健診受診率 (乳幼児・1.6 歳児・3 歳児) 【目標値の考え方】 障がい等の早期発見による適切な療育等の実施の必要性から、100%を目標とする。	%/年	96.4	100	100	担当課保有の管理台帳
24. 地域福祉の充実	69	ボランティア活動実施人数 (ボランティア災害共済加入者数) 【目標値の考え方】 ボランティア活動者が高齢化している状況の中、今後は大きな増加は困難と考えるが、関係機関と連携した取り組みにより 1 年あたり 20 人の増加を目標とする。	人/年	1,826	1,940	2,040	社会福祉協議会事業報告
	70	就労支援を行った生活困窮者の内、就労に結びついた者の割合 【目標値の考え方】 生活困窮者自立支援制度における国の 27 年度目標値を参考とする。	%/年	—	20.0%	30.0%	就労者累計÷就労支援対象者累計

基本方針7. 心豊かにいきいきと学べるまちづくり【社会教育分野】

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
25. 生涯学習の推進	71	しそく学びパスポート所持者数【累計】 【目標値の考え方】 参加者が固定化している現状にあるが、講座内容の工夫など検討を行い、現状値を基準に 1 年あたり 5 人の増加を目標とする。	人	180	210	235	担当課保有の管理台帳
	72	生涯学習センター登録団体数 【目標値の考え方】 構成員の高齢化等により登録を辞める団体もあるが、新たな団体の登録に向け、広報・啓発に努めることで、75 団体の登録を目標とする。	団体	70	75	75	担当課保有の管理台帳
	73	市民 1 人あたりの図書貸出冊数 【目標値の考え方】 人口の減少化により大幅な増加は難しいが、市民への啓発及び利用者サービスの向上に取組むことにより、1 人あたり 3 冊の貸出を目標とする。	冊/年	2.7	3.0	3.0	年間貸出冊数÷住民基本台帳人口
26. 文化・芸術活動の推進	74	文化芸術施設入場者数【延べ】 【目標値の考え方】 現状値を基準に、1 年あたり 100 人の増加を目標とする。	人/年	107,120	107,700	108,200	山崎文化会館、宍粟市歴史資料館、波賀城史蹟公園、たたら里学習館の入場者数
	75	指定文化財件数【累計】 【目標値の考え方】 現状値を基準に、1 年あたり 1 件の指定を目標とする。	件	113	119	124	担当課保有の管理台帳
	76	外国人との交流イベント参加者数【延べ】 【目標値の考え方】 現在の取組みを強化し、現状値を基準に 10 年間で 20%の増加を目標とする。	人/年	718	790	860	お茶ットルーム参加者数(延べ)と国際ふれあいまつり参加者数の合計

基本施策	No.	指標名	単位	策 定 現状値	目 標 値		数値の出所 (算出方法)
				H26	H32	H37	
27. スポーツ活動の振興	77	スポーツ施設利用者数【延べ】	人/年	152,350	現 状 値 よ り 増 加	H32 より 増加	山崎スポーツセンター、スポニックパークー宮、波賀総合スポーツ公園、波賀B&G海洋センター、千種B&G海洋センターの利用者数
		【目標値の考え方】 過疎化や少子化など、社会的要因により人口減少傾向にあるが、施設の利活用を推進することにより、現状値より増加させていく。					
	78	スポーツや競技で全国大会等に出場する個人または団体数	件/年	36	現 状 値 よ り 増 加	H32 より 増加	「宍粟市スポーツ大会出場奨励金交付要綱」に基づく奨励金交付件数
		【目標値の考え方】 過疎化や少子化など、社会的要因により人口減少傾向にあるが、スポーツ活動の取組みを推進することにより、現状値より増加させていく。					
	79	地域の観光資源を活用したスポーツイベント参加者数 (音水湖カヌー利用者数)【延べ】	人/年	7,469	10,000	H32 より 増加	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 「兵庫県地域創生戦略」及び「宍粟市地域創生総合戦略」との整合を図る。					
28. 人権教育・啓発の振興	80	人権学習会等の実施回数	回/年	167	173	178	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 人権学習会等の実施母体は各自治会における学習会となっている。今後、自治会の数が増加するといった見込みはないため大幅な増加は難しく、現状値を参考に1年間あたり1回の増加を目標とする。					
29. 男女共同参画の推進	81	審議会・委員会などの女性委員の割合	%/年	30.6	35.0	35.0	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 「宍粟市審議会等委員への女性登用促進要綱」(平成25年7月1日施行)に基づき設定					
	82	宍粟市役所における女性管理職の割合	%/年	6.1	15.0	15.0	担当課保有の管理台帳
		【目標値の考え方】 第5次男女共同参画兵庫県率先行動計画「ひょうごアクション8」に示された「兵庫県知事部局等の女性管理職比率：H32 目標値 15%」を参考に、目標を維持していく。					